第4章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果は下記に示すとおりである。なお、東京都内においては対象事業実施区域を含む区市は、港区、渋谷区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区の 6 区、稲城市、町田市、多摩市、八王子市の 4 市となる。

4-1 地域特性の概要

東京都は、区部及び多摩地域の内陸部と伊豆諸島及び小笠原諸島等の島しょ部から成る。内陸部は、雲取山（海抜 2,017m）、三頭山等の山岳地帯で山梨県・埼玉県と境を接し、東京湾に向かってなだらかに下り、千葉県、神奈川県に囲まれ、東西に細長い形をしている。河川は、その地勢から、概ね西部に源を発して東京湾に注いでいる。そのうち、一級河川として多摩川水系、荒川水系、利根川水系、鶴見川水系の 92 河川が、二級河川として 15 河川が流れている。地形は、西が高く、東の方向へ次第に高度を減じ、また群馬県高崎市から埼玉県飯能市を通って八王子市へ延びる八王子構造線によって、西部の関東山地と東部の関東平野に二分される。

島しょ部を含めた東京都の総面積は約 2,188km^2 であり、このうち約 38%が森林、約 31%が宅地、約 4%が農用地となっている。

東京都の気候は、冬季は大陸性高気圧のため、北西ないし西の季節風の影響を受けて乾燥した晴天が多くなっている。また、夏季は太平洋高気圧の圏内に入り、南西の季節風期となり、晴天が多くなっている。東京管区気象台の過去 10 年間の観測によると、年平均気温は約 17℃、月別には約 6℃～約 28℃で変化し、8 月が最も気温が高く、1 月が最も気温が低くなっている。年間降水量は、約 1,600mm であり、国内の年平均降水量と同程度である。月別の降水量は 10 月が最も多く、次いで 9 月、8 月となっている。一方、降水量が最も少ないのは 2 月であり、次いで 1 月、12 月となっている。

東京都の人口は、平成 23 年 1 月現在、約 12,647 千人であり、前年と比較すると約 0.4%増加している。市町村別に見ると、対象事業実施区域に係る関係区市では、世田谷区が約 836 千人で最も多く、次いで大田区が約 675 千人、八王子市が約 554 千人となっている。

東京都の産業別就業者数は、平成 17 年 10 月現在、第 3 次産業が最も多く約 77.4%、第 2 次産業が約 18.7%、第 1 次産業が約 0.4%となっている。全国水準と比べ、東京都は第 3 次産業の割合が高い産業特性を有しており、第 1 次産業は約 0.4%と非常に低い割合となっている。

東京都内には、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園の 3 つの国立公園、明治の森高尾国定公園の 1 つの国定公園のほか、都立滝山自然公園、都立高尾陣場自然公園、都立多摩丘陵自然公園、都立狭山自然公園、都立羽村草花丘陵自然公園、都立秋川丘陵自然公園の 6 つの都立自然公園が存在する。また、東京都内陸部には自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等はないが、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき 48 地域約 751ha の保全地域が指定されている。その内訳は、自然環境保全地域 1 地域、歴史環境保全地域 6 地域、緑地保全地域 38 地域、森林環境保全地域 1 地域、里山保全地域 2 地域となっている。その他、28 地区約 3,572ha の風致地区、3 区域約 1,477ha の近郊緑地保全区域、23 地区約 231ha の特別緑地保全地区が指定されている。

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

1)気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1)気　象

東京都の気象は、冬季は大陸性高気圧のため、北西ないし西の季節風の影響を受けて乾燥した晴天が多い。夏季は太平洋高気圧の圏内に入り、南西の季節風期となり、晴天が多くなっている。

対象事業実施区域及びその周囲[(1)]における気象官署である東京管区気象台の過去 10 年間（平成 13 年～平成 22 年）の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速は、表 4-2-1-1 及び図 4-2-1-1 に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周囲における地域気象観測所（アメダス）の過去 10 年間（平成 13 年～平成 22 年）の観測結果は、表 4-2-1-2 に示すとおりである。なお、当該地域気象観測所での観測データは降水量のみになっている。

東京管区気象台の年平均気温は 16.6℃で、1 月が 6.3℃と最も低く、8 月が 27.5℃と最も高くなっている。年間降水量は約 1,628.2mm で、10 月が 283.6mm と最も多く、2 月が 55.8mm と最も少なくなっている。年平均湿度は 59.4%で、7 月が 70.2%と最も高く、1 月が 45.2%と最も低くなっている。年間日照時間は 1904.8 時間で、1 月が 189.9 時間と最も多く、6 月が 126.0 時間と最も少なくなっている。年平均風速は 3.2m/s で、3 月及び 4 月が 3.6m/s と最も強くなっており、年間を通して見ると、冬から春にかけて強い傾向を示している。また、地域気象観測所の年間降水量の観測結果は東京管区気象台とほぼ同様の傾向を示しており、8 月または 10 月が最も多く、2 月が最も少なくなっている。

図面集［図-1　気象観測地点及び大気質測定地点図］

表 4-2-1-1　気象概況（東京管区気象台　平成 13 年～平成 22 年）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
平均気温（℃）	6.3	7.1	10.0	14.9	19.0	22.8	26.5	27.5	24.2	18.8	13.6	8.8	16.6
降水量（mm）	68.4	55.8	106.8	124.4	161.1	144.2	123.9	168.8	206.8	283.6	101.6	83.2	1628.2
平均湿度（%）	45.2	48.7	50.4	57.0	63.5	69.2	70.2	68.8	67.8	64.8	57.4	50.1	59.4
日照時間（h）	189.9	167.3	178.2	181.2	162.5	126.0	142.7	167.0	133.2	133.4	147.6	175.8	1904.8
平均風速（m/s）	3.3	3.4	3.6	3.6	3.4	2.9	3.1	3.1	3.3	3.1	2.9	3.0	3.2

資料：「過去の気象データ検索」（平成 23 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-2　気象概況（地域気象観測所　平成 13 年～平成 22 年）

降水量（mm）		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
世田谷	世田谷区	71.5	60.3	109.3	123.1	162.4	139.1	144.1	197.9	210.7	281.4	104.3	83.2	1686.9
羽田	大田区	58.8	57.1	108.0	116.0	143.0	141.8	115.7	145.1	179.9	234.6	97.7	78.6	1476.2
八王子	八王子市	69.6	48.1	93.8	107.1	150.0	135.9	176.7	261.0	236.2	254.8	90.4	75.5	1698.7

資料：「過去の気象データ検索」（平成 23 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

---

(1)図面集（5 万分の 1）図面の範囲内で、対象事業実施区域に掛かる関係区市が表示されている範囲。

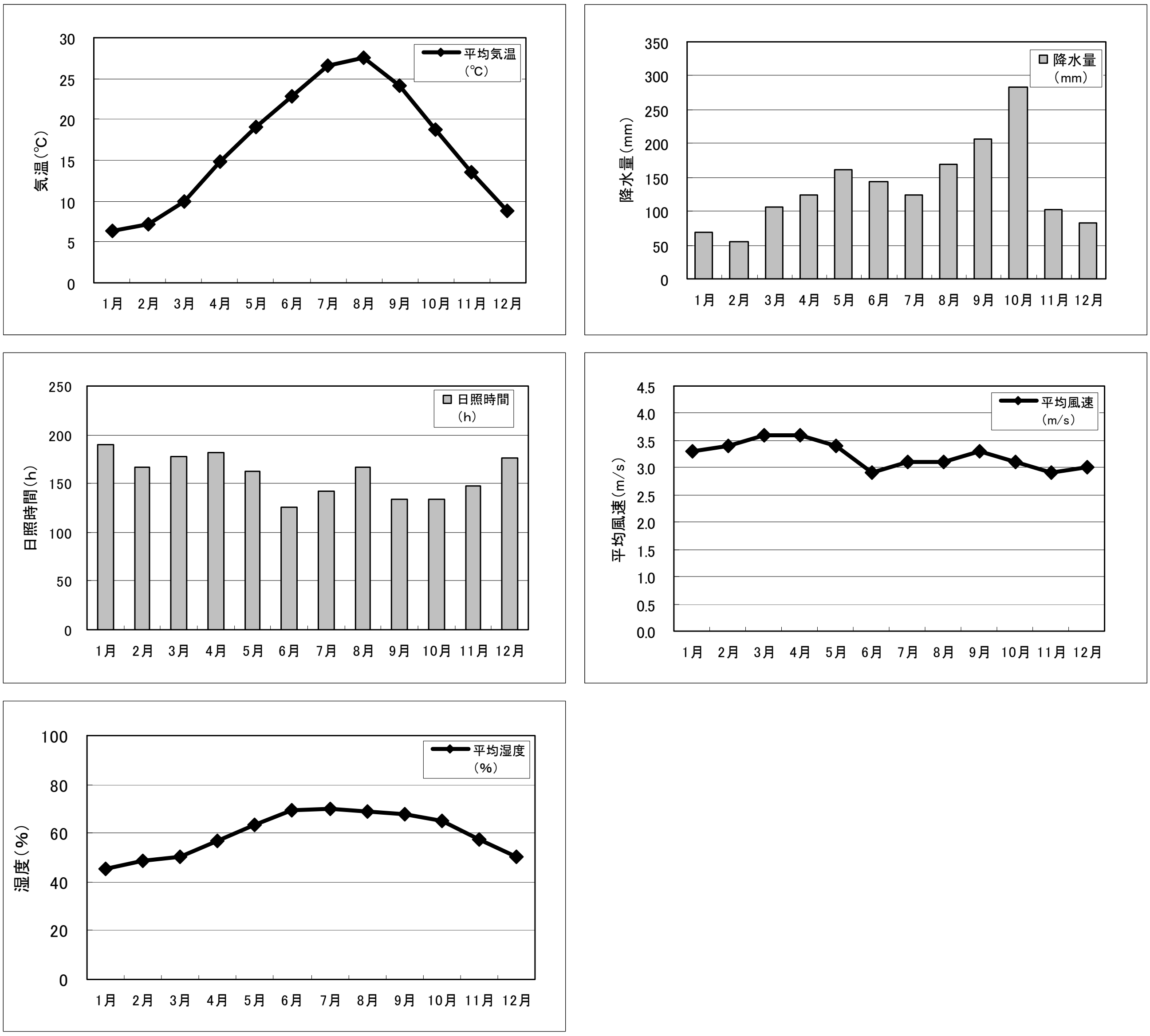

資料：「過去の気象データ検索」（平成 23 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

図 4-2-1-1　気象概況（東京管区気象台　平成 13 年～平成 22 年）

(2) 大気質

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲における二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定結果と経年変化は、表 4-2-1-3～表 4-2-1-7 及び図 4-2-1-2～図 4-2-1-6 に示すとおりである。

二酸化硫黄及び一酸化炭素は、過去 5 年間で測定された全ての地点で環境基準の長期的評価を満たしている。二酸化窒素は、一般局（一般環境大気測定局）では全ての地点で環境基準の長期的評価を満たしているが、自排局（自動車排出ガス測定局）では一部の地点で長期的評価を満たしていない。浮遊粒子状物質は、港区白金一般局で長期的評価を満たしていない年度があるが、それ以外の地点・年度では長期的評価を満たしている。光化学オキシダントは、過去 5 年間で測定された全ての地点について環境基準を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質の測定結果は、表 4-2-1-8 に示すとおりである。これによると、「一般環境」として測定地点が設けられている港区、世田谷区、八王子市について、全地点で環境基準が定められているベンゼン等 4 物質及び環境省指針値が定められている 7 物質は基準値を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類大気環境測定結果は、表 4-2-1-9 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では、港区、大田区、目黒区、世田谷区、町田市、八王子市で各 1 地点において測定されており、全ての地点で環境基準を満たしている。

なお、降下ばいじんの測定は対象事業実施区域及びその周囲では行われていない。

図面集［図-1　気象観測地点及び大気質測定地点図］

表 4-2-1-3　二酸化硫黄の測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大－1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
				日平均値	0.011	0.009	0.008	0.009	0.009
				適合状況	○	○	○	○	○
大－4		品川区	品川区八潮	年平均値	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
				日平均値	0.011	0.012	0.011	0.010	0.010
				適合状況	○	○	○	○	○
大－6		大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003
				日平均値	0.010	0.009	0.007	0.007	0.007
				適合状況	○	○	○	○	○
大－8		世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
				日平均値	0.006	0.005	0.004	0.005	0.004
				適合状況	○	○	○	○	○
大－10		多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
				日平均値	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
				適合状況	○	○	○	○	○
大－11		八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
				日平均値	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。
注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「（平成 17～21 年度）　大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）

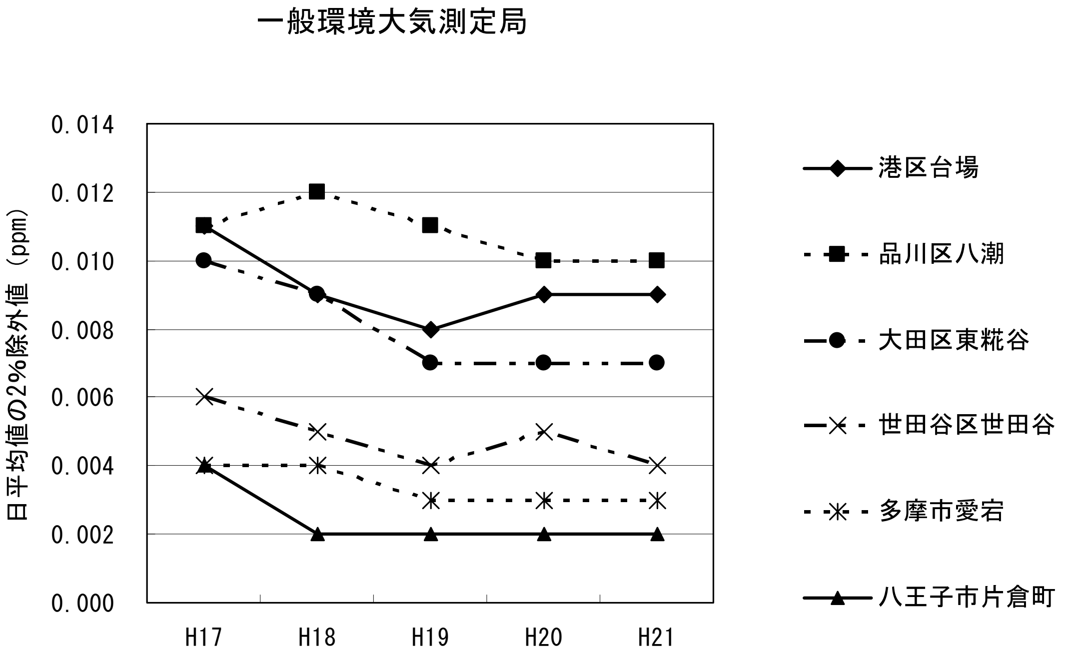

資料：「（平成 17～21 年度）　大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）

図 4-2-1-2　二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 4-2-1-4(1)　二酸化窒素の測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大－1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.032	0.031	0.030	0.028	0.028
				日平均値	0.059	0.056	0.053	0.049	0.052
				適合状況	○	○	○	○	○
大－2			港区白金	年平均値	0.030	0.029	0.027	0.026	0.025
				日平均値	0.055	0.054	0.052	0.046	0.049
				適合状況	○	○	○	○	○
大－3		渋谷区	渋谷区宇田川町	年平均値	0.027	0.028	0.024	0.024	0.023
				日平均値	0.048	0.053	0.048	0.042	0.045
				適合状況	○	○	○	○	○
大－5		品川区	品川区豊町	年平均値	0.027	0.027	0.025	0.025	0.023
				日平均値	0.054	0.052	0.051	0.047	0.047
				適合状況	○	○	○	○	○
大－6		大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.028	0.028	0.028	0.026	0.026
				日平均値	0.051	0.050	0.049	0.046	0.050
				適合状況	○	○	○	○	○
大－7		目黒区	目黒区碑文谷	年平均値	0.029	0.029	0.027	0.026	0.024
				日平均値	0.053	0.052	0.052	0.046	0.049
				適合状況	○	○	○	○	○
大－8		世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.026	0.026	0.024	0.022	0.021
				日平均値	0.049	0.047	0.047	0.040	0.043
				適合状況	○	○	○	○	○
大－10		多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.023	0.022	0.020	0.019	0.018
				日平均値	0.040	0.039	0.039	0.034	0.036
				適合状況	○	○	○	○	○
大－11		八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.019	0.018	0.016	0.016	0.018
				日平均値	0.034	0.033	0.029	0.031	0.031
				適合状況	○	○	○	○	○

表 4-2-1-4(2)　二酸化窒素の測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大自 1	自排局	港区	第一京浜高輪	年平均値	0.037	0.036	0.035	0.033	0.030
				日平均値	0.066	0.064	0.061	0.058	0.054
				適合状況	×	×	×	○	○
大自 2		渋谷区	甲州街道大原	年平均値	0.037	0.039	0.035	0.034	0.033
				日平均値	0.062	0.065	0.058	0.054	0.053
				適合状況	×	×	○	○	○
大自 3		品川区	北品川交差点	年平均値	0.044	0.042	0.041	0.036	0.036
				日平均値	0.074	0.072	0.069	0.061	0.063
				適合状況	×	×	×	×	○
大自 4			中原口交差点	年平均値	0.039	0.038	0.037	0.036	0.033
				日平均値	0.064	0.062	0.060	0.054	0.053
				適合状況	×	×	○	○	○
大自 5		大田区	環七通り松原橋	年平均値	0.049	0.047	0.047	0.045	0.046
				日平均値	0.079	0.076	0.073	0.077	0.076
				適合状況	×	×	×	×	×
大自 6			中原街道南千束	年平均値	0.031	0.030	0.028	0.027	0.027
				日平均値	0.054	0.051	0.051	0.045	0.048
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 7			環八通り千鳥	年平均値	0.033	0.032	0.030	0.027	0.028
				日平均値	0.059	0.059	0.051	0.047	0.050
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 8		目黒区	山手通り大阪橋	年平均値	0.045	0.046	0.041	0.041	0.036
				日平均値	0.067	0.068	0.064	0.061	0.033
				適合状況	×	×	×	×	○
大自 9			環七通り柿の木坂	年平均値	0.038	0.038	0.036	0.036	0.032
				日平均値	0.058	0.060	0.062	0.058	0.053
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 10		世田谷区	玉川通り上馬	年平均値	0.048	0.048	0.047	0.046	0.044
				日平均値	0.076	0.079	0.072	0.078	0.069
				適合状況	×	×	×	×	×
大自 11		八王子市	甲州街道八木町	年平均値	0.025	0.025	0.023	0.022	0.021
				日平均値	0.038	0.040	0.038	0.033	0.036
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間98%値を示す。
注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

資料：「(平成 17～21 年度)　大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

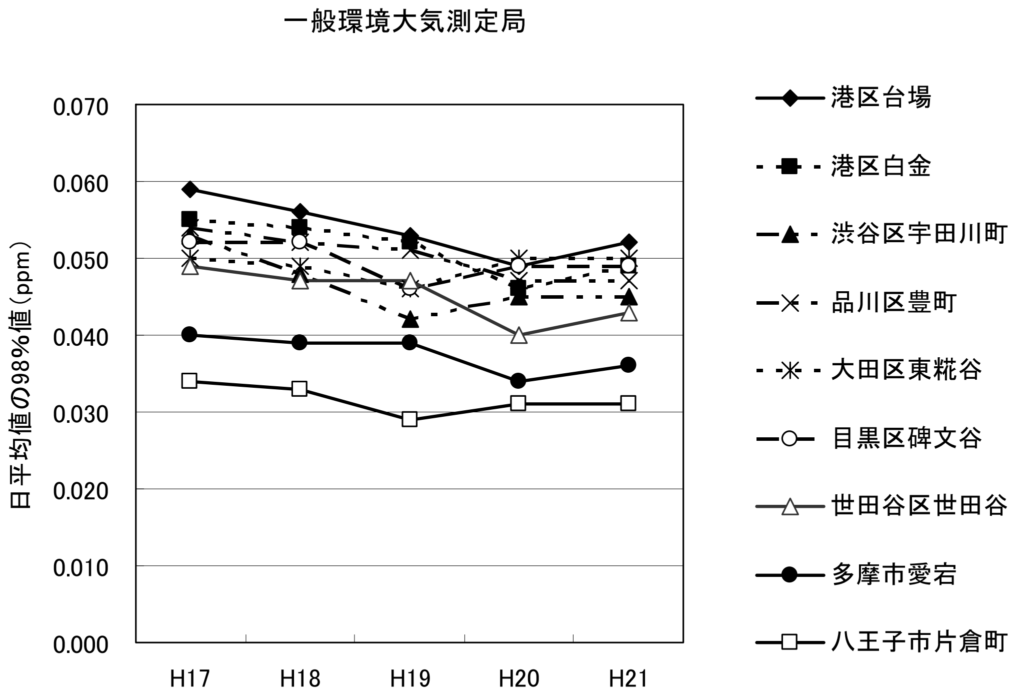

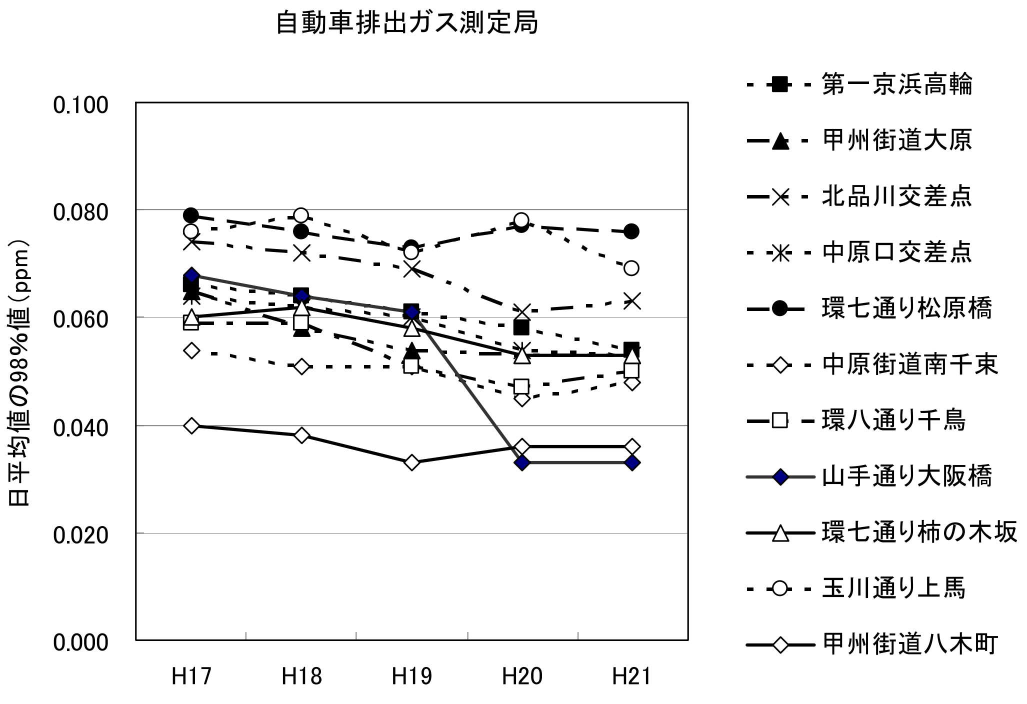

資料：「（平成 17～21 年度）　大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）

図 4-2-1-3　二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-5　一酸化炭素の測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大－6	一般局	大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
				日平均値	1.0	1.0	1.1	0.8	0.8
				適合状況	○	○	○	○	○
大－8		世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
				日平均値	1.1	0.9	1.0	0.8	0.8
				適合状況	○	○	○	○	○
大－10		多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
				日平均値	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 1	自排局	港区	第一京浜高輪	年平均値	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
				日平均値	1.4	1.2	1.3	1.1	1.0
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 3		品川区	北品川交差点	年平均値	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
				日平均値	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 4			中原口交差点	年平均値	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
				日平均値	1.5	1.4	1.4	1.1	1.0
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 5		大田区	環七通り松原橋	年平均値	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8
				日平均値	1.9	1.7	1.6	1.3	1.2
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 7			環八通り千鳥	年平均値	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
				日平均値	1.3	1.2	1.3	1.0	0.9
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 10		世田谷区	玉川通り上馬	年平均値	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6
				日平均値	1.6	1.5	1.3	1.1	1.0
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。
注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「（平成 17～21 年度）　大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）

一般大気測定局

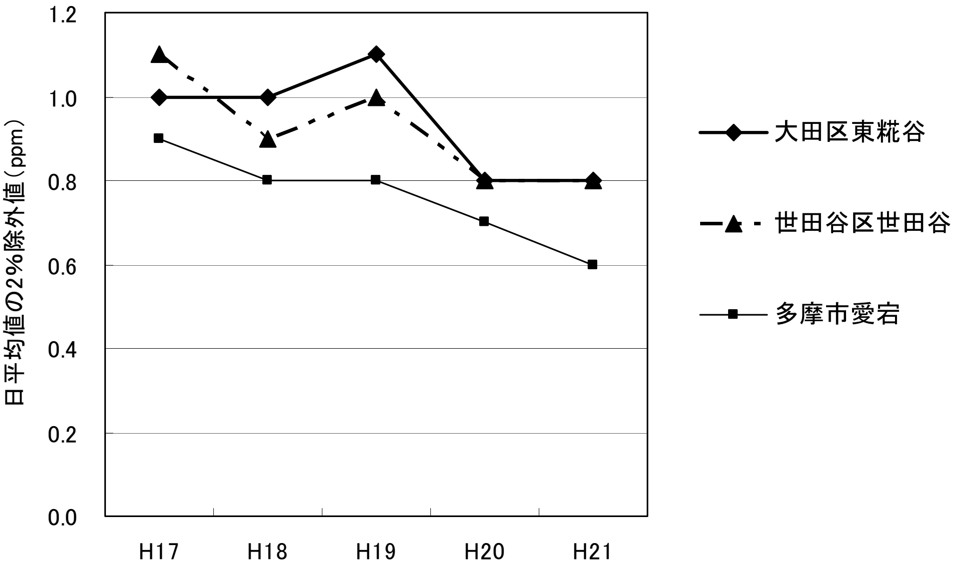

自動車排出ガス測定局

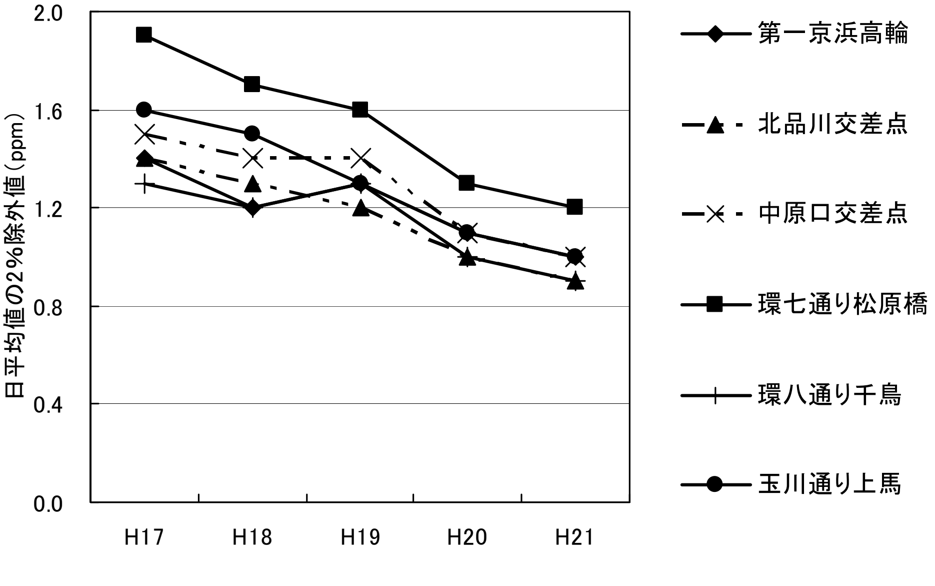

資料:「(平成 17～21 年度)　大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-4　一酸化炭素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-6(1)　浮遊粒子状物質の測定結果

(単位：mg/m³)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大－1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.026	0.030	0.029	0.030	0.028
				日平均値	0.064	0.068	0.068	0.065	0.059
				適合状況	○	○	○	○	○
大－2			港区白金	年平均値	0.033	0.033	0.024	0.024	0.023
				日平均値	0.082	0.088	0.061	0.054	0.048
				適合状況	○	×	○	○	○
大－3		渋谷区	渋谷区宇田川町	年平均値	0.034	0.031	0.032	0.032	0.031
				日平均値	0.080	0.077	0.071	0.071	0.062
				適合状況	○	○	○	○	○
大－4		品川区	品川区八潮	年平均値	0.029	0.028	0.022	0.021	0.020
				日平均値	0.066	0.075	0.055	0.049	0.049
				適合状況	○	○	○	○	○
大－5			品川区豊町	年平均値	0.032	0.031	0.034	0.033	0.031
				日平均値	0.079	0.071	0.077	0.070	0.066
				適合状況	○	○	○	○	○
大－6		大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.034	0.033	0.026	0.028	0.026
				日平均値	0.074	0.079	0.063	0.061	0.057
				適合状況	○	○	○	○	○
大－7		目黒区	目黒区碑文谷	年平均値	0.027	0.029	0.027	0.026	0.024
				日平均値	0.061	0.067	0.063	0.058	0.050
				適合状況	○	○	○	○	○
大－8		世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.022	0.024	0.022	0.021	0.019
				日平均値	0.050	0.053	0.057	0.049	0.044
				適合状況	○	○	○	○	○
大－9		町田市	町田市能ヶ谷町	年平均値	0.029	0.029	0.022	0.020	0.019
				日平均値	0.065	0.072	0.055	0.045	0.041
				適合状況	○	○	○	○	○
大－10		多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.027	0.026	0.024	0.021	0.019
				日平均値	0.056	0.056	0.054	0.048	0.043
				適合状況	○	○	○	○	○
大－11		八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.028	0.025	0.021	0.021	0.017
				日平均値	0.070	0.062	0.047	0.049	0.040
				適合状況	○	○	○	○	○

表 4-2-1-6(2)　浮遊粒子状物質の測定結果

（単位：mg/m³）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大自 1	自排局	港区	第一京浜高輪	年平均値	0.036	0.035	0.031	0.032	0.030
				日平均値	0.075	0.077	0.069	0.064	0.059
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 2		渋谷区	甲州街道大原	年平均値	0.031	0.033	0.029	0.028	0.028
				日平均値	0.067	0.073	0.066	0.059	0.057
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 3		品川区	北品川交差点	年平均値	0.031	0.031	0.029	0.028	0.025
				日平均値	0.071	0.067	0.065	0.057	0.052
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 4			中原口交差点	年平均値	0.034	0.033	0.029	0.032	0.029
				日平均値	0.072	0.073	0.065	0.068	0.062
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 5		大田区	環七通り松原橋	年平均値	0.042	0.044	0.034	0.031	0.029
				日平均値	0.093	0.092	0.075	0.064	0.060
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 6			中原街道南千束	年平均値	0.029	0.029	0.023	0.018	0.017
				日平均値	0.069	0.074	0.059	0.047	0.042
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 7			環八通り千鳥	年平均値	0.028	0.032	0.030	0.026	0.024
				日平均値	0.063	0.071	0.068	0.055	0.053
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 8		目黒区	山手通り大阪橋	年平均値	0.036	0.037	0.034	0.034	0.030
				日平均値	0.070	0.075	0.071	0.068	0.060
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 9		目黒区	環七通り柿の木坂	年平均値	0.036	0.037	0.036	0.034	0.033
				日平均値	0.077	0.079	0.080	0.071	0.067
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 10		世田谷区	玉川通り上馬	年平均値	0.040	0.034	0.033	0.030	0.026
				日平均値	0.078	0.069	0.070	0.061	0.055
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 11		八王子市	甲州街道八木町	年平均値	0.026	0.024	0.022	0.021	0.018
				日平均値	0.068	0.060	0.053	0.052	0.041
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。
注2. 適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「（平成 17～21 年度）　大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局環境改善部大気保全課）

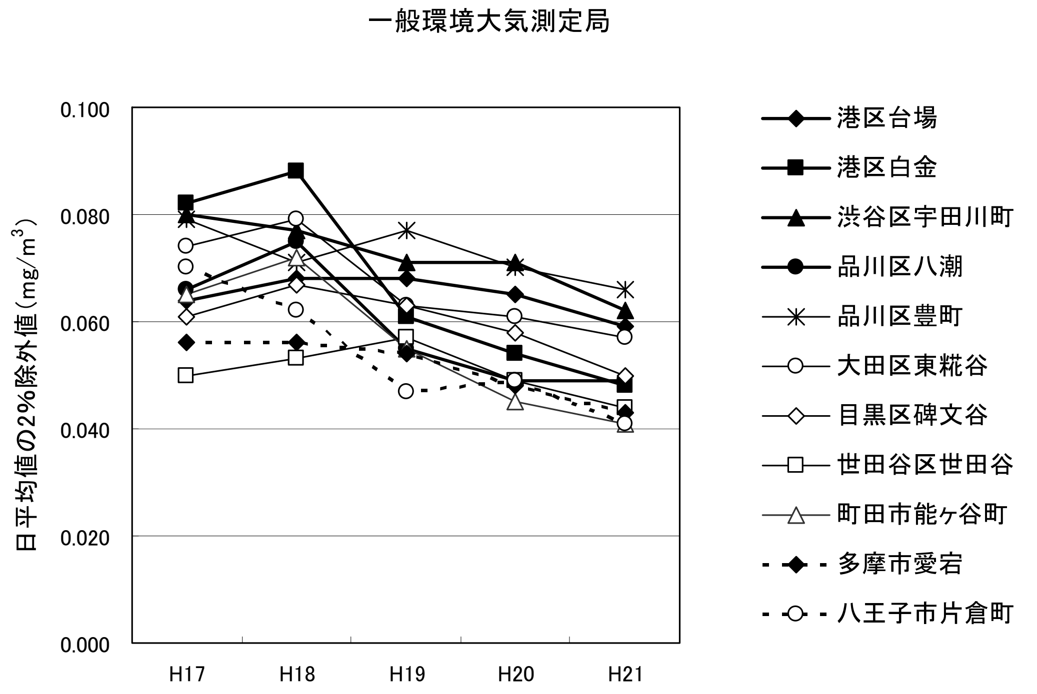

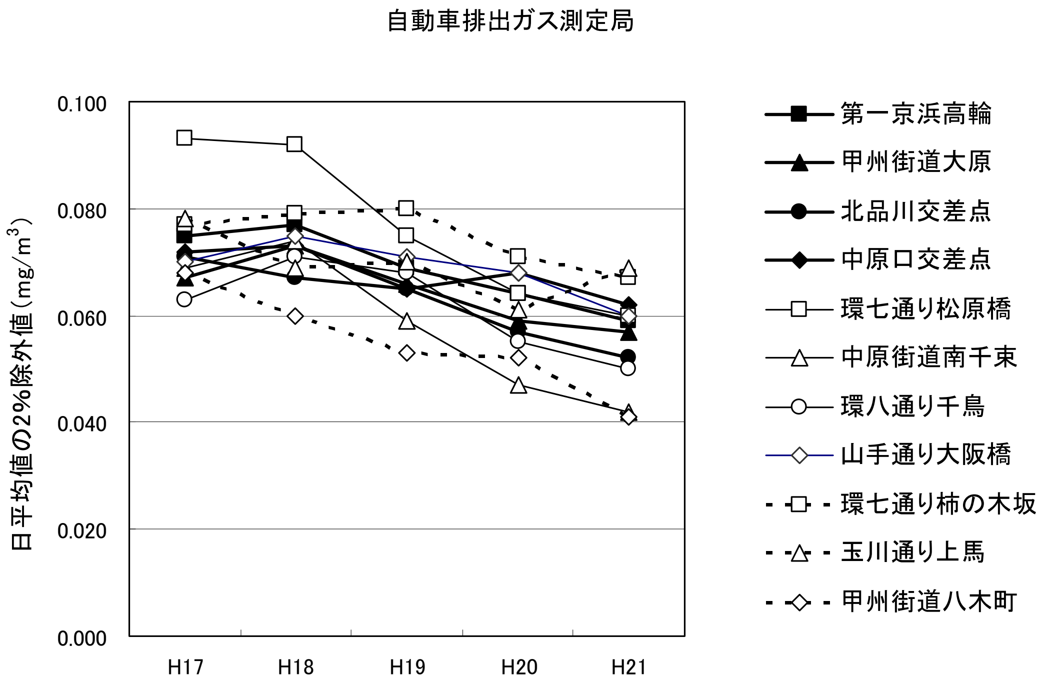

資料：「(平成 17～21 年度)　大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-5　浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

表 4-2-1-7　光化学オキシダントの測定結果

（単位：ppm）

番号	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大－1	一般局	港区	港区台場	年平均値	0.020	0.021	0.021	0.022	0.023
				最高値	0.143	0.146	0.137	0.132	0.116
				適合状況	×	×	×	×	×
大－2			港区白金	年平均値	0.026	0.026	0.028	0.028	0.027
				最高値	0.144	0.145	0.158	0.135	0.139
				適合状況	×	×	×	×	×
大－3		渋谷区	渋谷区宇田川町	年平均値	0.028	0.027	0.028	0.029	0.029
				最高値	0.163	0.170	0.169	0.149	0.137
				適合状況	×	×	×	×	×
大－4		品川区	品川区八潮	年平均値	0.023	0.024	0.024	0.025	0.024
				最高値	0.147	0.170	0.145	0.160	0.120
				適合状況	×	×	×	×	×
大－5			品川区豊町	年平均値	0.028	0.028	0.031	0.030	0.030
				最高値	0.161	0.210	0.169	0.143	0.133
				適合状況	×	×	×	×	×
大－6		大田区	大田区東糀谷	年平均値	0.025	0.025	0.024	0.025	0.025
				最高値	0.155	0.185	0.154	0.147	0.128
				適合状況	×	×	×	×	×
大－7		目黒区	目黒区碑文谷	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.029	0.029
				最高値	0.150	0.205	0.150	0.154	0.130
				適合状況	×	×	×	×	×
大－8		世田谷区	世田谷区世田谷	年平均値	0.028	0.030	0.031	0.032	0.032
				最高値	0.151	0.178	0.165	0.162	0.144
				適合状況	×	×	×	×	×
大－9		町田市	町田市能ヶ谷町	年平均値	0.032	0.031	0.033	0.035	0.032
				最高値	0.192	0.187	0.185	0.146	0.158
				適合状況	×	×	×	×	×
大－10		多摩市	多摩市愛宕	年平均値	0.033	0.030	0.031	0.032	0.032
				最高値	0.201	0.140	0.161	0.142	0.149
				適合状況	×	×	×	×	×
大－11		八王子市	八王子市片倉町	年平均値	0.029	0.029	0.029	0.032	0.028
				最高値	0.190	0.165	0.174	0.168	0.145
				適合状況	×	×	×	×	×

注1.最高値は、日最高1時間値の年平均値を示す。
注2.適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「(平成 17～21 年度)　大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)
「大気汚染常時測定局測定結果報告（平成 17～21 年度年報)」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

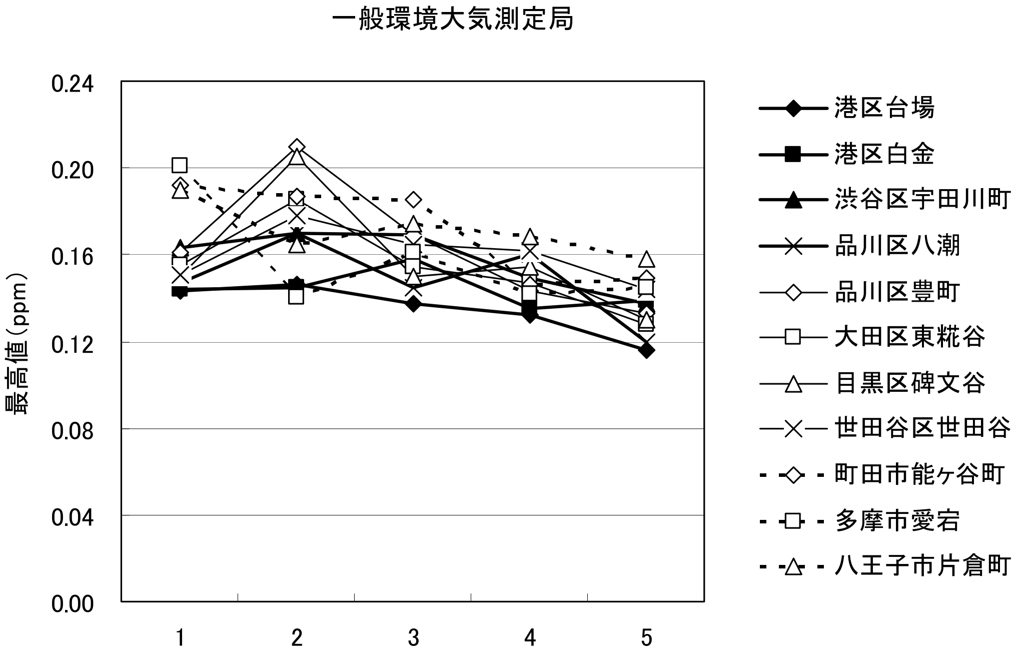

資料：「(平成 17～21 年度)　大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局環境改善部大気保全課)
「大気汚染常時測定局測定結果報告（平成 17～21 年度年報）」(東京都環境局環境改善部大気保全課)

図 4-2-1-6　光化学オキシダントの 1 時間値の最高値の経年変化

表 4-2-1-8　有害大気汚染物質の測定結果（平成21年度）

（単位：μg/m³）

No.	大有-1		大有-2		大有-3		環境基準値等	
地域	港区		世田谷区		八王子市			
測定地点	白金局		世田谷局		片倉町局			
種別	一般環境		一般環境		一般環境			
ベンゼン	1.2	○	1.3	○	1.3	○	3	①
トリクロロエチレン	0.96	○	0.99	○	0.88	○	200	①
テトラクロロエチレン	0.35	○	0.53	○	0.27	○	200	①
ジクロロメタン	1.8	○	2	○	1.9	○	150	①
アクリロニトリル	0.078	○	0.071	○	0.041	○	2	②
塩化ビニルモノマー	0.029	○	0.033	○	0.019	○	10	②
水銀及びその化合物	0.0028	○	0.0029	○	0.0017	○	0.04	②
ニッケル化合物	0.0038	○	0.0033	○	0.0039	○	0.025	②
クロロホルム	0.18	○	0.18	○	0.16	○	18	②
1,2-ジクロロエタン	0.11	○	0.11	○	0.09	○	1.6	②
1,3-ブタジエン	0.17	○	0.22	○	0.15	○	2.5	②
アセトアルデヒド	2.5	○	3	○	2.3	○	5	③
ホルムアルデヒド	3.1	×	3.8	×	2.6	×	0.8	③
ヒ素及びその化合物	0.00093	○	0.00096	○	0.0011	○	0.002	③
ベリリウム及びその化合物	0.000011	○	0.000011	○	0.000013	○	0.004	③
マンガン及びその化合物	0.02	○	0.017	○	0.02	○	0.15	④
クロム及びその化合物	0.0039	×	0.0037	×	0.0036	×	0.0008	③
ベンゾ[a]ピレン	0.00016	×	0.00015	×	0.00016	×	0.00011	④
酸化エチレン	0.11	－	0.12	－	0.044	－	－	
トルエン	7.6	－	10	－	9.6	－	－	
キシレン	2.3	－	3.1	－	3.1	－	－	
m,p-キシレン	1.7	－	2.3	－	2.2	－	－	
o-キシレン	0.61	－	0.8	－	0.82	－	－	
エチルベンゼン	1.8	－	2.2	－	2.8	－	－	
スチレン	0.16	－	0.31	－	0.24	－	－	
1,1-ジクロロエタン	0.01	－	0.01	－	0.01	－	－	
四塩化炭素	0.56	－	0.56	－	0.56	－	－	

注1.地域分類は、「一般環境」：通常、人が居住する地域で、固定発生源等の直接の影響を受けない地域
注2.環境基準値等は以下のとおり。
①：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日、環境庁告示第4号）に定める環境基準値
②：有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）
③：米国環境保護庁（EPA）発ガン性10^{-5}リスク濃度
（クロム及びその化合物の欄の参考値は、六価クロム化合物としての発ガン性10^{-5}リスク濃度）
④：WHO欧州地域事務局ガイドライン値（1996）

資料：「平成21年度有害大気汚染物質モニタリング調査報告書」
（平成23年3月、東京都環境局環境改善部化学物質対策課）

表 4-2-1-9　ダイオキシン類大気環境調査結果（平成21年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	地域	調査地点	調査結果							環境基準
			5月	7月	8月	10月	12月	2月	平均値	
大ダ1	港区	白金局	0.028	0.024	0.025	0.038	0.034	0.054	0.034	0.6
大ダ2	大田区	東糀谷局	0.052	0.038	0.027	0.073	0.044	0.051	0.048	
大ダ3	目黒区	碑文谷局	0.021	0.029	0.022	0.032	0.040	0.037	0.030	
大ダ4	世田谷区	世田谷局	0.033	0.051	0.027	0.045	0.042	0.035	0.039	
大ダ5	町田市	能ヶ谷町局	0.017	0.024	0.022	0.042	0.034	0.055	0.032	
大ダ6	八王子市	片倉町局	0.017	0.020	0.022	0.069	0.020	0.027	0.029	

注1.環境基準値は、年間平均値とする。

資料：「平成21年度　都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」
（平成23年6月現在、東京都環境局環境改善部大気保全課ホームページ）

イ．大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 4-2-1-10～表 4-2-1-12 に示すとおりである。

表 4-2-1-10　大気汚染に係る環境基準

（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）
（平成 21 年環境省告示第 33 号）
（昭和 48 年環大企第 143 号）
（昭和 53 年環大企第 262 号）

物質	環境基準	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 日平均値につき 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 日平均値につき 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること	1 日平均値につき 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m^3 以下であること
光化学 オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	

注1. 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としないものとする。

表 4-2-1-11　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

物質	環境基準
ベンゼン	年間平均値が 0.003mg/m^3 以下であること
トリクロロエチレン	年間平均値が 0.2mg/m^3 以下であること
テトラクロロエチレン	年間平均値が 0.2mg/m^3 以下であること
ジクロロメタン	年間平均値が 0.15mg/m^3 以下であること

表 4-2-1-12　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

（平成11年環境庁告示第68号）

媒体	環境基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下

注 1. 環境基準値は、年間平均値とする。

ウ．大気環境の規制地域等の指定状況

対象事業実施区域を含む周辺区市[2]では、NOx（窒素酸化物）総量規制指定地域については特別区である6区が、自動車NOx（窒素酸化物）・PM（粒子状物質）法に係る指定地域については6区4市全てが該当する。

エ．苦　情

東京都の大気汚染に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-13 に示すとおりである。苦情件数は 1,445 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く、「不明（会社・事業所以外)」を含めると全体の半数程度を占めている。会社・事業所関係に限ると、「建設業」に起因する苦情件数が最も多く、285件となっている。

表 4-2-1-13　大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成21年度）

発生源	件数
農業	27
林業	7
漁業	0
鉱業	1
建設業	285
製造業	88
電気・ガス・熱供給・水道業	6
情報通信業	0
運輸業	15
卸売・小売業	27
金融・保険業	1
不動産業	4
飲食店、宿泊業	25
医療、福祉	7
教育、学習支援業	6
複合サービス事業	5
サービス業（他に分類されないもの）	100
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	45
個人（会社・事業所以外）	625
その他（会社・事業所以外）	74
不明（会社・事業所以外）	95
合　計	1,445

資料：「平成21年度公害苦情調査結果」（平成23年6月現在、総務省ホームページ）

[2] 対象事業実施区域で示されている区域が掛かる関係区市の全域。

(3) 騒　音

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲における自動車騒音に関する測定結果は、表 4-2-1-14 に示すとおりである。特に区部においては、昼夜ともに環境基準を満たしていない地点が多くみられる。

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道騒音に関する測定結果は、表 4-2-1-15 に示すとおりである。新幹線騒音の測定地点では、環境基準を満たしていたのは 10 地点であり、品川区の 1 地点のみ環境基準を満たしていない。なお、在来鉄道についても測定が行われているが、環境基準等の評価基準は定められていない。

対象事業実施区域及びその周囲における航空機騒音に関する測定結果は、表 4-2-1-16 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では 12 地点で測定が行われており、全ての地点で環境基準を満足している。

図面集[図-2　騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図]

表 4-2-1-14(1)　自動車騒音の測定結果（平成 21 年度）

No.	地域	調査地点	用途地域	道路名	等価騒音レベル（dB）		環境基準（dB）	
					昼間	夜間	昼間	夜間
騒自 1	港区	港南 3-9	準工業	都道 316 号日本橋芝浦大森線（海岸通り）	73	72	70	65
騒自 2		高輪 2-13	商業	一般国道 15 号線（第一京浜）	70	68		
騒自 3		白金台 1-2	商業	一般国道 1 号（桜田通り）	66	64		
騒自 4		白金台 5-10	準工業	都道 418 号北品川四谷線（外苑西通り）	73	71		
騒自 5	品川区	八潮 5-8	第一種住居	国道 357 号（湾岸道路）	62	60		
騒自 6		東品川 3-1	準工業	都道日本橋芝浦大森線（海岸通り）	72	69		
騒自 7		東大井 3-18	商業	国道 15 号（第一京浜）	73	70		
騒自 8		北品川 3-10	商業	都道環状 6 号線（山手通り）	67	64		
騒自 9		上大崎 3-14	第一種住居	都道北品川四谷線（外苑西通り）	70	67		
騒自 10		上大崎 3-14	第一種住居	首都高速 2 号目黒線	70	66		
騒自 11		西五反田 6-6	商業	都道東京丸子横浜線（中原街道）	69	66		
騒自 12		上大崎 2-13	商業	都道白金台等々力線（目黒通り）	68	66		
騒自 13		東中延 2-5	商業	国道 1 号	73	70		
騒自 14		旗の台 1-11	商業	都道東京丸子横浜線（中原街道）	71	68		
騒自 15	大田区	南千束 1-33	準住居	主要地方道東京丸子横浜線（中原街道）	70	69		
騒自 16		西嶺町 13	準住居	主要地方道環状 8 号線（環八通り）	71	68		
騒自 17		田園調布 1-10	準住居	主要地方道東京丸子横浜線（中原街道）	73	71		
騒自 18	目黒区	下目黒 2-20	近隣商業	都道白金台町等々力線（目黒通り）	72	71		
騒自 19		中目黒 3-9	商業	都道環状 6 号線（山手通り）	68	66		
騒自 20		青葉台 1-4	第二種中高層住居専用	都道環状 6 号線（旧山手通り）	68	67		

表 4-2-1-14（2） 自動車騒音の測定結果（平成 21 年度）

No.	地域	調査地点	用途地域	道路名	等価騒音レベル（dB）		環境基準（dB）	
					昼間	夜間	昼間	夜間
騒自 21	目黒区	碑文谷 2-1	準工業	都道白金台町等々力線（目黒通り）	73	72	70	65
騒自 22		八雲 2-9	第一種住居	都道白金台町等々力線（目黒通り）	70	68		
騒自 23		東が丘 1-6	第一種低層住居専用	古川橋二子玉川線（駒沢通り）	67	65		
騒自 24	世田谷区	太子堂 1-4	商業	国道 246 号（玉川通り）	73	73		
騒自 25		太子堂 2-13	商業	国道 246 号（玉川通り）	73	72		
騒自 26		上馬 4-2	商業	国道 246 号（玉川通り）	73	75		
騒自 27		世田谷 1-11	近隣商業	都道世田谷町田線（世田谷通り）	70	68		
騒自 28		等々力 4-19	第一種住居	都道白金台町等々力線（目黒通り）	70	67		
騒自 29		野毛 1-25	第二種住居	都道環状 8 号線（環八通り）	73	71		
騒自 30		野毛 3-20	近隣商業	都道大田調布線（多摩堤通り）	69	65		
騒自 31		瀬田 2-31	準住居	国道 246 号（玉川通り）	76	75		
騒自 32		砧公園 7	準住居	都道環状 8 号線（環八通り）	70	69		
騒自 33	稲城市	矢野口 432	近隣商業	都道川崎府中線（川崎街道）	69	－		
騒自 34		東長沼 1735	準住居	都道町田調布線（鶴川街道）	67	－		
騒自 35		東長沼 1362	準住居	都道川崎府中線（川崎街道）	68	66		
騒自 36		大丸 928-1	近隣商業	都道稲城日野線（川崎街道）	70	－		
騒自 37		坂浜 418	第二種中高層住居専用	都道町田調布線（鶴川街道）	69	－		
騒自 38		百村 2130	第一種住居	都道南多摩尾根幹線（尾根幹線）	64	－		
騒自 39		大丸 1173	準住居	都道稲城日野線（川崎街道）	69	66		
騒自 40		若葉台 2-17	第一種住居	都道町田調布線（鶴川街道）	62	－		
騒自 41		若葉台 4-32	第一種中高層住居専用	都道南多摩尾根幹線（尾根幹線）	68	－		
騒自 42	町田市	小山町 2507	準住居	都道八王子町田線（町田街道）	70	68		
騒自 43	多摩市	関戸 4-10	近隣商業	都道府中町田線（鎌倉街道）	70	68		
騒自 44		関戸 5-12	準住居	都道府中町田線（鎌倉街道）	67	63		
騒自 45		永山 2-26	準住居	都道府中町田線（鎌倉街道）	67	63		
騒自 46		貝取 5	準住居	都道府中町田線（鎌倉街道）	67	64		
騒自 47		乞田 712	第二種住居	都道小山乞田線（多摩ニュータウン通り）	68	65		
騒自 48		和田 1837	準住居	府中相模原線（野猿街道）	66	62		
騒自 49		鶴牧 1-1	近隣商業	都道小山乞田線（多摩ニュータウン通り）	67	61		
騒自 50		南野 3-15	準住居	町田日野線（尾根幹線）	64	60		
騒自 51	八王子市	松木 30-1	準住居	都道 158 号線小山乞田線（多摩ニュータウン通り）	65	62		
騒自 52		下柚木 2-10	準住居	主要地方道 20 号線	65	59		
騒自 53		下柚木 341	近隣商業	都道 160 号線下柚木八王子線（野猿街道）	68	62		
騒自 54		北野町 549-5	近隣商業	国道 16 号（八王子バイパス）	68	68		
騒自 55		片倉町 2416	準住居	国道 16 号（東京環状）	72	73		
騒自 56		片倉町 245-1	第二種住居	都道 173 号線（北野街道）	69	66		

注1. 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から午前6時まで
注2. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。
資料：「平成 21 年度　道路交通騒音振動調査報告書」（平成 23 年 2 月、東京都環境局自動車公害対策部計画課）

表 4-2-1-15　鉄道騒音の測定結果（平成 21 年度）

№.	地域	測定地点	路線名	用途地域	騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
騒鉄 1	品川区	二葉 3-18 地先	東海道新幹線	第一種住居	64	70
騒鉄 2		西大井 2-8 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	71	
騒鉄 3	大田区	東馬込 1-41 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	67	
騒鉄 4		南馬込 1-28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	69	
騒鉄 5		西馬込 1-33 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	70	
騒鉄 6		西馬込 2-10 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	69	
騒鉄 7		上池台 5-38 地先	東海道新幹線	準工業	65	
騒鉄 8		東雪谷 5-37 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	68	
騒鉄 9		北嶺街 28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	59	
騒鉄 10		田園調布本町 13 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	67	
騒鉄 11		田園調布本町 30-4 地先	東海道新幹線	第一種住居	67	
騒鉄 12	目黒区	碑文谷 6-5 地先	東急東横線	第一種低層住居専用	56.0	—
騒鉄 13	多摩市	中沢 2-23	小田急多摩線	第一種低層住居専用	59.0	
騒鉄 14	八王子市	松木 68	京王相模原線	第二種中高層住居	55.5	
騒鉄 15		東中野 242	多摩モノレール 多摩線	第二種中高層住居	58.1	

注1. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。
資料：「平成 21 年度　鉄道騒音・振動調査結果報告書」（平成 22 年 7 月、東京都環境局環境改善部大気保全課）

表 4-2-1-16　航空機騒音の測定結果（平成 21 年度）

№.	地域	測定場所	用途地域	年間測定値 (WECPNL)	環境基準 (WECPNL)
騒航 1	品川区	都立工業工専	準工業	41	75
騒航 2		八潮中学校	第一種住居	48	70
騒航 3	大田区	平和島	準工業	51	75
騒航 4		大森第四小学校	準工業	55	
騒航 5		大田市場	準工業	59	
騒航 6		下水道局森ヶ崎水再生センター	工業	60	
騒航 7		中富小学校	第一種住居	51	70
騒航 8	町田市	忠生第一小学校	第二種中高層住居専用	66	
騒航 9		鶴川第二小学校	第一種低層住居専用	61	
騒航 10		金井小学校	第一種低層住居専用	67	
騒航 11		野津田高等学校	第一種低層住居専用	62	
騒航 12	八王子市	首都大学東京	第一種中高層住居専用	68	

資料：「平成 21 年度　東京都内における航空機騒音の調査結果（報道発表資料）」
（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

イ．騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準等は、表 4-2-1-17～表 4-2-1-23 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲は、騒音規制法に基づく規制区域に該当する。

図面集[図-2　騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図]

表 4-2-1-17　騒音に係る環境基準

（平成10年環境庁告示第64号）

道路に面する地域以外の地域　（平成11年東京都告示第259号）

地域の類型		基準値（dB）	
		昼間	夜間
AA	清瀬市の区域のうち、松山 3 丁目 1 番、竹丘 1 丁目 17 番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番まで及び竹丘 3 丁目 10 番の区域	50 以下	40 以下
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面	55 以下	45 以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域として定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面	60 以下	50 以下

道路に面する地域

地域の類型	基準値（dB）	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内基準）	70（45）以下	65（40）以下

注1. 時間の区分　昼間：午前6時から午後10時まで　夜間：午後10時から午前6時まで
注2.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
注3.「屋内基準」とは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

表 4-2-1-18　新幹線鉄道騒音に係る環境基準（参考）

（昭和50年環境庁告示第46号）

地域の類型		基準値（dB）
I	主として住居の用に供される地域	70 以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域	75 以下

表 4-2-1-19　航空機騒音に係る環境基準

（昭和48年環境庁告示第154号）
（昭和51年東京都告示第1068号）

地域の類型		基準値（WECPNL）
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められていない地域	70 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 以下

表 4-2-1-20　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

（騒音規制法第17条第1項）
（平成12年総理府令第15号）
（平成12年東京都告示第279号）

区域の区分	基準値（dB）	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 以下	65 以下
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下
幹線道路を担う道路に面する区域	75 以下	70 以下

注1.時間の区分　昼間：午前6時から午後10時まで　夜間：午後10時から午前6時まで
注2.区域の類型該当区域
　a ：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先
　b ：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域として定められていない地域
　c ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先
注3.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

表 4-2-1-21　特定工場等に係る騒音の規制基準

（騒音規制法第 4 条第 1 項）
（昭和 44 年東京都告示第 157 号）

区域の区分	該当地域	時間の区分			
		朝 6 時～8 時	昼間 8 時～19 時	夕 19 時～23 時	夜間 23 時～6 時
第一種区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・AA 地域 ・前号に接する地先及び水面	40 dB	45 dB	40 dB	40 dB
第二種区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・第 1 特別地域 ・無指定地域（第 1、第 3、第 4 種区域を除く。）	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
第三種区域	・近隣商業地域（第 1 特別地域を除く。） ・商業地域（第 1 特別地域を除く。） ・準工業地域（第 1 特別地域を除く。） ・第 2 特別地域 ・前号に接する地先及び水面	55 dB	60 dB	←20 時 55 dB	50 dB
第四種区域	・工業地域（第 1、第 2 特別地域を除く。） ・第 3 特別地域 ・前号に接する地先及び水面	60 dB	70 dB	60 dB	55 dB
ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校（幼稚園含む）、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するものに限る）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内（第 1 特別地域、第 2 特別地域を除く）における規制基準は、当該値から 5dB を減じた値を適用する。					

注 1. AA 地域の指定：平成 12 年 3 月 31 日東京都告示第 420 号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）
　　特別地域：2 段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30m 以内の範囲

表 4-2-1-22　特定建設作業に係る騒音の規制基準

（騒音規制法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項）
（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）
（昭和 46 年東京都告示第 917 号）

規制種別	区域の区分	騒音規制法
基準値	1 号・2 号	85dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間／日を超えないこと
	2 号	14 時間／日を超えないこと
作業日数	1 号・2 号	連続 6 日を超えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日ではないこと

※基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
2 号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

表 4-2-1-23　指定建設作業に係る騒音の勧告基準

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 125 条別表第 9）
（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第 61 条別表第 14）

<table>
<tr><th rowspan="2">指定建設作業</th><th rowspan="2">敷地境界線における騒音</th><th colspan="2">作業時間</th><th colspan="2">1 日における延べ作業時間</th><th colspan="2">同一場所における連続作業期間</th><th rowspan="2">日曜・休日における作業</th></tr>
<tr><th>1 号区域</th><th>2 号区域</th><th>1 号区域</th><th>2 号区域</th><th>1 号区域</th><th>2 号区域</th></tr>
<tr><td>1. せん孔機を使用するくい打設作業</td><td rowspan="7">80dB</td><td rowspan="8">午前7時～午後7時**</td><td rowspan="8">午前6時～午後10時**</td><td rowspan="8">10時間以内</td><td rowspan="8">14時間以内</td><td rowspan="8">6日以内</td><td rowspan="8">6日以内</td><td rowspan="8">禁止</td></tr>
<tr><td>2. インパクトレンチを使用する作業</td></tr>
<tr><td>3. コンクリートカッターを使用する作業*</td></tr>
<tr><td>4. ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業*</td></tr>
<tr><td>5. 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業*</td></tr>
<tr><td>6. コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業</td></tr>
<tr><td>7. 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業（さく岩機を使用する作業を除く。）</td></tr>
<tr><td>8. 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業*（さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。）</td><td>85dB</td></tr>
</table>

注 1.　1 号区域：第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以内の区域

注 2.　2 号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以外の区域

注 3.　*　:　作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

注 4.　**：大型車両の通行規制地域における 6. の作業にあたっては、1 号区域では午後 9 時まで、2 号区域では午後 11 時まで。

注 5.　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合は、作業時間並びに日曜・休日における作業の勧告基準の適用除外となる。

ウ. 苦　情

東京都の騒音に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-24 に示すとおりである。苦情件数は2,992件であり、そのうち「建設業」に起因する苦情件数が959件と最も多く、次いで「個人（会社・事業所以外）」377件、「その他（会社・事業所以外）」が320件となっている。

表 4-2-1-24　騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成21年度）

発生源	件数
農業	6
林業	0
漁業	1
鉱業	4
建設業	959
製造業	222
電気・ガス・熱供給・水道業	17
情報通信業	7
運輸業	86
卸売・小売業	137
金融・保険業	2
不動産業	35
飲食店、宿泊業	281
医療、福祉	24
教育、学習支援業	39
複合サービス事業	29
サービス業（他に分類されないもの）	247
公務（他に分類されないもの）	20
分類不能の産業	56
個人（会社・事業所以外）	377
その他（会社・事業所以外）	320
不明（会社・事業所以外）	123
合　計	2,992

資料：「平成21年度公害苦情調査結果」（平成23年6月現在、総務省ホームページ）

(4) 振　動

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動に関する測定結果は、表 4-2-1-25 に示すとおりである。昼夜共に全ての地点で要請限度を下回っている。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道振動に関する測定結果は、表 4-2-1-26 に示すとおりである。このうち、新幹線振動の測定地点は、対象事業実施区域及びその周囲では 11 地点あり、全ての地点で測定結果は指針値を満たしている。なお、在来鉄道についても、測定が行われているが、指針値等の評価基準は定められていない。

図面集［図-3　振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図］

表 4-2-1-25（1）　道路交通振動の測定結果（平成 21 年度）

No.	地域	調査地点	用途地域	道路名	振動レベル (dB)		要請限度値 (dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
振自 1	港区	港南 3-9	準工業	都道 316 号日本橋芝浦大森線（海岸通り）	55	54	70	65
振自 2		高輪 2-13	商業	一般国道 15 号線（第一京浜）	44	42		
振自 3		白金台 1-2	商業	一般国道 1 号（桜田通り）	44	42		
振自 4		白金台 5-10	準工業	都道 418 号北品川四谷線（外苑西通り）	41	37		
振自 5	品川区	八潮 5-8	第一種住居	国道 357 号（湾岸道路）	48	46	65	60
振自 6		東品川 3-1	準工業	都道日本橋芝浦大森線（海岸通り）	46	42	70	65
振自 7		東大井 3-18	商業	国道 15 号（第一京浜）	45	39		
振自 8		北品川 3-10	商業	都道環状 6 号線（山手通り）	44	39		
振自 9		上大崎 3-14	第一種住居	都道北品川四谷線（外苑西通り）	37	33		
振自 10		西五反田 6-6	商業	都道東京丸子横浜線（中原街道）	38	34		
振自 11		上大崎 2-13	商業	都道白金台等々力線（目黒通り）	43	39		
振自 12		東中延 2-5	商業	国道 1 号	47	45		
振自 13		旗の台 1-11	商業	都道東京丸子横浜線（中原街道）	42	39		
振自 14	大田区	南千束 1-33	準住居	主要地方道東京丸子横浜線（中原街道）	45	42	65	60
振自 15		西嶺町 13	準住居	主要地方道環状 8 号線（環八通り）	52	50		
振自 16		田園調布 1-10	準住居	主要地方道東京丸子横浜線（中原街道）	50	48		
振自 17	目黒区	下目黒 2-20	近隣商業	都道白金台町等々力線（目黒通り）	45	41	70	65
振自 18		中目黒 3-9	商業	都道環状 6 号線（山手通り）	51	48		

表 4-2-1-25（2）　道路交通振動の測定結果（平成 21 年度）

№.	地域	調査地点	用途地域	道路名	振動レベル(dB)		要請限度値(dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
振自 19	目黒区	青葉台 1-4	第二種中高層住居専用	都道環状 6 号線（旧山手通り）	44	41	65	60
振自 20		碑文谷 2-1	準工業	都道白金台町等々力線（目黒通り）	50	47	70	65
振自 21		八雲 2-9	第一種住居	都道白金台町等々力線（目黒通り）	54	52	65	60
振自 22		東が丘 1-6	第一種低層住居専用	古川橋二子玉川線	42	39		
振自 23	世田谷区	太子堂 1-4	商業	国道 246 号（玉川通り）	47	44	70	65
振自 24		上馬 4-2	商業	国道 246 号（玉川通り）	47	49		
振自 25		世田谷 1-11	近隣商業	都道世田谷町田線（世田谷通り）	42	38		
振自 26		等々力 4-19	第一種住居	都道白金台町等々力線（目黒通り）	43	39	65	60
振自 27		野毛 1-25	第二種住居	都道環状 8 号線（環八通り）	54	52		
振自 28	稲城市	矢野口 432	近隣商業	都道川崎府中線（川崎街道）	40	－	70	65
振自 29		東長沼 1735	準住居	都道町田調布線（鶴川街道）	44	－	65	60
振自 30		東長沼 1362	準住居	都道川崎府中線（川崎街道）	40	37		
振自 31		大丸 928-1	近隣商業	都道稲城日野線（川崎街道）	46	－	70	65
振自 32		坂浜 418	第二種中高層住居専用	都道町田調布線（鶴川街道）	47	－	65	60
振自 33		百村 2130	第一種住居	都道南多摩尾根幹線（尾根幹線）	43	－		
振自 34		大丸 1173	準住居	都道稲城日野線（川崎街道）	42	40		
振自 35		若葉台 2-17	第一種住居	都道町田調布線（鶴川街道）	40	－		
振自 36		若葉台 4-32	第一種中高層住居専用	都道南多摩尾根幹線（尾根幹線）	43	－		
振自 37	多摩市	関戸 4-10	近隣商業	都道府中町田線（鎌倉街道）	35	33	70	65
振自 38		貝取 5	準住居	都道府中町田線（鎌倉街道）	48	43	65	60
振自 39		乞田 712	第二種住居	都道小山乞田線（多摩ニュータウン通り）	41	35		
振自 40		鶴牧 1-1	近隣商業	都道小山乞田線（多摩ニュータウン通り）	41	34	70	65
振自 41	八王子市	松木 30-1	準住居	都道 158 号線小山乞田線（多摩ニュータウン通り）	43	39	65	60
振自 42		下柚木 2-10	準住居	主要地方道 20 号線	44	38		
振自 43		下柚木 341	近隣商業	都道 160 号線下柚木八王子線（野猿街道）	34	28	70	65
振自 44		北野町 549-5	近隣商業	国道 16 号（八王子バイパス）	46	46		
振自 45		片倉町 2416	準住居	国道 16 号（東京環状）	43	44	65	60
振自 46		片倉町 245-1	第二種住居	都道 173 号線（北野街道）	34	29		

注 1.昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から午前8時まで

資料：「平成 21 年度　道路交通騒音振動調査報告書」（平成 23 年 2 月、東京都環境局自動車公害対策部計画課）

表 4-2-1-26　鉄道振動の測定結果（平成 21 年度）

No.	地域	測定地点	路線名	用途地域	振動レベル(dB) 12.5m	振動レベル(dB) 25m	指針値(dB)
振鉄 1	品川区	二葉 3-18 地先	東海道新幹線	第一種住居	48	－	70
振鉄 2		西大井 2-8 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	56	－	
振鉄 3	大田区	東馬込 1-41 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	51	－	
振鉄 4		南馬込 1-28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	48	－	
振鉄 5		西馬込 1-33 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	－	52	
振鉄 6		西馬込 2-10 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	－	52	
振鉄 7		上池台 5-38 地先	東海道新幹線	準工業	54	－	
振鉄 8		東雪谷 5-37 地先	東海道新幹線	第一種中高層住居専用	43	－	
振鉄 9		北嶺町 28 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	53	－	
振鉄 10		田園調布本町 13 地先	東海道新幹線	第一種低層住居専用	55	－	
振鉄 11		田園調布本町 30-4 地先	東海道新幹線	第一種住居	52	－	
振鉄 12	目黒区	碑文谷 6-5 地先	東急東横線	第一種低層住居専用	55	－	－
振鉄 13	多摩市	中沢 2-23	小田急多摩線	第一種低層住居専用	59	－	
振鉄 14	八王子市	松木 68	京王相模原線	第二種中高層住居	50	－	
振鉄 15		東中野 242	多摩モノレール多摩線	第二種中高層住居	51	－	

資料：「平成 21 年度　鉄道騒音・振動調査結果報告書」（平成 22 年 7 月、東京都環境局環境改善部大気保全課）

イ．振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等は、表 4-2-1-27～表 4-2-1-32 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲は、振動規制法に基づく規制区域に該当する。

図面集［図-3　振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図］

表 4-2-1-27　振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

（振動規制法第 16 条第 1 項）
（振動規制法施行規則別表第 2）
（昭和52年東京都告示第242号）

区域の区分		要請限度（dB） 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	要請限度（dB） 夜間 午後 7 時から午前 8 時まで
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域として定められていない地域	65 以下	60 以下
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先	70 以下	65 以下

表 4-2-1-28　新幹線鉄道振動に係る指針値（参考）

（昭和 51 年環大特第 32 号）

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。

表 4-2-1-29　特定工場等に係る振動の規制基準

（振動規制法第 4 条第 1 項）
（昭和 52 年東京都告示第 240 号）

区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		8 時～19 時	19 時～8 時
第一種区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域として定められていない地域	60 dB	55 dB
第二種区域	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・前号に接する地先及び水面	65 dB	←20 時 60 dB
学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じた値とする。			

表 4-2-1-30　特定建設作業に係る振動の規制基準

（振動規制法第 15 条第 1 項）
（振動規制法施行規則別表第 1）
（昭和 52 年東京都告示第 241 号）

規制の種類	地域の区分	基準
基準値	1 号・2 号	75dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間を超えないこと
	2 号	14 時間を超えないこと
作業期間	1 号・2 号	連続 6 日を超えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日でないこと

※基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
2 号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

表 4-2-1-31　指定建設作業に係る振動の勧告基準

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 125 条別表第 9）
（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第 61 条別表第 14）

<table>
<tr><th rowspan="2">振動の基準が適用
される指定建設作業</th><th rowspan="2">敷地境界線
における
振動</th><th colspan="2">作業時間</th><th colspan="2">１日における
延べ作業時間</th><th colspan="2">同一場所における
連続作業期間</th><th rowspan="2">日曜・
休日にお
ける作業</th></tr>
<tr><th>１号
区域</th><th>２号
区域</th><th>１号
区域</th><th>２号
区域</th><th>１号
区域</th><th>２号
区域</th></tr>
<tr><td>1. 圧入式くい打くい抜機、油圧式くい抜機を使用する作業又はせん孔機を使用するくい打設作業</td><td rowspan="3">70dB</td><td rowspan="6">午前7時～午後10時</td><td rowspan="6">午前6時～午後7時</td><td rowspan="6">10時間以内</td><td rowspan="6">14時間以内</td><td rowspan="6">6日以内</td><td rowspan="6">6日以内</td><td rowspan="6">禁止</td></tr>
<tr><td>2. さく岩機を使用する作業</td></tr>
<tr><td>3. ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業*</td></tr>
<tr><td>4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</td><td>65dB</td></tr>
<tr><td>5. 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業*</td><td>70dB</td></tr>
<tr><td>6. 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業*（さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。）</td><td>75dB</td></tr>
</table>

注 1.　1 号区域：第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以内の区域

注 2.　2 号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以外の区域

注 3.　*：作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

注 4.　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合は、作業時間並びに日曜・休日における作業の基準の適用除外となる。

表 4-2-1-32　日常生活等に適用する振動の規制基準

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第136条別表第13）

区域の区分		時間区分				
		8時	昼間	19時	夜間	8時
第1種区域	第一種、第二種低層住居専用地域 第一種、第二種中高層住居専用地域 第一種、第二種住居地域 準住居地域 無指定地域*		60dB	20時	55dB	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域、工業地域		65dB		60dB	

注1.　学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50mの区域内における当該基準は、それぞれ上欄に定める値から5dBを減じた値とする。
注2.　*印の無指定地域とは、都市計画法による用途地域の定められていない地域をいう。なお、第二種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第二種区域の基準が適用される。

ウ．苦　情

東京都の振動に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-33 に示すとおりである。苦情件数は365件であり、「建設業」に起因する苦情件数が262件と最も多くなっている。

表 4-2-1-33　振動に係る発生源別苦情受理件数（平成21年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	262
製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	5
卸売・小売業	4
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	1
教育、学習支援業	1
複合サービス事業	1
サービス業（他に分類されないもの）	13
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	3
個人（会社・事業所以外）	10
その他（会社・事業所以外）	27
不明（会社・事業所以外）	17
合計	365

資料：「平成21年度公害苦情調査結果」（平成23年6月現在、総務省ホームページ）

(5)悪　臭

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において悪臭の測定地点は存在しない。

イ．悪臭に係る規制基準等

悪臭防止法及び環境確保条例に基づく悪臭の規制基準は、表 4-2-1-34 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当する。

表 4-2-1-34　悪臭防止法及び環境確保条例に基づく悪臭の規制基準

（悪臭防止法）
（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 68 条別表第 7）

区域の区分		悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の敷地の境界線の地表における悪臭の許容限度	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の排出口における悪臭の許容限度					悪臭原因物である水で工場又は指定作業場から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の敷地外における悪臭の許容限度
			排出口の実高さが15メートル未満の施設			排出口の実高さが15メートル以上の施設		
種別	該当地域		排出口の口径が 0.6 メートル未満の場合	排出口の口径が 0.6 メートル以上 0.9 メートル未満の場合	排出口の口径が 0.9 メートル以上の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの 2.5 倍未満の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの 2.5 倍以上の場合	
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域（第二種区域及び第 3 種区域に該当する区域を除く。）	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t=275\times H_0^2$	$q_t=357/Fmax$	臭気指数 26
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 前 3 号に掲げる地域に接する地先及び水面	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t=436\times H_0^2$	$q_t=566/Fmax$	臭気指数 28
第3種区域	工業地域 工業専用地域 前 2 号に掲げる地域に接する地先及び水面	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t=549\times H_0^2$	$q_t=712/Fmax$	臭気指数 29
悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場に対する規制基準は、第 81 条第 3 項（第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 91 条において適用する場合を除き、適用しない。								

注1. 臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅（きゅう）覚でその臭気を感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を求め、その希釈の倍数の値の対数に10を乗じて求めた値をいう。

注2. 悪臭の測定方法は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）の規定に基づく方法によるものとする。

注3. 周辺最大建物の高さとは、周辺最大建物の高さ及び周辺最大建物と敷地境界の最短距離の算定の方法（平成11年　環境庁告示第19号）第1条の規定に基づく方法により算出される周辺最大建物（対象となる工場又は指定作業場の敷地内の建物（建築基準法第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のものをいう。）の高さ（単位　メートル）をいう。

注4. q_tとは、排出ガスの臭気排出強度（単位 標準状態に換算した立方メートル毎分）を表す。

注5. H_0とは、排出口の実高さ（単位　メートル）を表す。

注6. Fmaxとは、悪臭防止法施行規則（昭和47年　総理府令第39号）第6条の2第1項第1号の規定に基づく方法により算出する値を表す。

ウ．苦　情

東京都の悪臭に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-35 に示すとおりである。苦情件数は1,019件であり、「個人（会社・事業所以外）」に起因する苦情件数が223件と最も多くなっている。会社・事業所関係に限ると、「製造業」が133件、「飲食店、宿泊業」が132件と多くなっている。

表 4-2-1-35　悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成21年度）

発生源	件数
農業	21
林業	1
漁業	0
鉱業	1
建設業	90
製造業	133
電気・ガス・熱供給・水道業	11
情報通信業	3
運輸業	4
卸売・小売業	28
金融・保険業	0
不動産業	11
飲食店、宿泊業	132
医療、福祉	12
教育、学習支援業	2
複合サービス事業	8
サービス業（他に分類されないもの）	91
公務（他に分類されないもの）	10
分類不能の産業	16
個人（会社・事業所以外）	223
その他（会社・事業所以外）	80
不明（会社・事業所以外）	142
合計	1,019

資料：「平成21年度公害苦情調査結果」（平成23年6月現在、総務省ホームページ）

2)水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1)水　象

対象事業実施区域を含む周辺区市の主な河川は、城南水域目黒川、多摩川水域多摩川、鶴見川水域鶴見川、境川水域境川等があげられる。

目黒川は、世田谷区内を水源とし、目黒区及び品川区を流下し、東京湾に注いでいる延長 7.82km の二級河川である。

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を発し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて、東京都と神奈川県の境を流下し、東京湾に注いでいる延長 98.65km の一級河川である。

鶴見川は、東京都町田市丘陵地帯を水源とし、支川を集めながら横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる延長 12.78km の一級河川である。

境川は、城山湖付近にその源を発し、東京都と神奈川県境を南東に流れ、町田市南部から神奈川県内に入り込み、相模湾に注ぐ延長 28.51km の二級河川である。

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川の流量観測結果は、表 4-2-1-36 に示すとおりである。

図面集［図-4　水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図］

表 4-2-1-36　流量観測結果（平成 21 年度）

No.	水　域	河　川	類型区分	地点名	流量(平均値 m^3/s)
水流 1	城南河川	目黒川	D	太鼓橋	－
水流 2		立会川	E	立会川橋	－
水流 3		内川	C	富士見橋	－
水流 4	多摩川	多摩川	B	田園調布堰上	21.21
水流 5		多摩川	B	第三京浜多摩川橋	18.04
水流 6		野川	D	兵庫橋	0.58
水流 7		仙川	D	鎌田橋	0.49
水流 8		野川	D	天神森橋	0.20
水流 9		三沢川	C	天神橋	0.26
水流 10		大栗川	B	報恩橋	0.68
水流 11		大栗川	B	東中野橋	0.23
水流 12		浅川	A	長沼橋下	2.59
水流 13		湯殿川	A	春日橋	0.40
水流 14	鶴見川	鶴見川	D	麻生橋	1.38
水流 15	境川	境川	D	根岸橋	0.31

資料：「平成21年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果（データ編）」
（平成23年3月、東京都環境局自然環境部水環境課）

(2)水質（公共用水域・地下水）

ア．既存の測定結果

ｱ) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲における生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-37 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-38 に、ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）測定結果は表 4-2-1-39 に示すとおりである。なお、化学的酸素要求量（COD）は環境基準が定められていないが、参考値として示している。生活環境の保全に関する項目では、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）は全ての測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）、大腸菌群数は、環境基準を満たしていない地点がある。また、人の健康の保護に関する項目では、全シアン、PCB、ふっ素及びほう素は環境基準を満たしていない地点があるが、それ以外の項目は対象事業実施区域及びその周囲の全ての地点で環境基準を満たしている。

また、ダイオキシン類に関する調査は目黒川、立会川、内川、野川及び湯殿川の計 5 地点で測定されているが、全ての地点で環境基準を満たしている。

図面集［図-4　水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図］

表 4-2-1-37（1）　生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.		水生 1	水生 2	水生 3	水生 4	水生 5	水生 6	水生 7
水域		城南河川			多摩川			
河川名		目黒川	立会川	内川	多摩川	多摩川	野川	仙川
類型		D	E	C	B	B	D	D
測定地点		太鼓橋	立会川橋	富士見橋	田園調布堰上	第三京浜多摩川橋	兵庫橋	鎌田橋
pH	年平均値	7.2	7.7	7.6	7.8	7.7	7.7	7.7
	最小～最大	6.9～7.4	7.3～8.1	7.3～7.9	7.4～8.6	7.4～8.9	7.4～9.3	7.3～8.8
DO (mg/l)	年平均値	6.5	8.9	6.8	9.2	9	8.3	9
	最小～最大	0.6～10.0	3.0～17.4	4.3～9.4	6.3～13.5	6.4～14.4	6.3～13.8	6.4～11.5
BOD (mg/l)	年平均値	2.2	1.9	1.4	1.1	1.3	3.4	5.8
	最小～最大	0.9～14	0.6～8.2	0.8～3.3	0.6～2.2	0.6～2.6	0.8～9.7	1.2～14
	75%値	2.1	1.8	1.7	1.3	1.5	3.7	7.3
COD (mg/l)	年平均値	6.9	2.7	4.7	3.7	3.9	5.2	6
	最小～最大	4.2～28	1.6～5.6	3.0～7.7	3.0～4.6	2.9～4.6	4.1～7.2	4.4～8.6
	75%値	6.4	2.6	5.0	3.6	4.1	5.7	6.4
SS (mg/l)	年平均値	5	1	6	3	5	18	5
	最小～最大	<1～63	<1～4	<1～36	<1～7	<1～32	<1～160	<1～15
大腸菌群数 (MPN/100ml)	年平均値	－	－	－	8.80×10^{3}	8.90×10^{3}	－	－
	最小～最大	－	－	－	1.3×10^{3}～3.3×10^{4}	1.4×10^{3}～2.3×10^{4}	－	－

表 4-2-1-37（2） 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.		水生 8	水生 9	水生 10	水生 11	水生 12	水生 13	水生 14	水生 15
水域		多摩川						鶴見川	境川
河川名		野川	三沢川	大栗川	大栗川	浅川	湯殿川	鶴見川	境川
類型		D	C	B	B	A	A	D	D
測定地点		天神森橋	天神橋	報恩橋	東中野橋	長沼橋下	春日橋	麻生橋	根岸橋
pH	年平均値	7.6	8.1	8.1	8.7	7.6	7.6	7.7	7.8
	最小～最大	7.2～8.0	7.7～9.2	7.6～9.0	8.1～9.4	7.0～7.8	7.0～7.9	6.9～8.3	7.1～8.3
DO (mg/l)	年平均値	9.6	10.1	9.4	11.8	9.2	10.3	10.0	10.4
	最小～最大	6.7～15.0	7.9～15.5	7.1～12.3	10.2～14.8	7.9～10.5	8.8～12.5	8.3～11.9	8.8～12.8
BOD (mg/l)	年平均値	1.4	1.6	1.1	1.1	1.2	1.1	2.5	1.9
	最小～最大	<0.5～2.8	0.5～2.8	<0.5～5.8	0.6～1.8	<0.5～2.2	<0.5～2.0	1.1～7.5	0.9～3.9
	75%値	1.8	1.9	0.9	1.1	1.2	1.3	2.9	2.2
COD (mg/l)	年平均値	3.2	3.7	2.3	2.9	2.9	2.1	5.4	3.8
	最小～最大	1.5～4.3	2.8～7.8	1.6～3.3	2.0～4.3	1.6～5.4	1.4～3.8	2.5～7.5	2.9～5.4
	75%値	3.7	3.6	2.6	3.1	2.9	2	5.7	4.5
SS (mg/l)	年平均値	5	12	3	1	2	2	4	2
	最小～最大	1～15	1～87	<1～10	<1～2	<1～6	<1～6	<1～6	<1～3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	年平均値	－	－	4.20×10^{4}	5.40×10^{4}	9.10×10^{3}	3.00×10^{4}	－	－
	最小～最大	－	－	1.4×10^{3}～1.7×10^{5}	3.3×10^{3}～3.3×10^{5}	1.3×10^{3}～2.4×10^{4}	4.6×10^{3}～1.7×10^{5}	－	－

資料：「平成 21 年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果（データ編）」（平成 23 年 3 月、東京都環境局自然環境部水環境課）

表 4-2-1-38 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 20 年度）

No.		水人 1	水人 2	水人 3
水域		多摩川		
河川名		多摩川	野川	大栗川
測定地点		田園調布堰上	兵庫橋	報恩橋
カドミウム	mg/l	0.001	0.001	0.001
全シアン	mg/l	0.01	0.01	0.01
鉛	mg/l	0.002	0.002	0.001
六価クロム	mg/l	0.005	0.005	0.005
砒素	mg/l	0.001	0.001	0.001
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/l	-	-	-
PCB	mg/l	0.0005	0.0005	0.0005
ジクロロメタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
四塩化炭素	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
チウラム	mg/l	0.0006	0.0006	0.0006
シマジン	mg/l	0.0003	0.0003	0.0003
チオベンカルブ	mg/l	0.0003	0.0003	0.0003
ベンゼン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
セレン	mg/l	0.001	0.001	0.001
ふっ素	mg/l	0.11	0.03	0.09
ほう素	mg/l	0.04	0.04	0.08

注1. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。

資料：「水文水質データベース」（平成 23 年 6 月現在、国土交通省河川局ホームページ）

表 4-2-1-39　ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/l）

№.	水域	河川名	測定地点	調査結果	環境基準
水ダ 1	城南河川	目黒川	太鼓橋	0.068	1pg-TEQ/l 以下
水ダ 2	城南河川	立会川	立会川橋	0.11	
水ダ 3	城南河川	内川	富士見橋	0.35	
水ダ 4	多摩川	野川	天神森橋	0.16	
水ダ 5	多摩川	湯殿川	春日橋	0.071	

資料：「平成 21 年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」
（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

ｲ) 地下水

対象事業実施区域を含む周辺区市における人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、表 4-2-1-40 に示すとおりである。対象事業実施区域を含む周辺区市では、全ての地点で全項目において環境基準を満たしている。

また、ダイオキシン類地下水環境調査結果は、表 4-2-1-41 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では、調査が行われた全ての地点で環境基準を満たしている。

表 4-2-1-40（1）　人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 21 年度）

	港区		渋谷区		品川区		大田区		目黒区		世田谷区	
	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数
カドミウム	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
全シアン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
鉛	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
六価クロム	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
砒素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
総水銀	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
アルキル水銀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＰＣＢ	100%	1	－	－	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
ジクロロメタン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
四塩化炭素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,2-ジククロエタン	100%	1	－	－	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
1,1-ジクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
シス-1,2-ジクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,1,1-トリクロロエタン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,1,2-トリクロロエタン	100%	1	－	－	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
トリクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
テトラクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,3-ジクロロプロペン	100%	1	－	－	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
チウラム	100%	1	－	－	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
シマジン	100%	1	－	－	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
チオベンカルブ	100%	1	－	－	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
ベンゼン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
セレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
ふっ素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
ほう素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3

表 4-2-1-40（2）　人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 21 年度）

	稲城市		町田市		多摩市		八王子市	
	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数
カドミウム	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
全シアン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
鉛	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
六価クロム	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
砒素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
総水銀	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
アルキル水銀	－	－	100%	3	－	－	－	－
ＰＣＢ	100%	1	100%	1	－	－	100%	1
ジクロロメタン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
四塩化炭素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,2-ジククロエタン	－	－	100%	1	－	－	100%	1
1,1-ジクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
シス-1,2-ジクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,1,1-トリクロロエタン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,1,2-トリクロロエタン	－	－	100%	1	－	－	100%	1
トリクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
テトラクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,3-ジクロロプロペン	－	－	100%	1	－	－	100%	1
チウラム	－	－	100%	1	－	－	100%	1
シマジン	－	－	100%	1	－	－	100%	1
チオベンカルブ	－	－	100%	1	－	－	100%	1
ベンゼン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
セレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
ふっ素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
ほう素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5

資料：「平成 21 年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 23 年 3 月、東京都環境局自然環境部水環境課）

表 4-2-1-41　ダイオキシン類地下水調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/l）

地域	測定地点	調査結果	環境基準
八王子市	八王子市打越町	0.062	1pg-TEQ/l 以下
町田市	町田市山崎町	0.063	

資料：「平成21年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」
（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

イ．水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準と類型指定の状況は、表 4-2-1-42～表 4-2-1-45 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲では、水質汚濁に係る環境基準について湖沼の指定はない。

図面集［図-4　水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図］

表 4-2-1-42　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	-

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道 2 級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの
　　水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
注 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　　工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
注 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

表 4-2-1-43　水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

項目	利用目的の適応性	河川名（対象事業実施区域及びその周囲内）
AA 類型	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	—
A 類型	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	湯殿川（全域）
B 類型	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	多摩川中・下流（拝島橋より下流） 大栗川（全域） 浅川下流（南浅川合流地点から上流）
C 類型	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	隅田川（全域） 内川（全域） 恩田川（神奈川県境から上流） 三沢川（神奈川県境から上流）
D 類型	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	古川（全域） 目黒川（全域） 呑川（全域） 仙川（全域） 野川（全域） 鶴見川上流（神奈川県境から上流） 境川（神奈川県境から上流）
E 類型	工業用水 3 級、環境保全	立会川（全域）

注 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2.水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道 2 級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの
　　水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
注 3.水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注 4.工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　　工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
注 5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
資料：「公共用水域水質環境基準指定類型水域」（平成 23 年 6 月現在、国立環境研究所ホームページ）より作成

表 4-2-1-44　人の健康の保護に関する環境基準

（昭和46年環境庁告示第59号）
（平成9年環境庁告示第10号）

項目 ＼ 区分	公共用水域	地下水
カドミウム	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	－	0.002mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	0.004mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	0.1mg/1 以下
1,2-ジクロロエチレン	－	0.04mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	－
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	0.03mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
チウラム	0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
シマジン	0.003mg/1 以下	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	10mg/1 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下

注 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注 2.「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4-2-1-45　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

（平成11年環境庁告示第68号）

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/1 以下

ウ. 苦　情

東京都の水質汚濁に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-46 に示すとおりである。苦情件数は 95 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く、「不明（会社・事業所以外）」を含めると全体の 6 割以上を占めている。会社・事業所関係に限ると、「製造業」が 8 件、「サービス業」が 8 件となっている。

表 4-2-1-46　水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	2
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	4
製造業	8
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	1
運輸業	0
卸売・小売業	1
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	2
医療、福祉	2
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	8
公務（他に分類されないもの）	3
分類不能の産業	1
個人（会社・事業所以外）	10
その他（会社・事業所以外）	22
不明（会社・事業所以外）	30
合　計	95

資料：「平成21年度公害苦情調査結果」（平成23年6月現在、総務省ホームページ）

(3) 水底の底質

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果は、表 4-2-1-47 に示すとおりである。全ての地点において、環境基準を満たしている。

図面集［図-4　水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図］

表 4-2-1-47　ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

No.	水域	河川名	測定地点	調査結果	環境基準
底ダ 1	城南河川	目黒川	太鼓橋	18	150pg-TEQ/g 以下
底ダ 2	城南河川	立会川	立会川橋	10	
底ダ 3	城南河川	内川	富士見橋	25	
底ダ 4	多摩川	野川	天神森橋	1.1	
底ダ 5	多摩川	湯殿川	春日橋	0.47	

資料：「平成 21 年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」
（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

イ．水底の底質に係る環境基準

水底の底質に係る環境基準は、表 4-2-1-48 及び表 4-2-1-49 に示すとおりである。

表 4-2-1-48　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準

（平成14年環境省告示第46号）

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-49　底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値

（平成14年環水管第211号）

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注1.「底質の処理・処分等に関する指針について」(平成14年環水管第211号)において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

(4) 水資源

対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の設定状況は、表 4-2-1-50 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における水源は 2 箇所あり、いずれも多摩川の伏流水である。

図面集［図-5　内水面漁業権図］

表 4-2-1-50　内水面共同漁業権

平成 18 年 4 月 1 日現在

免許番号	漁業権者 (代表)	漁場区域 (主な河川)
内共第 3 号	多摩川漁業協同組合	浅川
内共第 5 号	多摩川恩方漁業協同組合	浅川
内共第 12 号	多摩川漁業協同組合 川崎河川漁業協同組合	多摩川

資料：「漁業権設定状況」（平成 23 年 6 月現在、東京都産業労働局農林水産部水産課ホームページ）

3) 土壌及び地盤の状況

(1) 土　壌

ア．土壌汚染の現状

対象事業実施区域及びその周囲における、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は、表 4-2-1-51 に示すとおりであり、要措置区域 1 箇所及び形質変更時要届出区域 9 箇所の合計 10 箇所が指定区域となっている。

図面集［図-6　土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点図］

表 4-2-1-51　土壌汚染対策法に係る指定状況

区分	地域	指定番号	指定年月日	指定区域	指定面積（㎡）	基準に適合しない特定有害物質
要措置区域	港区	指-148 号	平成 23 年 4 月 12 日	高輪三丁目地内	77.75	テトラクロロエチレン
形質変更時要届出区域	港区	指-29 号	平成 18 年 4 月 7 日	白金台四丁目地内	871.3	鉛、水銀
		指-54 号	平成 19 年 3 月 2 日	芝浦一丁目	196.2	シアン
	品川区	指-146 号	平成 23 年 3 月 18 日	北品川三丁目地内	218.1	鉛
	目黒区	指-17 号	平成 17 年 2 月 25 日	東山二丁目	333	シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、シアン、六価クロム、ほう素
		指-127 号	平成 22 年 11 月 24 日	下目黒二丁目地内	519.7	鉛、シアン、ふっ素、ほう素、六価クロム、シス-1・2-ジクロロエチレン
	大田区	指-12 号	平成 16 年 10 月 18 日	仲池上一丁目地内	489	シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエトレン、トリクロロエチレン、ふっ素
		指-82 号	平成 20 年 5 月 19 日	北糀谷二丁目地内	177	ほう素
		指-175 号	平成 23 年 6 月 27 日	矢口二丁目地内	259.57	シス-1・2-ジクロロエチレン
	世田谷区	指-164 号	平成 23 年 5 月 19 日	桜三丁目地内	593	鉛

資料：「要措置区域等の指定状況」（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

イ．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壌環境調査結果は、表 4-2-1-52 に示すとおりであり、環境基準を満たしている。

図面集［図-6　土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点図］

表 4-2-1-52　ダイオキシン類土壌環境調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

No.	地域	測定地点	測定結果	環境基準
土ダ 1	品川区	品川区西大井 1	0.39	1,000pg-TEQ/g 以下
土ダ 2	世田谷区	世田谷区駒沢 2	1.7	

資料：「平成 21 年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

ウ. 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-2-1-53 及び表 4-2-1-54 に示すとおりである。

表 4-2-1-53　土壌の汚染に係る環境基準

（平成3年環境庁告示第46号）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること

備考

1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2.カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１ｌにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液１ｌにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3.「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4.有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 4-2-1-54　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

（平成11年環境庁告示第68号）

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

エ．苦　情

東京都の土壌汚染に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-55 に示すとおりである。苦情件数は 17 件あり、「建設業」と「製造業」が 4 件、「不動産業」と「分類不能の産業」が 2 件、「個人（会社・事業所以外）」が 3 件、「その他（会社・事業所以外）」と「不明（会社・事業所以外）」が 1 件となっている。

表 4-2-1-55　土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	4
製造業	4
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	2
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	2
個人（会社・事業所以外）	3
その他（会社・事業所以外）	1
不明（会社・事業所以外）	1
合　計	17

資料：「平成 21 年度公害苦情調査結果」（平成 23 年 6 月現在、総務省ホームページ）

(2)地　盤

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の地盤変動量測定結果は表 4-2-1-56 に示すとおりである。

最大隆起は品川区東大井二丁目 12 の 9.3mm で、最大沈下は稲城市矢野口 3043 の-0.4mm となっている。

表 4-2-1-56(1)　地盤変動量測定結果（平成 22 年）

地域	基標番号	所在地		変動量 (mm)
		町名	目標	
港区	(8)	芝五丁目 29	東京羊羹本舗前	+2.5
	交 (9)	高輪三丁目 19	SOC 高輪ビル前	+2.6
	芝 (6)	芝二丁目 29	高浦ビル前	+1.0
	〃 (17)	高輪二丁目 17	テイケン東京ビル脇	+2.7
品川区	(9－1)	南品川三丁目 5	海雲寺境内	+8.9
	(27)	南大井二丁目 5	鈴ケ森刑場遺跡内(大経寺)	+3.7
	(015－010)	東大井二丁目 12	カーサービス(株)CS トナン脇	+9.3
	芝 (10)	北品川四丁目 7	八ッ山橋交差点植込内	+4.3
大田区	(27－1)	大森東二丁目 1	ライオンズマンション平和島脇	+3.1
	大 (4)	池上一丁目 33	池上小学校内	+4.3
	〃 (7)	南雪谷五丁目 13	東調布公園内	+6.7
	〃 (12)	大森本町一丁目 10	シェル石油大森給油所脇	+2.7
	〃 (15)	大森東三丁目 16	貴船堀公園野球場脇	+1.6
	〃 (18)	大森東四丁目 38	スナックやおみつ脇	-0.1
	〃 (19)	大森南五丁目 2	都・森ケ崎水再生センター内	-0.2
	〃 (29)	東矢口二丁目 1	安方中学校内	+4.0
	〃 (30)	西馬込二丁目 35	馬込中学校正門前	+4.7
	〃 (31)	雪谷大塚町 8	芝信用金庫前	+6.1
	〃 (32)	田園調布五丁目 30	八幡神社前	+3.5
	蒲 (19)	蒲田三丁目 25	聖蹟蒲田梅屋敷公園内	+2.5
目黒区	(11025)	東山三丁目 24	東山公園内	+2.6
	目 (4)	青葉台三丁目 6	都・目黒地盤沈下観測所内	+4.4
世田谷区	(12)	上馬二丁目 15	信栄堂脇	+4.4
	(11027)	上野毛三丁目 22	北野稲荷神社境内	+3.5
	(246－007)	太子堂一丁目 4	世田谷台ピロティ前	+3.8
	(246－008)	三軒茶屋一丁目 29	日立ｺﾝｼｭｰﾏ･ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ(株)前	+4.4
	(246－009)	上馬三丁目 14	YSD ビル脇	+4.2
	(246－010)	新町一丁目 7	桜ビル脇	+3.8
	(246－012)	瀬田三丁目 6	精進料理「泉仙」前	+3.4
	世 (2)	若林三丁目 34	北野稲荷神社前	+3.1
	〃 (3)	若林二丁目 38	若林陸橋脇	+3.2
	〃 (6)	中町四丁目 21	玉川中学校内	+3.5
	〃 (7)	玉川二丁目 23	玉川高島屋 SC 南館向側	+2.7
	〃 (8)	千歳台三丁目 1	昭和砿油(株)千歳台ｽﾀﾝﾄﾞ前	+2.6
	〃 (9)	大蔵三丁目 6	GOLF　Partner 向側	+1.4
	〃 (10)	玉川三丁目 39	ウィステリア二子玉川脇	+3.6

表 4-2-1-56(2)　地盤変動量測定結果（平成 22 年）

地域	基標番号	所在地		変動量（㎜）
		町名	目標	
稲城市	稲城（2）	大丸 630	都営稲城アパート集会所脇	-0.2
	〃（4）	大丸 1534－5	クリーンセンター多摩川入口	+1.1
	ＢＭ．1	矢野口 3043	稲城第三中学校内	-0.4
町田市	町田（4）	野津田町 1290	鶴川第一小学校内	+3.8
	〃（5）	野津田町 3305	都・町田地盤沈下観測所内	+6.0
	ＢＭ．18	本町田 918	町田教育会館脇	+4.0
多摩市	多摩（1）	関戸三丁目 19	多摩中学校内	+4.2
	〃（3）	乞田 1237	乞田新大橋際	+3.3
	〃（4）	永山三丁目	瓜生緑地	+3.5
八王子市	（016－038）	緑町 951	出光八王子南給油所向側	-0.1

注1. 変動量は、平成21年1月1日基準日の測量成果と平成22年1月1日基準日の測量成果との差を示す。なお、(-）は沈下、(+）は隆起を表す。

資料：「水準基標測量成果表（基準日・平成 22 年 1 月 1 日)」
（平成 22 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

イ．地盤沈下に係る対策及び規制

東京都では、表 4-2-1-57 に示す地盤沈下に係る法や条例により、地下水揚水規制を実施している。

表 4-2-1-57　地盤沈下に係る法・条例規制

<table>
<tr><th rowspan="2">法令
（施行年月）</th><th rowspan="2">対象地域</th><th rowspan="2">用途</th><th colspan="3">構造基準等</th><th rowspan="2">揚水量
報告義務</th></tr>
<tr><th>吐出口
断面積
$6cm^2$以下</th><th>6 超 $21cm^2$以下</th><th>21 超</th></tr>
<tr><td>工業用水法
(S31.6)</td><td>板橋区
足立区
北区
江戸川区
葛飾区
江東区
墨田区
荒川区</td><td>製造業
熱供給業
電気・ガス供給業</td><td>法対象外</td><td>ストレーナー位置
550～650m 以深

詳細は「構造基準一覧」へ</td><td>設置禁止</td><td>許可井戸は
年１回</td></tr>
<tr><td>建築物用の地下水の採取の規制に関する法律
－ビル用水法－
(S38.7)</td><td>23 区</td><td>冷暖房
水洗便所
車庫での洗車
公衆浴場
（浴室面積 $150m^2$超）</td><td>法対象外</td><td>ストレーナー位置
400～650m 以深</td><td>設置禁止</td><td>許可井戸は
年１回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境確保条例
(S13.4)</td><td rowspan="2">構造基準等：
島しょ、奥多摩、檜原を除く。

報告：
島しょを除く全地域</td><td rowspan="2">全用途</td><td>揚水機出力
2.2kW

揚水量
最大
$20m^3$/日以下
平均
$10m^3$/日以下</td><td>ストレーナー位置
400～650m 以深

・法規制地域は法と同一深度

・法未規制地域は地質等調査により深度設定</td><td rowspan="2">設置禁止</td><td rowspan="2">揚水機出力 330W を超える全ての井戸（条例施行時の既設井戸を含む）について、年１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">法は井戸ごとに規制
条例は断面積事業所で合算規制</td></tr>
<tr><td>温泉法審査基準
(H10.7)</td><td>23 区
24 市
1 町</td><td>温泉用</td><td>工業用水法の対象地域は吐出口
$6cm^2$以下
揚水量
$50m^3$/日以下</td><td>15 区 24 市 1 町は吐出口
$21cm^2$以下
揚水量
$150m^3$/日以下</td><td></td><td>義務なし
（量水機は設置義務あり）</td></tr>
</table>

注 1. 工業用水法は、既得権を認めず、基準不適合井戸の工業用水道への強制転換が完了。
　　現在、許可井戸とみなされた 6 井戸以外、都内には存在しない。
注 2. ビル用水法についても、工業用水法と同様、上水道への強制転換が完了。
　　現在、都内には許可井戸は存在しない。
注 3. 温泉法には地盤沈下規制の直接的な規定はないが、申請数が増加したため、上記の基準を設けた。

資料：「地下水揚水規制のあらまし」（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

ウ．苦　情

東京都内の地盤沈下に関する苦情（平成 21 年度）は 3 件であった。その内訳は、「不動産業」「サービス業（他に分類されないもの）」「その他（会社・事業所以外）」でそれぞれ 1 件となっている。

4) 地形及び地質の状況

(1) 国立公園、国定公園、都立自然公園、都自然環境保全地域等の分布

東京都内の自然公園は、国立公園 3 箇所、国定公園 1 箇所、都立自然公園 6 箇所が指定されている。対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の指定状況は、表 4-2-1-58 に示すとおりであり、都立多摩丘陵自然公園 1 箇所が八王子市、多摩市に分布している。

また、東京都では、東京における自然の保護と回復に関する条例により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していくことを目的として、保全地域を指定している。対象実施区域及びその周囲の保全地域の指定状況は、表 4-2-1-59 に示すとおりであり、歴史環境保全地域 1 地域、緑地保全地域 7 地域、里山保全地域 1 地域が指定されている。

図面集［図-7　地形及び地質の状況図］

表 4-2-1-58　自然公園の指定状況

種別	名称	区域	面積（ha）
都立自然公園	多摩丘陵自然公園	八王子市、多摩市	1,959

資料：「東京都の公園緑地マップ 2011」（平成 23 年 3 月、東京都建設局公園緑地部計画課）

表 4-2-1-59　保全地域の指定状況

地域	種類	名称	面積（ha）
町田市	緑地保全地域	町田代官屋敷緑地保全地域	1.3
		町田民権の森緑地保全地域	1.9
		七国山緑地保全地域	10.1
		町田関ノ上緑地保全地域	1.6
	歴史環境保全地域	図師小野路歴史環境保全地域	36.6
多摩市	緑地保全地域	多摩東寺方緑地保全地域	1.5
八王子市	緑地保全地域	八王子東中野緑地保全地域	1.1
	里山保全地域	八王子堀之内里山保全地域	7.6
	緑地保全地域	小比企緑地保全地域	1.8

資料：「東京都の公園緑地マップ 2011」（平成 23 年 3 月、東京都建設局公園緑地部計画課）

(2) 重要な地形及び地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の「第 1 回自然環境保全基礎調査　東京都のすぐれた自然図」(昭和 51 年、環境庁) に記載されているすぐれた地形・地質・自然現象は表 4-2-1-60 に、「日本の地形レッドデータブック」に記載されている地形・地質は表 4-2-1-61 に、文化財保護法等に規定する地形・地質に係る天然記念物は、表 4-2-1-62 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では、大田区に区指定天然記念物 1 件があるほか、八王子市及び多摩市に重要な地形・地質が確認されている。

図面集 [図-7　地形及び地質の状況図]

表 4-2-1-60　「東京都のすぐれた自然図」の地形・地質・自然現象

地域名 (名称)	所在地
第 3 紀鮮新貝化石産地	八王子市
第 4 紀洪積世の頁岩・砂岩・及び関東ローム層の露頭	八王子市

資料:「第 1 回自然環境保全基礎調査　東京都のすぐれた自然図」(昭和 51 年、環境庁)

表 4-2-1-61　「日本の地形レッドデータブック」の地形・地質

地域	カテゴリー	危機にある地形	地形の特性	選定基準	ランク
多摩市 八王子市	III (河川の作用や風化・侵食によってできる地形)	乞田川、大栗川の蛇行	蛇行	③	D
八王子市	VII (その他重要な地形)	多摩丘陵御殿峠の礫層	礫層露頭	②	C

注1. 選定基準
①: 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形。
②: ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。
③: 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形。
④: 動物や植物の生息地として重要な地形。

注2. ランク
A: 現在の保存状態がよく、今後もその継続が求められる地形。
B: 現時点で低強度の破壊を受けている地形。今後、破壊が継続されれば消滅が危惧される。
C: 現在著しく破壊されつつある地形。また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形。
D: 重要な地形でありながら、すでに破壊されて、現存しない地形。

資料:「日本の地形レッドデータブック　第 1 集　新装版-危機にある地形-」(2000 年 12 月)

表 4-2-1-62　文化財保護法等の天然記念物 (地形・地質)

区分	名称	所在地	指定年月日
区指定天然記念物	清水窪湧水	大田区	S50. 3. 19

資料:「東京都文化財総合目録 (都指定・国指定・区市町村)」(平成 22 年 3 月、東京都教育委員会)

(3) 沿線地域の地形、地質

東京都区部及び多摩地域の内陸部は、雲取山（海抜 2,017m）、三頭山等の山岳地帯で山梨県・埼玉県と境を接し、東京湾に向かってなだらかに下っている。東京都内陸部の地形は、西が高く、東の方向へ次第に高度を減じ、また群馬県高崎市から埼玉県飯能市を通って八王子市へ延びる八王子構造線によって、西部の関東山地と東部の関東平野に二分される。地質の分布は地形の配列と密接な関係にあり、また八王子構造線を境として、西部の古期岩類の地域と、東部の新期堆積物の地域に分けられる。

西部の山地をつくる古期岩類は、主として古生代・中生代の堆積岩からなり、五日市盆地には第三紀層の地層が分布している。また狭い範囲ではあるが、第三紀以前の花崗岩類岩石（閃緑岩）が三頭山を中心に分布している。古生代の地層は秩父古生層と呼ばれるもので、北西から南東方向に走る多くの構造線に支配されている。奥多摩町・青梅市など、北西部に分布している。鳥ノ巣統及び時代未詳中生層は、秩父古生層と構造線を境として、交互に帯状構造をなして分布している。中生代の地層は白亜紀の小仏層群と呼ばれるもので、檜原村・五日市町・八王子市に分布している。鳥ノ巣統及び時代未詳中生層とは五日市－川上線をもって境界としている。五日市盆地に分布する第三紀層は中新統の地層で、主として礫がち堆積物から成る。中生層や古生層のようには、完全には固結していない。

以上のような古期岩類の地層が分布する山地には、北西－南東方向の構造線が卓越して走っており、地質の分布を支配している。これらの構造線は北東のものから雷電山－三峰線、日向和田断層、長井断層、肝要断層、深沢断層、大岳沢断層、梅沢断層、御前山断層とよばれ、いずれも北東の地塊が南西の地塊に急角度でのり上げた衝上断層と考えらる。また、これらの断層と交わるように小規模な北東－南西方向の断層が分布している。

東部の平野部（丘陵地、台地、低地）には、第三紀末期以降に堆積した新期堆積物が広く分布している。関東山地の東縁には、標高 300m 前後以下の丘陵地が分布する。丘陵地は第三紀末期から第四紀前期に堆積した半固結の堆積物から成る。東部になるにつれて砂がち堆積物、泥がち堆積物へと変化する。表面はローム層におおわれることもある。

平野部の大部分を占めるのは武蔵野台地と呼ばれる洪積台地である。表面は一様にローム層におおわれているが、ローム層の下位には、西部では礫がち堆積物が、東部では砂がち堆積物が分布している。ローム層の下位の堆積物は段丘崖を除いては、直接地表に分布することはない。未固結の堆積物で、洪積世中期以降に堆積したものである。

丘陵地内や台地内の大小の河川に沿って、あるいは武蔵野台地の東側には、氾濫低地が分布している。低地を構成する地層は、いわゆる「沖積層」と呼ばれる地層である。多摩川に沿って礫がち堆積物が分布し、海岸近くや埋立地には砂がち堆積物が、そして台地内の谷底平野には泥がち堆積物が分布している。沖積層は全て未固結堆積物で、砂がち堆積物や泥がち堆積物、あるいはそれらの互層により構成されている。

図面集［図-8　地形分類図］　［図-9　表層地質図］

(4) 鉱山の状況

対象事業実施区域及びその周囲には、鉱山は存在しない。

5)動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1)動　物

ア. 重要な種及び注目すべき生息地の状況

ｱ) 野生動植物保護地区の分布

「野生動植物保護地区内訳表」(環境省)によると、東京都内には自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定されている地域はない。

ｲ) 鳥獣保護区の分布

東京都内では、44 箇所の鳥獣保護区が指定されている。このうち対象事業実施区域及びその周囲では表 4-2-1-63 に示す 6 箇所が指定されている。なお、特別保護地区の指定はない。

図面集［図-10　鳥獣保護区の指定状況図］

表 4-2-1-63　鳥獣保護区一覧

名　称	設定所在地	面積 (ha)	特別保護地区面積 (ha)	期限終了年月日
東京港	東京港の区域一円	12,000	-	平成 38 年 10 月 31 日
世田谷	世田谷区西南部一円	1,920	-	平成 41 年 6 月 30 日
多摩川	多摩川及びその周辺一円	4,607	-	平成 38 年 10 月 31 日
こどもの国	町田市こどもの国及びその周辺	117	-	平成 26 年 10 月 31 日
七国山	七国山緑地保全地域一円	10	-	平成 24 年 10 月 31 日
図師小野路	図師小野路歴史環境保全地域付近一円	33	-	平成 24 年 10 月 31 日

資料：「平成 22 年度　鳥獣保護区等位置図」(平成 22 年 10 月、東京都)

ｳ) 重要な動物及び天然記念物としての動物の生息状況、生息環境

対象事業実施区域及びその周囲における哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類及び魚類の生息状況は、以下のとおりである。

(哺乳類)

「自然環境保全基礎調査　第 6 回動植物分布調査(種の多様性調査)」(平成 16 年、環境省)では、分布調査対象種とされた 9 種の中大型哺乳類（ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ・ヒグマ、キツネ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ）について、聞き取り・アンケート調査及び既存資料調査によって得られた生息情報をメッシュごとに整理している。対象事業実施区域を含むメッシュからは、表 4-2-1-64 に示すとおり、タヌキ、キツネ、アナグマ、イノシシの 4 種の生息情報が得られている。

「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)（以下「都レッド」という。）によると、対象事業実施区域及びその周囲は「区部」及び「南多摩」に含まれ、前述の 4 種のうちキツネ、アナグマ、イノシシは、区部では絶滅に、南多摩ではランク外（当該地域で生息が確認されているが、絶滅危惧等のカテゴリーに該当しないもの）に区分されている。

図面集［図-11　主な哺乳類の分布図］

表 4-2-1-64　対象事業実施区域を含むメッシュで生息情報が確認された主な哺乳類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	
						区部	南多摩
ネコ目	イヌ科	タヌキ					
		キツネ				(EX)	○
	イタチ科	アナグマ				(EX)	○
ウシ目	イノシシ科	イノシシ				(EX)	○
2目	3科	4種	0種	0種	0種	3種	3種

注1.選定基準は以下のとおりとする。
①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)に定められた種(特天:特別天然記念物、天:天然記念物)
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号)に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種
③「環境省レッドリスト」(平成19年、環境省発表)に掲載されている種
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
④「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～」(2010年版、東京都環境局)に掲載されている種
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、*:留意種、○:ランク外、－:データ無し、・:非分布
注2.表中の( )については、区部での生息が確認されていない。
注3.表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料:「自然環境保全基礎調査　第6回動植物分布調査(種の多様性調査)」(平成16年、環境省)

(鳥　類)

「日本産鳥類の繁殖分布(第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)　動物分布調査(鳥類)報告書)」(昭和56年、環境庁)は、鳥類の繁殖情報をメッシュごとに整理している。

対象事業実施区域を含むメッシュからは、表 4-2-1-65 に示す種の繁殖情報が得られている。このうち、コアジサシは、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種に指定されている。環境省レッドリスト記載種(以下「環境省レッド」という。)では、絶滅危惧IB類にミゾゴイ、ブッポウソウ、絶滅危惧II類にサシバ、ヒクイナ等の5種、準絶滅危惧にはヨシゴイ、ハイタカの2種が選定されている。また、都レッドでは、区部で絶滅危惧IA類にヨシゴイ、ヒクイナ等の5種、絶滅危惧IB類にハイタカ、コアジサシ等の7種、絶滅危惧II類に12種、南多摩では絶滅危惧IA類にブッポウソウ、サンショウクイ等の5種、絶滅危惧IB類にミゾゴイ等の6種、絶滅危惧II類にハイタカ等の20種が選定されている。

表 4-2-1-65(1)　対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	
						区部	南多摩
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				NT	NT
コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ			NT	CR	VU
		ミゾゴイ			EN	・	EN
		ササゴイ				CR	VU
カモ目	カモ科	カルガモ					
タカ目	タカ科	トビ				NT	NT
		ツミ				CR	VU
		ハイタカ			NT	EN	VU
		ノスリ				EN	VU
		サシバ			VU	・	CR
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				EN	VU
キジ目	キジ科	コジュケイ					
		ヤマドリ				・	EN
		キジ				EN	NT
	クイナ科	ヒクイナ			VU	CR	EN
		バン				VU	VU
		オオバン				VU	VU
チドリ科	タマシギ科	タマシギ				EN	EN
	チドリ科	コチドリ				VU	VU
		イカルチドリ				DD	VU
		シロチドリ				VU	VU
	シギ科	イソシギ				VU	VU
	カモメ科	コアジサシ		国際	VU	EN	EN
ハト目	ハト科	キジバト					
		アオバト				・	NT
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				・	NT
		ツツドリ				・	NT
		ホトトギス				・	NT
フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				CR	EN
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			VU	・	CR
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				・	CR
		カワセミ				VU	NT
	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	・	CR
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				EN	NT
		アカゲラ				・	NT
		コゲラ					
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ				VU	VU
	ツバメ科	ツバメ					
		イワツバメ					
	セキレイ科	キセキレイ					
		ハクセキレイ					
		セグロセキレイ				VU	NT
	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	・	CR
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ					
	モズ科	モズ				VU	NT
	カワガラス科	カワガラス				・	VU
	ツグミ科	トラツグミ				VU	VU
		クロツグミ				・	NT

表 4-2-1-65 (2)　対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	
						区部	南多摩
スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				・	VU
		ウグイス				○	NT
		オオヨシキリ				VU	VU
		メボソムシクイ				・	・
		センダイムシクイ				・	VU
		セッカ					
	ヒタキ科	キビタキ					
		オオルリ				・	NT
		コサメビタキ				EX	VU
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				EX	VU
	エナガ科	エナガ				・	○
	シジュウカラ科	ヒガラ					
		ヤマガラ				VU	○
		シジュウカラ					
	メジロ科	メジロ					
	ホオジロ科	ホオジロ					
	アトリ科	カワラヒワ					
		イカル				NT	NT
	ハタオリドリ科	スズメ					
	ムクドリ科	ムクドリ					
	カラス科	カケス					
		オナガ					
		ハシボソガラス					
		ハシブトガラス					
ハト目	ハト科	ドバト（外）					
スズメ目	カエデチョウ科	ベニスズメ（外）					
13目	37科	72種	0種	1種	9種	50種	50種

注1.選定基準は以下のとおりとする。

①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号）に定められた種（特天：特別天然記念物、天：天然記念物）

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法)」(平成4年、法律第75号）に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種

③「環境省レッドリスト」(平成19年、環境省発表）に掲載されている種

EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

④「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010年版、東京都環境局）に掲載されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、－：データ無し、
・：非分布

注2.ドバト及びベニスズメは外来種であり、種数等に計上していない。

注3.表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「日本産鳥類の繁殖分布（第2回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）　動物分布調査（鳥類）報告書)」（昭和56年、環境庁)

（両生類・爬虫類）

「第 2 回自然環境保全基礎調査　東京都動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲では、表 4-2-1-66 に示すとおり、トウキョウサンショウウオが確認された。トウキョウサンショウウオは、文化財保護法に基づく天然記念物等及び種の保存法に基づく国内希少野生動植物種ではないが、環境省レッドでは絶滅危惧 II 類に、都レッドでは「南多摩」の絶滅危惧 IB 類に選定されている。

「東京都の野生生物種目録」（平成 10 年、東京都環境保全局）によると、東京都内（本土部）で確認された両生類は 16 種、爬虫類は 15 種である。

両生類については、都レッドでは、対象事業実施区域及びその周囲は「区部」及び「南多摩」に含まれ、「区部」の絶滅危惧 IA 類にアカハライモリ、トウキョウダルマガエル等の 4 種、絶滅危惧 IB 類にニホンアマガエル、ニホンアカガエル、準絶滅危惧にアズマヒキガエルが選定されている。また、「南多摩」の絶滅危惧 IA 類にツチガエル、絶滅危惧 IB 類にトウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、トウキョウダルマガエル等の 6 種、絶滅危惧 II 類にナガレタゴガエル、シュレーゲルアオガエル等の 5 種、準絶滅危惧にモリアオガエルが選定されている。

また、爬虫類については、「区部」の絶滅危惧 IA 類にニホンイシガメ、ジムグリ等の 5 種、絶滅危惧 I 類にニホンスッポン、ニホントカゲ、シロマダラの 3 種、絶滅危惧 II 類にニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、ヒバカリの 3 種、準絶滅危惧にアオダイショウ、情報不足にクサガメ、タカチホヘビが選定されている。また、「南多摩」の絶滅危惧 IA 類にニホンイシガメ、絶滅危惧 I 類にニホンスッポン、ニホンマムシ、絶滅危惧 II 類にニホントカゲ、ジムグリ、ヤマカガシ等の 5 種、準絶滅危惧にニホンカナヘビ、アオダイショウ等の 4 種、情報不足にクサガメ、留意種にニホンヤモリが選定されている。

図面集［図-12　第 2 回自然環境保全基礎調査による動物の分布図］

表 4-2-1-66　対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された両生・爬虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	
						区部	南多摩
有尾目	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ			VU	・	EN
1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	0 種	1 種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。
　①「文化財保護法」（昭和25年、法律第214号）に定められた種（特天：特別天然記念物、天：天然記念物）
　②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成4年、法律第75号）に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種
　③「環境省レッドリスト」（平成19年、環境省発表）に掲載されている種
　　EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
　④「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」（2010年版、東京都環境局）に掲載されている種
　　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
　　VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、－：データ無し、
　　・：非分布
注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「第2回自然環境保全基礎調査　東京都動植物分布図」（昭和56年、環境庁）

（昆虫類）

「日本の重要な昆虫類　南関東版」（昭和 55 年、環境庁）によると、東京都内からは、10 種の指標昆虫類と 86 種の特定昆虫類が選定されている。また、「第 2 回自然環境保全基礎調査　東京都動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）によると表 4-2-1-67 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲では 4 種の指標昆虫類が確認されている。

このうち、オオムラサキは環境省レッドの準絶滅危惧に選定されている。また、都レッドにおいては、ムカシヤンマ及びハルゼミは「南多摩」で絶滅危惧 IB 類に、ゲンジボタルは「区部」で絶滅危惧 IB 類に選定されている。

図面集［図-12　第 2 回自然環境保全基礎調査による動物の分布図］

表 4-2-1-67　対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された昆虫類

目名	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
							区部	南多摩
トンボ目	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ			指		・	EN
コウチュウ目	ホタル科	ゲンジボタル			指		EN	○
カメムシ目	セミ科	ハルゼミ			指		EX	EN
チョウ目	タテハチョウ科	オオムラサキ			指	NT	EX	○
4 目	4 科	4 種	0 種	0 種	4 種	1 種	3 種	4 種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。
①「文化財保護法」（昭和25年、法律第214号）に定められた種（特天：特別天然記念物、天：天然記念物）
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成4年、法律第75号）に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種
③「第2回自然環境保全基礎調査　東京都動植物分布図」（昭和56年、環境庁）に掲載されている種
指：指標昆虫類
④「環境省レッドリスト」（平成19年、環境省発表）に掲載されている種
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
⑤「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」（2010年版、東京都環境局）に掲載されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、＊：留意種、○：ランク外、－：データ無し、
・：非分布
注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「日本の重要な昆虫類（南関東版）」（昭和 55 年、環境庁）
「第 2 回自然環境保全基礎調査　東京都動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）

（魚　類）

「第 2 回自然環境保全基礎調査　東京都動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な魚類は表 4-2-1-68 に示すとおり 2 種である。

「東京都の野生生物種目録」（平成 10 年、東京都環境保全局）によると、東京都内（本土部）で確認された淡水魚類は 90 種である。このうち、都レッドでは、対象事業実施区域及びその周囲は「区部」及び「南多摩」に含まれ、「区部」の絶滅危惧 IA 類にスナヤツメ、ギバチ、トビハゼの 3 種、絶滅危惧 I 類にキンブナ、ホトケドジョウ等の 4 種、絶滅危惧 II 類にウナギ、アブラハヤ、シマドジョウ等の 7 種、準絶滅危惧にカマツカ、メナダ等の 7 種等が選定されている。また、「南多摩」では、絶滅危惧 IB 類にスナヤツメ、絶滅危惧 I 類にヤマメ（サクラマス）、メダカ、カジカの 3 種、

絶滅危惧 II 類にウナギ、キンブナ、ホトケドジョウ等の 6 種、準絶滅危惧にアブラハヤ、カマツカ、ニゴイの 3 種等が選定されている。

図面集［図-12　第 2 回自然環境保全基礎調査による動物の分布図］

表 4-2-1-68　対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された魚類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	
						区部	南多摩
コイ目	コイ科	ミヤコタナゴ	天	国内	CR	EX	―
		ゼニタナゴ			CR	EX	EX
1 目	1 科	2 種	1 種	1 種	2 種	2 種	1 種

注1.選定基準は以下のとおりとする。
①「文化財保護法」（昭和25年、法律第214号）に定められた種（特天：特別天然記念物、天：天然記念物）
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法)」（平成4年、法律第75号）に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種
③「環境省レッドリスト」（平成19年、環境省発表）に掲載されている種
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
④「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」（2010年版、東京都環境局）に掲載されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、－：データ無し、
・：非分布
注2.表中の空欄は、該当するものがないことを示す。
資料：「第 2 回自然環境保全基礎調査　東京都動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）

(2)植　物

ア．重要な種及び群落の状況

「第 3 回自然環境保全基礎調査　植生調査報告書（東京都)」(昭和 62 年、環境庁）によると、東京都内（本土）は東西に長く、西高東低の地形を呈し、自然植生の領域もこれに対応して東から西に推移する。すなわち、東端の東京低地から武蔵野台地、多摩丘陵をはじめとする丘陵地を経て奥多摩の関東山地下半部の海抜約 700m までがヤブツバキクラス域で、その上部の海抜約 1,800m までがブナクラス域、さらに海抜 1,800m から東京都の最高地点である雲取山頂（2,018m）までがトウヒ－コケモモ域となっている。しかし、現在奥多摩の日原川源流部一帯と三頭山、高尾山などごく一部の地域を除いて、まとまった自然植生はみられない。すでに沖積低地と台地の大部分と丘陵地のかなりの部分が市街化されており、現存する代償植生も断片的なものが多くなっている。一方、山地もそのほぼ全域が森林で覆われているが、その大半が二次林と植林となっている。

「東京都の野生生物種目録」（平成 10 年、東京都環境保全局）によると、東京都内（本土部）で確認された維管束植物は 3,421 種である。なお、本土部の分類群別の種数は、シダ植物 298 種、種子植物 3,123 種（裸子植物 61 種、被子植物 3,062 種）となっている。このうち、都レッドによると、対象事業実施区域及びその周囲は「区部」及び「南多摩」に含まれ、「区部」の絶滅にトキホコリ、クマガイソウ等の 166 種、野生絶滅にミズワラビ、カリガネソウ等の 8 種、絶滅危惧 IA 類にヒシ、ミズアオイ等の 28 種、絶滅危惧 IB 類にイカリソウ、カキツバタ等の 13 種、絶滅危惧 II 類にカタクリ、エビネ等の 60 種、準絶滅危惧にタコノアシ、ツリフ

ネソウ等の 35 種、情報不足にミズニラ、フジバカマ等の 36 種が選定されている。また、「南多摩」では、絶滅にミズユキノシタ、サギソウ等の 47 種、野生絶滅にオキナグサ、ヒツジグサの 2 種、絶滅危惧 IA 類にフクジュソウ、カワラノギク等の 109 種、絶滅危惧 IB 類にレンゲツツジ、マツムシソウ等の 45 種、絶滅危惧 II 類にタニギキョウ、ギンラン等の 191 種、準絶滅危惧にヘラオモダカ、ミクリ等の 74 種、情報不足にルリソウ、オナモミ等の 12 種が選定されている。

対象事業実施区域及びその周囲における植生は、区部と多摩地区で大きく異なる。区部に位置する対象事業実施区域及びその周囲の植生は、ほとんどが「市街地」で占められ、西端の一部分で「開放水域」（多摩川）周辺に「路傍雑草群落」が存在する。一方で、多摩地区に位置する対象事業実施区域及びその周囲の植生は、谷津の地形を呈し、「クヌギ－コナラ群落」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「畑地雑草群落」、「水田雑草群落」がモザイク状に混在する。

対象事業実施区域及びその周囲における天然記念物の指定状況（植物）は表 4-2-1-69 に示すとおりであり、国指定 1 件、都指定 10 件、区指定 22 件、市指定 15 件の天然記念物が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲における特定植物群落の存在状況は、表 4-2-1-70 に示すとおりであり、12 の特定植物群落が存在する。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、巨樹・巨木林は存在しない。

図面集［図-13　現存植生図］［図-14　重要な植物等の分布図］

表 4-2-1-69(1)　対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（植物）

指定	名称	所在地	指定年月日
都指定	旧細川邸のシイ	港区高輪 1-16-25	S36.1.31
国指定	善福寺のイチョウ	港区元麻布 1-6-21	H15.10.20
区指定	品川寺のイチョウ	品川区南品川 3-5-17	S53.2.14
区指定	稼穡稲荷のイチョウ	品川区北品川 2-32-3	S53.2.14
区指定	法禅寺のイチョウ	品川区北品川 2-2-14	S53.2.14
区指定	仙台坂団地のタブノキ	品川区東大井 4-3-1	S53.2.14
区指定	大龍寺のシイ	品川区南品川 4-2-16	S53.2.14
区指定	光福寺のイチョウ	品川区大井 6-9-17	S53.2.14
区指定	鹿島神社のタブノキ（1）	品川区大井 6-18-36	S53.2.14
区指定	鹿島神社のタブノキ（2）	品川区大井 6-18-36	S53.2.14
区指定	鹿島神社のアカガシ	品川区大井 6-18-36	S53.2.14
区指定	清泉女子大学のフウ	品川区東五反田 3-16-21	S53.2.14
区指定	滝王子稲荷神社のタブノキ	品川区大井 5-12-8	S53.2.14
区指定	雉子神社のイチョウ	品川区東五反田 1-2-33	S53.2.14
区指定	清岸寺のサクラ	品川区上大崎 1-5-15	S53.2.14
区指定	金子家のカキ	品川区豊町 4-23-11	S53.2.14
区指定	戸越八幡神社のケンポナシ	品川区戸越 2-6-23	S53.2.14
区指定	誕生八幡神社のイチョウ（1）	品川区上大崎 2-13-36	S53.2.14
区指定	誕生八幡神社のイチョウ（2）	品川区上大崎 2-13-36	S53.2.14
区指定	岡田家のシイ	品川区中延 1-4-8	S53.2.14
区指定	葛原神社のボダイジュ	品川区荏原 6-2-13	S53.2.14
区指定	小山八幡神社のシイ（1）	品川区荏原 7-5-14	S53.2.14
区指定	小山八幡神社のシイ（2）	品川区荏原 7-5-14	S53.2.14
都指定	秋葉のクロマツ	大田区田園調布 5-3-19	S38.3.19
区指定	しいの古木	大田区千鳥 3-11-16	S49.2.2
都指定	大鳥神社のオオアカガシ	目黒区下目黒 3-1-2	S38.3.19
都指定	九品仏のカヤ	世田谷区奥沢 7-41-3	S27.11.3

表 4-2-1-69(2)　対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（植物）

指定	名　称	所　在　地	指定年月日
都指定	九品仏のイチョウ	世田谷区奥沢 7-41-3	S38.3.19
都指定	桜小学校のオオアカガシ	世田谷区世田谷 2-4-15	S47.4.19
都指定	善養寺のカヤ	世田谷区野毛 2-7-11	S39.11.21
都指定	上野毛のコブシ	世田谷区上野毛 3-9-25	S35.2.13
都指定	高勝寺のカヤ	稲城市坂浜 551	S36.1.31
市指定	シイ	町田市小野路町 5451	S39.11.25
市指定	シダレザクラ	町田市小山町 2507-1	S39.11.25
市指定	アカガシ群落	町田市相原町 701	S39.11.25
市指定	ムクノキ	多摩市連光寺 6-6	S48.5.15
市指定	スダジイ	多摩市連光寺 6-19	S48.5.15
市指定	ケヤキ	多摩市連光寺 1-8-9	S48.5.15
市指定	スダジイ	多摩市南野 2-14	S49.12.20
市指定	ケヤキ	多摩市豊ヶ丘 1-21-3	H15.5.1
市指定	ヒイラギ	多摩市落合 1-26-8	S48.5.26
都指定	平久保のシイ	多摩市落合 4-22	S36.1.31
市指定	シダレザクラ	多摩市鶴牧 2-22-2	S48.5.26
市指定	大塚神明社のイチョウ	八王子市鹿島 112-1	S48.5.24
市指定	松木大石宗虎屋敷のサルスベリ	八王子市松木 1491	S45.1.22
市指定	下柚木御嶽神社のスダジイ	八王子市下柚木 148	S45.1.22
市指定	南大沢のオオツクバネガシ	八王子市南大沢 1-262	S46.4.21
市指定	宇津貫毘沙門天のスダジイ	八王子市みなみ野 2-9-1	S48.5.24

資料：「国指定文化財等データベース」（平成 23 年 6 月現在、文化庁ホームページ）
「東京都文化財総合目録（都指定・国指定・区市町村）」（平成 22 年 3 月、東京都教育委員会）
「港区　文化財のしおり」（平成 22 年 3 月、港区教育委員会）
「渋谷区文化財マップ」（平成 23 年 4 月、渋谷区教育委員会）
「しながわの史跡めぐり」（平成 17 年 12 月、品川区教育委員会）
「目黒区文化財マップ」（平成 22 年 3 月、目黒区教育委員会）
「大田の史跡めぐり（増補改訂版）」（平成 17 年 3 月、品川区教育委員会）
「世田谷区歴史・文化財マップ」（平成 21 年 3 月、世田谷区教育委員会）
「稲城市文化財地図」（平成 20 年 1 月、稲城市教育委員会）
「第 44 号　町田市統計書」（平成 23 年 3 月、町田市総務部）
「多摩市の文化財案内」（平成 22 年 1 月、多摩市教育委員会）

表 4-2-1-70　対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落

名　称	所在地	指定状況			保護の現状
		第2回	第3回	第5回	
高輪東禅寺のアカガシ林とシラカシ林	港区高輪４丁目	A	A	A	－
清泉女子大学構内（旧島津邸）の常緑広葉樹林	品川区東五反田3丁目	F	F	F	－
自然教育園のスダジイ林	港区白金台町	A・F	A・F	A・F	国指定天然記念物
池上本門寺のスダジイ－アカガシ林	大田区池上町	A	A	A	－
等々力渓谷のシラカシ－ケヤキ林	世田谷区等々力	A	A	A	区立等々力渓谷公園
多摩弾薬庫跡の樹林	稲城市大丸町	E・F	E・F	E・F	－
多摩川関戸橋下流の河辺植生	府中市南町	B・D	B・D	B・D	都立多摩丘陵自然公園普通地域
七国山保全地域のクヌギ－コナラ林など	町田市山崎町	E・G	E・G	E・G	七国山緑地保全地域
多摩丘陵脚部のケヤキ－シラカシ林	町田市上小山町	A	A	A	－
八王子別所蓮生寺の樹林	八王子市別所	A	A	A	－
八王子別所長池のハンノキ林	八王子市別所	A・B	A・B	A・B	－
八王子中山の白山神社樹林	八王子市由木	A	A	A	都立多摩丘陵自然公園普通地域

注 1.指定状況の記号は、以下に示すとおりとする。
＜選定基準＞
A:原生林もしくはそれに近い自然林
B:国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C:比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D:砂丘・断崖地・塩沼地・湖沼・河川・湿地・高山・石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E:郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F:過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G:乱獲、その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H:その他、学術上重要な植物群落

資料：「第２回自然環境保全基礎調査　日本の重要な植物群落　南関東版」（昭和 55 年、環境庁）
「第３回自然環境保全基礎調査　日本の重要な植物群落 II　南関東版」（昭和 63 年、環境庁）
「第５回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（平成 12 年、環境庁）

(3)藻場・干潟・湿地

「第４回、第５回自然環境保全基礎調査（藻場・干潟調査）」（環境省）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、大田区の３箇所で干潟の消滅を確認した。

環境省は、生物多様性保全の観点から重要な湿地を 500 箇所選定している。「日本の重要湿地 500」（環境省）によると、東京都区部及び多摩地域では、狭山丘陵の湿地、東京湾の干潟・浅瀬（盤洲干潟、富津干潟、三番瀬、谷津干潟、小櫃川河口、葛西、東京港野鳥公園、中央海浜公園、森ヶ崎、多摩川河口、野島海岸など）、多摩丘陵地帯の湧水湿地が選定されている。このうち、対象事業実施区域を含む周辺区市には表 4-2-1-71 に示す生育・生息域がある。

表 4-2-1-71　重要湿地

地域	生物群	生育・生息域		選定理由
大田区	シギ・チドリ類	東京湾の干潟・浅瀬	東京港野鳥公園・海浜公園・森ケ崎	春秋の渡り期の種数・個体数が比較的多い。RDB 種のセイタカシギ、アカアシシギが記録されている。
			多摩川河口	春秋の渡り期の種数・個体数が比較的多い。RDB 種のセイタカシギが記録されている。
八王子市	爬虫両生類	多摩丘陵地帯の湧水湿地		トウキョウサンショウウオ（種として日本固有）の生息地。

資料：「日本の重要湿地 500」（平成 23 年６月現在、インターネット自然研究所ホームページ）

(4) 生態系

ア．生態系の状況

「生物多様性保全のための国土区分（試案)」（平成９年、環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲は本州中部太平洋側区域に属する。本州中部太平洋側区域は暖温帯に属し、年間降水量は中位で、冬季の積雪は少ない区域となっている。この区域の生物学的特性を示す植生はスダジイ、タブノキ等の照葉樹林である。また、この区域は動物相の固有性が高く、ニホンザル等の生息により特徴づけられる。

対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、地形・地質、植生等から総合的に判断すると、①区部の造成地を中心とする地域、②多摩川周辺の地域、③多摩地域の谷津を中心とする地域の 3 地域に区分することができる。なお、各地域の生態系の模式図は、図 4-2-1-7 に示すとおりである。

①区部の造成地を中心とする地域は、平坦な地形に市街地が広範囲に分布し、自然環境は極端に少なく、都市の生態系が成立している。この地域で成立する主な植生は「市街地」であり、その中にごく小規模に緑の多い住宅地が散在する。したがって、この地域に生育する植物種の種数は少なく、人為的環境に適応した種、植栽種、外来種が占める割合が高くなっている。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、ドブネズミ、クマネズミ等の哺乳類やスズメ、ムクドリ、ハシブトガラス等の鳥類、チャバネゴキブリ、アブラゼミ等の昆虫類が考えられる。この地域の生態系の構成種数は少なく、また生態系の構造は単純であると考えられる。

②多摩川周辺の地域は、多摩川の下流部を主体とした河川の生態系が成立している。下流部は流れが緩やかであり、土砂の堆積が多いことから、多摩川の周辺は比較的安定した河川植生が成立している。したがって、この地域に生育する植物種は、安定した水辺環境に生育するヨシ等の草本植物が多いと考えられる。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、キセキレイ、オオヨシキリ等の鳥類、カゲロウ類、トビケラ類等の水生昆虫、フナ、ウグイ等の魚類が考えられる。さらに、これらを餌とする生態系の上位性の種として、カワウ、サギ類等の生息が考えられる。

③多摩地域の谷津を中心とする地域は、農耕地と二次林（雑木林）が複雑に入り組み、里山の生態系が成立している。この地域の植生は、谷部の「畑地雑草群落」、「水田雑草群落」といった草地の周囲に「クヌギ－コナラ群落」が成立している。かつては農耕や二次林管理が行われていたが、最近は里山として利用されていない状況にあると考えられる。この地域に生育する植物種は、クヌギ、コナラ、クリといった落葉広葉樹や、二次林の林床に生育するスミレ類、シュンラン等及び農耕地や路傍に生育するオモダカ、スズメノカタビラ等の草本が考えられる。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、アズマモグラ、アカネズミ、ノウサギ等の哺乳類、コゲラ、ヤマガラ、ホオジロ等の鳥類、アオダイショウ、シマヘビ、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル等の両生類・爬虫類、カブトムシ、ヒグラシ、オオムラサキ等の昆虫類が考えられる。さらに、これらを餌とする生態系の上位性の種として、タヌキ、キツネ等の哺乳類、オオタカ等の猛禽類の生息が考えられる。

①区部の造成地を中心とする地域

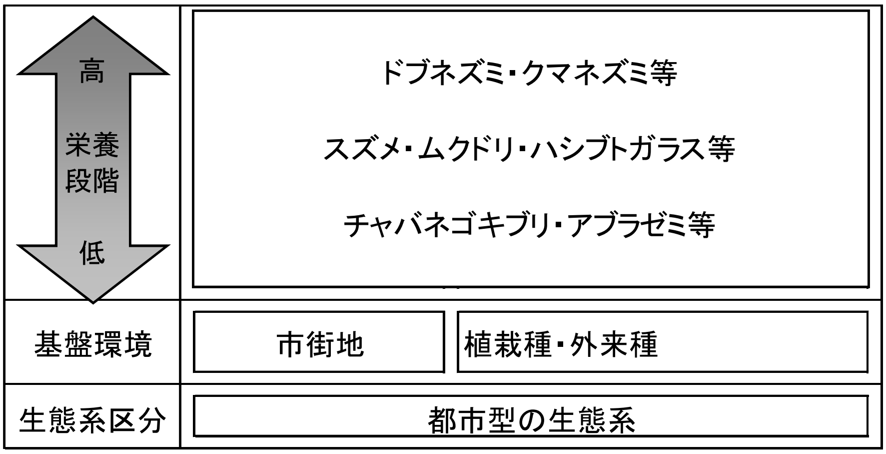

②多摩川周辺の地域

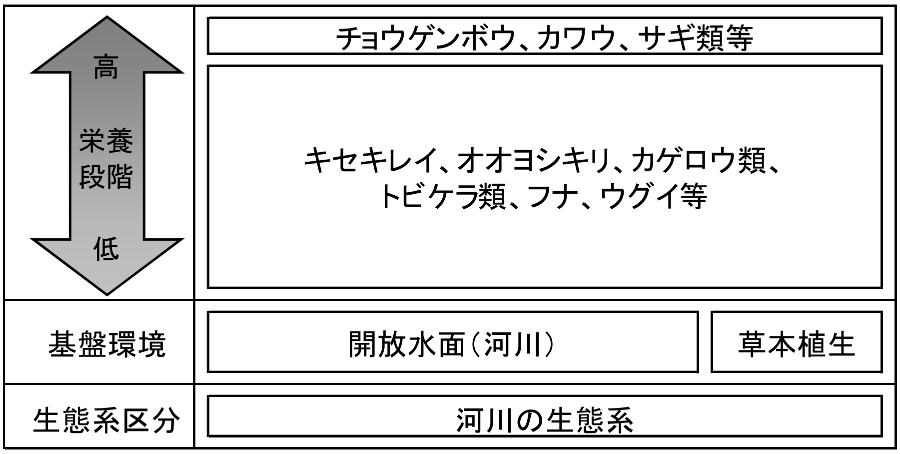

③多摩地域の谷津を中心とする地域

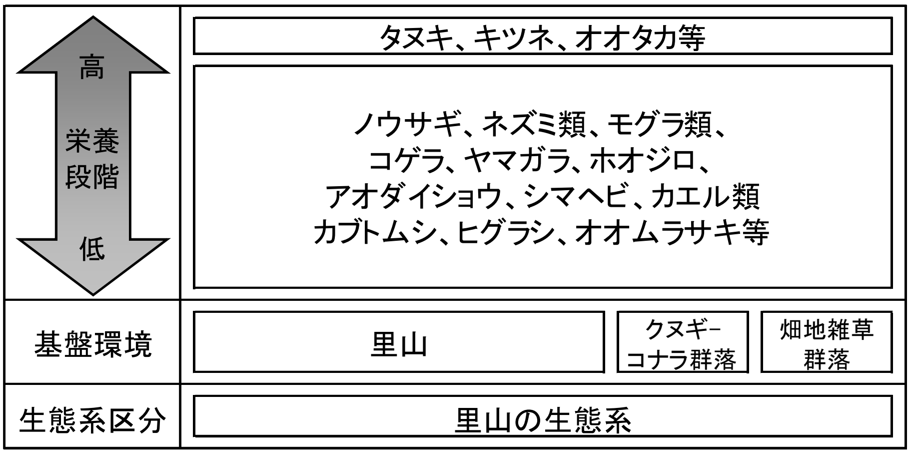

図 4-2-1-7　対象事業実施区域及びその周囲の生態系の模式図

6)景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1)景観及び名勝の概要

ア. 自然景観

対象事業実施区域及びその周囲の自然景観資源の分布状況は、表 4-2-1-72 に示すとおりであり、河川景観が 1 箇所、湖沼景観が 1 箇所となっている。

東京都では、平成 16 年の景観法の制定に伴い必要な規定を整備するとともに、東京都景観審議会答申を踏まえ、より実効性のある景観施策を講じるため東京都景観条例、及び東京都景観条例施行規則の改正を行い、平成 19 年 4 月より東京都景観計画を施行した。

この景観計画区域内の地区区分として、対象事業実施区域に係る関係区市では臨海景観基本軸（港区、品川区、大田区）、国分寺崖線景観基本軸（大田区、世田谷区）及び丘陵地景観基本軸（稲城市、町田市、多摩市、八王子市）が該当する。

図面集［図-15　東京都景観条例に基づく景観基本軸の指定状況及び自然景観資源の分布図］

表 4-2-1-72　自然景観資源の分布状況

地域	類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高(m)	最高標高(m)
大田区	湖沼景観	洗足池	湖沼（小地形）	洗足公園	―	20
世田谷区	河川景観	等々力渓谷	峡谷・渓谷（中地形）	―	14	28

注 1.表中の空欄は、資料にデータの記載がないものである。

資料：「第 3 回自然環境保全基礎調査　東京都自然環境情報図」（1989 年、環境庁）

イ．主要な眺望点及び眺望景観の概況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点の分布状況は、表 4-2-1-73 に示すとおりである。

図面集［図-16　主要な眺望点の分布図］

表 4-2-1-73　主要な眺望点の分布状況

No.	地域	名称	所在地	備考	資料
1	港区	フジテレビ	台場２－４－８	展望スポット	①
2	渋谷区	恵比寿ガーデンプレイス	恵比寿 4-20-3	展望台がある	②
3	品川区	船の科学館	八潮 3-1	展望台がある	③
4		池田山公園	東五反田　5-4-35	高台部がある	③
5	大田区	池上会館	池上１－32－８	展望台がある	③
6		多摩川台公園	田園調布 1-63-1	見晴らしがよい	③
7		多摩川浅間神社	田園調布 1-55-12	展望台がある	③
8	目黒区	西郷山公園	青葉台 2-10-28	見晴らしがよい	④
9	世田谷区	キャロットタワー	太子堂 4-1-1	展望台がある	⑤
10		兵庫島公園	玉川 3-2-1	見晴らしがよい	⑤
11	稲城市	若葉台公園	若葉台 1-19-1	高台にある	⑥
12		みはらし緑地	若葉台	高台にある	⑥
13	町田市	都立小山田緑地	下小山田町・上小山田町	高台にある	⑦
14		三ツ目山公園	小山町・小山ヶ丘	高台にある	⑦
15	多摩市	都立桜ヶ丘公園	連光寺５	高台にある	⑧
16		丘の上公園	聖ケ丘 1-27	眺望ポイント	⑧
17		防人見返りの峠	諏訪	眺望ポイント	⑧
18		中坂公園	南野 3-3-1	眺望ポイント	⑧
19		ガスタンク裏	唐木田２	眺望ポイント	⑧
20		展望広場	唐木田３	眺望ポイント	⑧
21	八王子市	長池公園	別所 2-58	展望台がある	⑨
22		富士見台公園	下柚木 905-3	高台にある	⑩
23		長沼公園	長沼町ほか	高台にある	⑨

資料：①「港区観光マップ」（平成 22 年 10 月、港区観光協会）
②「渋谷区観光ガイドマップ」（平成 21 年度版、渋谷区区民部商工観光課商工観光係）
③「しながわ大田観光マップ」（平成 23 年 2 月、しながわ観光協会・大田観光協会）
④「めぐろ街あるきガイド」（平成 20 年 11 月、目黒区観光まちづくり推進協議会）
⑤「世田谷みどころマップ」（平成 22 年 3 月、財団法人世田谷区産業振興公社）
⑥「いなぎぶらり散策マップ」（平成 20 年 8 月、稲城市生活環境部経済課）
⑦「町田市観光マップ」（平成 21 年 10 月、一般社団法人町田市観光コンベンション協会）
⑧「多摩市観光マップ」（平成 22 年 2 月、多摩市役所経済観光課）
⑨「八王子みどころマップ」（平成 21 年 4 月、広聴広報室）
⑩「八王子観光エリアマップゆぎ」（平成 21 年 2 月、八王子市産業振興部観光課）

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における特別緑地保全地区及び近郊緑地保全区域の指定状況は、表 4-2-1-74 及び表 4-2-1-75 に示すとおりである。

特別緑地保全地区は、都市における緑地の計画的な保全及び緑化の積極的な推進によって良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づいて指定される。都内では 23 地区 231ha が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲では 5 地区 48.6ha が指定されている。また、首都圏近郊緑地保全法により、首都圏近郊の緑地について、無秩序な市街地化を防止するために近郊緑地保全区域が指定されており、都内では、近郊緑地保全区域は 3 区域約 1,500ha が指定されている。対象事業実施区域及びその周囲では、八王子市で 1 区域 264.0ha（日野市を含む）が指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は、表 4-2-1-76 に示すとおりであり、多くの公園等が存在している。

図面集［図-17　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図］

表 4-2-1-74　特別緑地保全地区の指定状況

地域	地区名	面積（ha）
大田区	大森ふるさとの浜辺	2.1
八王子市・町田市	七国・相原	39.8
町田市	山崎緑地	0.5
多摩市	霞ヶ関	3.3
	和田緑地保全の森	2.9

資料：「東京都の公園緑地マップ 2011」（平成 23 年 3 月、東京都建設局公園緑地部計画課）

表 4-2-1-75　近郊緑地保全区域の指定状況

地域	地区名	面積（ha）
八王子市・日野市	多摩丘陵北部	264.0

資料：「東京都の公園緑地マップ2011」（平成23年3月、東京都建設局公園緑地部計画課）

表 4-2-1-76（1） 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

No.	地域	名称	所在地	出典
1	港区	有栖川宮記念公園	南麻布 5-7-29	①
2		国立科学博物館附属自然教育園	白金台 5-21-5	①
3		台場公園	台場 1	①②
4		お台場海浜公園	台場 1	①
5		日の出ふ頭公園	海岸 2	①
6		芝浦北ふ頭公園	海岸 3	①
7		芝浦南ふ頭公園	海岸 3	①
8		品川北ふ頭公園	港南 5	①
9	品川区	潮風公園	東八潮 1・2	①②
10		東八潮緑道公園	東八潮	①
11		しながわ中央公園	西品川 1-27、28、2	①
12		コンテナふ頭公園	八潮 2	①
13		みなとが丘ふ頭公園	八潮 3	①
14		大井ふ頭緑道公園	八潮 4・5	①
15		京浜運河緑道公園	八潮 1・5	①
16		大井ふ頭中央海浜公園	八潮 4-1-19	①
17		しながわ区民公園	勝島 3-2-2	①③
18	品川区・目黒区	林試の森公園	品川区小山台 2、目黒区下目黒 5	①②
19	品川区・目黒区・世田谷区	目黒川	－	④
20	大田区	城南島海浜公園	城南島 4-2-2	③
21		城南島緑道公園	城南島 1・2	①
22		城南島ふ頭公園	城南島 2	①
23		東海緑道公園	東海 1・3・4・6	①
24		東京港野鳥公園	東海 3-1	①
25		東海ふ頭公園	東海 2	①
26		京浜島つばさ公園	京浜島 2	①
27		京浜島ふ頭公園	京浜島 2	①
28		京浜島緑道公園	京浜島 1	①
29		昭和島北緑道公園	昭和島 2	①
30		大森緑道公園	大森南 4 地先	①
31		平和島公園	平和島 4-2-2	①③
32		平和の森公園	平和の森公園 2-1	①③
33		内川	－	④
34		本門寺公園	池上 1-11-1	③
35		洗足池公園	南千束 2-14-5	①
36	大田区・目黒区・世田谷区	呑川	－	④
37	大田区・世田谷区	多摩川	－	④
38	目黒区	菅刈公園	青葉台 2-11-25	①
39		中目黒公園	中目黒 2-3-14	①
40		碑文谷公園	碑文谷 6-9-11	①
41	目黒区・世田谷区	駒沢オリンピック公園	目黒区東ヶ丘 2、八雲 5 世田谷区駒沢公園 1	①

表 4-2-1-76（2）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

No.	地域	名称	所在地	出典
42	世田谷区	等々力渓谷公園	等々力 1-22、2-37～38	①
43		谷沢川	－	④
44		日本中央競馬会馬事公苑	上用賀 2-1-1	①
45		野川	－	④
46		砧公園	砧公園、大蔵 1	②
47		世田谷区立青少年サイクリングコース	鎌田 1-3-5	③
48		兵庫島公園	玉川 3-2-1	①
49		仙川	－	④
50		次大夫堀公園	喜多見 5-27-14	①
51	稲城市	三沢川	－	④
52		三沢川サイクリングロード	矢野口 2071	③
53		多摩川サイクリングロード	押立　多摩川緑地公園	③
54	町田市	鶴見川	－	④
55		恩田川	－	④
56		恩田川自転車歩行者道路	本町田～南成瀬	③
57		薬師池公園	野津田町 3270	①
58		民権の森公園	野津田町 2280	①
59		野津田公園	野津田町 2035	①
60		境川自転車・歩行者道路	小山町～鶴間	③
61		尾根緑道サイクリングコース	常盤町～小山町	③
62		小山田緑地	下小山田町、上小山田町	①
63	町田市・八王子市	境川	－	④
64	町田市・八王子市	小山内裏公園	町田市小山ヶ丘 2、4、 八王子市南大沢 4、5、鑓水 2	①②
65	多摩市	桜ケ丘公園	連光寺 3、5	②
66		多摩東公園	諏訪 4-9	①
67		大谷戸公園	連光寺 5-17-1	③
68		乞田川	－	④
69		乞田川自転車・歩行者専用道路	諏訪 1 丁目先	③
70		一本杉公園	南野 2-14	⑤
71		多摩中央公園	落合 2-35	①
72		宝野公園	落合 5-5	①
73		中沢池公園	中沢 1-33	①
74	多摩市・八王子市	大栗川	－	④
75	多摩市・八王子市・日野市	多摩丘陵自然公園	－	①
76	八王子市	せせらぎ緑道	別所	①
77		平山城址公園	堀之内	①②
78		長池公園	別所 2-58	⑤
79		長沼公園	長沼町、下柚木	②
80		片倉城跡公園	片倉町 2475	①

資料：①「東京都の公園緑地マップ2011」（平成23年3月、東京都建設局公園緑地部計画課）
②「都立公園ガイド（平成23年～24年）」（平成23年、東京都建設局公園緑地部管理課）
③「2003都民ガイドブック　東京のスポーツ・レクリエーション施設」
（平成15年3月、東京都教育庁生涯学習スポーツ部計画課）
④「東京の川を歩こう」（平成19年6月、東京都建設局河川部計画課）
⑤「東京都環境局ヒアリング」

4-2-2 社会的状況

1)人口及び産業の状況

(1)人口の推移

東京都及び対象事業実施区域を含む周辺区市の平成13年から平成23年までの5年ごとの人口推移は表 4-2-2-1に、年齢3区分別人口割合は表 4-2-2-2に示すとおりである。

これによると、東京都全体では増加傾向がみられ、対象事業実施区域を含む周辺区市においても同様に増加傾向を示している。

表 4-2-2-1 人口の推移

(各年1月1日現在)
(単位：人)

地域	平成13年	平成18年	平成23年
港区	159,246	176,781	205,599
渋谷区	190,691	196,029	196,910
品川区	319,032	334,470	351,350
大田区	640,583	660,161	674,920
目黒区	241,564	247,989	254,185
世田谷区	784,524	810,983	835,819
稲城市	68,508	75,726	83,575
町田市	375,905	404,541	419,525
多摩市	141,527	141,492	145,076
八王子市	519,965	537,561	554,413
東京都	11,823,029	12,247,024	12,646,745

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」
(平成23年6月現在、東京都総務局統計部人口統計課ホームページ)

表 4-2-2-2 年齢3区分別人口割合

(平成23年1月1日現在)
(単位：%)

地域	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上
港区	11.4	71.0	17.6
渋谷区	9.0	72.0	19.0
品川区	10.4	69.7	19.9
大田区	11.4	67.9	20.7
目黒区	10.2	70.7	19.1
世田谷区	11.3	70.1	18.6
稲城市	15.7	67.4	16.9
町田市	14.0	64.5	21.5
多摩市	12.3	66.8	20.9
八王子市	13.1	66.1	20.8
東京都	11.9	67.6	20.5

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」
(平成23年6月現在、東京都総務局統計部人口統計課ホームページ)

（港区）

港区の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、159,246 人から 205,599 人へと 46,353 人増加し、その増加率は 29.1%であり、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では、最も増加率が高くなっている。また、老年人口（65 歳以上）割合は 17.6%となっており、東京都全体に比べて低くなっている。

（渋谷区）

渋谷区の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、190,691 人から 196,910 人へと 6,219 人増加し、その増加率は 3.3%である。また、老年人口（65 歳以上）割合は 19.0%となっており、東京都全体に比べてやや低くなっている。

（品川区）

品川区の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、319,032 人から 351,350 人へと 32,318 人増加し、その増加率は 10.1%である。また、老年人口（65 歳以上）割合は 19.9%となっており、東京都全体と比べてやや低くなっている。

（大田区）

大田区の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、640,583 人から 674,920 人へと 34,337 人増加し、その増加率は 5.4%である。また、老年人口（65 歳以上）割合は 20.7%となっており、東京都全体に比べてやや高くなっている。

（目黒区）

目黒区の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、241,564 人から 254,185 人へと 12,621 人増加し、その増加率は 5.2%である。また、老年人口（65 歳以上）割合は 19.1%となっており、東京都全体に比べてやや低くなっている。

（世田谷区）

世田谷区の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、784,524 人から 835,819 人へと 51,295 人増加し、その増加率は 6.5%である。また、老年人口（65 歳以上）割合は 18.6%となっており、東京都全体に比べて低くなっている。

（稲城市）

稲城市の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、68,508 人から 83,575 人へと 15,067 人増加し、その増加率は 22.0%で、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では港区に次いで高くなっている。また、老年人口（65 歳以上）割合は 16.9%であり、東京都全体に比べて低く、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では最も低くなっている。

（町田市）

町田市の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、375,905 人から 419,525 人へと 43,620 人増加し、その増加率は 11.6%である。また、老年人口（65 歳以上）割合は 21.5%で、東京都全体

に比べて高く、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では、最も高い値となっている。

（多摩市）

多摩市の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、141,527 人から 145,076 人へと 3,549 人増加し、その増加率は 2.5%で、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では最も低くなっている。また、老年人口（65 歳以上）割合は 20.9%であり、東京都全体に比べてやや高くなっている。

（八王子市）

八王子市の人口は、平成 13 年から平成 23 年の 10 年間に、519,965 人から 554,413 人へと 34,448 人増加し、その増加率は 6.6%である。また、老年人口（65 歳以上）割合は 20.8%であり、東京都全体に比べてやや高くなっている。

(2)産業次別就業人口構成比

全国、東京都及び対象事業実施区域を含む周辺区市の産業次別の就業人口とその構成比は、表 4-2-2-3 に示すとおりである。

東京都の産業次別就業人口は、第 1 次産業及び第 2 次産業の割合が全国水準よりも低く、第 3 次産業の割合が高い産業特性を有している。また、対象事業実施区域を含む周辺区市では、いずれの地域も第 1 次産業及び第 2 次産業の就業人口の割合が全国水準に比べて低く、第 3 次産業の割合が全国水準よりも高くなっている。

表 4-2-2-3　産業次別の就業人口と構成比

（平成 17 年 10 月 1 日現在、単位；人）

		全国											
			東京都										
				港区	渋谷区	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	稲城市	町田市	多摩市	八王子市
全就業者数		61,505,973	5,915,533	74,581	90,257	174,963	342,925	120,194	376,593	37,117	185,943	68,039	257,737
第 1 次産業就業者		2,965,791	25,889	45	59	132	395	200	1,409	574	1,638	301	1,807
	(%)	4.8	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	1.5	0.9	0.4	0.7
	A	2,703,360	24,810	34	53	123	356	198	1,388	571	1,633	299	1,777
	B	46,618	294	1	6	2	4	1	17	1	5	2	20
	C	215,813	785	10	0	7	35	1	4	2	0	0	10
第 2 次産業就業者		16,065,188	1,108,964	7,497	9,599	29,238	75,833	15,380	48,359	8,207	38,150	10,698	58,344
	(%)	26.1	18.7	10.1	10.6	16.7	22.1	12.8	12.8	22.1	20.5	15.7	22.6
	D	26,921	1,130	16	36	21	41	19	141	4	19	12	56
	E	5,391,905	401,116	1,991	3,614	9,573	22,541	4,878	19,351	3,174	14,263	4,106	19,172
	F	10,646,362	706,718	5,490	5,949	19,644	53,251	10,483	28,867	5,029	23,868	6,580	39,116
第 3 次産業就業者		41,328,993	4,575,993	63,873	76,392	139,257	253,727	99,977	312,022	27,243	139,655	54,432	189,275
	(%)	67.2	77.4	85.6	84.6	79.6	74.0	83.2	82.9	73.4	75.1	80.0	73.4
	G	279,799	18,863	279	319	454	1,013	572	1,046	82	490	158	1,026
	H	1,624,480	395,221	5,360	8,167	13,524	22,682	10,062	33,899	3,060	11,085	5,705	12,465
	I	3,132,712	289,053	2,631	2,099	10,510	23,635	3,561	12,569	1,636	8,215	2,980	11,401
	J	11,018,413	1,065,043	12,039	14,957	32,264	61,780	20,551	66,777	5,720	33,359	11,595	43,154
	K	1,537,830	216,318	3,703	4,041	6,025	11,293	5,299	17,308	1,353	6,331	2,519	7,535
	L	859,635	179,104	4,669	5,278	5,923	10,379	5,256	15,327	844	4,680	1,941	5,223
	M	3,223,451	375,926	7,013	7,179	13,281	21,096	7,973	22,107	1,568	9,156	3,453	15,028
	N	5,353,261	447,029	5,218	5,662	11,625	22,601	8,711	26,679	2,788	15,525	6,175	23,935
	O	2,702,160	269,655	2,827	4,068	6,290	11,655	5,707	20,302	2,046	11,480	4,412	14,951
	P	679,350	40,757	610	614	1,225	1,854	635	2,229	216	1,310	415	2,317
	Q	8,819,754	1,115,012	17,088	22,034	34,256	59,301	27,392	84,348	6,821	33,519	13,470	45,048
	R	2,098,148	164,012	2,436	1,974	3,880	6,438	4,258	9,431	1,109	4,505	1,609	7,192
	S	1,146,001	204,687	3,166	4,207	6,336	12,970	4,637	14,803	1,093	6,500	2,608	8,311

注1.表中の産業の中分類は以下のとおり。
A農業、B林業、C漁業、D鉱業、E建設業、F製造業、G電気・ガス・熱供給・水道業、H情報通信業、I運輸業、J卸売・小売業、K金融・保険業、L不動産業、M飲食店・宿泊業、N医療・福祉、O教育・学習支援業、P複合サービス業、Qサービス業（他に分類されないもの）、R公務（他に分類されないもの）、S分類不能の産業

資料：「国勢調査」（平成23年6月現在、総務省ホームページ）

（港区）

港区では、就業者の大半を占める 85.6%が第 3 次産業に従事しており、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では最も高い割合となっている。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 10.1%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.1%である。

（渋谷区）

渋谷区では、就業者の大半を占める 84.6%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 10.6%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.1%である。

（品川区）

品川区では、就業者の大半を占める 79.6%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 16.7%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.1%である。

（大田区）

大田区では、就業者の大半を占める 74.0%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「卸売・小売業」の占める割合が最も高く、次いで「サービス業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 22.1%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.1%である。

（目黒区）

目黒区では、就業者の大半を占める 83.2%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 12.8%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.2%である。

（世田谷区）

世田谷区では、就業者の大半を占める 82.9%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 12.8%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.4%である。

（稲城市）

稲城市では、就業者の大半を占める 73.4%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 22.1%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 1.5%であり、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では最も高い割合となっている。

（町田市）

町田市では、就業者の大半を占める 75.1%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 20.5%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.9%である。

（多摩市）

多摩市では、就業者の大半を占める 80.0%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 15.7%であり、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.4%である。

（八王子市）

八王子市では、就業者の大半を占める 73.4%が第 3 次産業に従事している。第 3 次産業の中では、「サービス業」の占める割合が最も高く、次いで「卸売・小売業」となっている。第 2 次産業就業人口の割合は 22.6%であり、対象事業実施区域を含む周辺区市の中では最も高い割合となっている。第 2 次産業の中では、「製造業」が多くを占めている。なお、第 1 次産業就業人口の割合は 0.7%である。

2)土地利用の状況

(1)土地利用状況

東京都及び対象事業実施区域を含む周辺区市の土地利用面積は、表 4-2-2-4 に示すとおりである。対象事業実施区域を含む周辺区市の面積は、東京都の面積の約 23%に相当する約 49,000ha となっている。また、八王子市を除く地域においては宅地が最大面積を占めているが、八王子市においては森林が最大面積を占めている。

表 4-2-2-4　土地利用面積

（単位：ha）

地域	合計	宅地	その他	公園等	未利用地等	道路等	農用地	水面・河川・水路	森林	原野
港区	2,098.0	1,267.2	55.5	144.5	51.8	510.1	0.0	68.7	0.1	0.0
渋谷区	1,511.9	1,032.0	28.6	93.4	39.8	315.0	0.1	2.8	0.0	0.0
品川区	2,344.0	1,337.0	153.6	137.7	46.4	566.4	0.1	92.6	2.0	8.2
大田区	6,106.3	2,982.3	246.0	304.3	106.6	2,016.6	5.8	379.0	2.1	63.7
目黒区	1,475.9	1,072.7	38.6	47.4	30.2	275.0	3.4	8.6	0.0	0.4
世田谷区	5,806.9	3,882.8	213.7	307.9	120.9	1,011.3	138.7	49.5	21.7	60.4
稲城市	1,796.1	495.3	191.3	284.6	92.5	231.8	161.4	27.3	224.1	87.8
町田市	7,159.7	3,084.8	242.5	388.1	277.9	993.0	554.2	69.4	1,301.6	248.3
多摩市	2,107.6	888.4	77.4	291.9	85.1	400.8	50.0	40.5	141.9	131.7
八王子市	18,647.8	4,448.1	657.0	884.9	523.6	1,699.5	928.4	215.9	8,627.6	662.9
計	49,054.2	20,490.6	1,904.2	2,884.7	1,374.8	8,019.5	1,842.1	954.3	10,321.1	1,263.4
東京都	212,052.2	65,737.1	7,475.6	8,555.8	4,131.0	24,053.3	9,052.7	4,887.3	80,341.8	7,817.3

注1.各面積は、ポリゴン集計により求めたもので、一般に使用されている行政面積とは必ずしも一致しない。
注2.東京都の面積は、東京都区部、多摩・島しょ地域の合計値とした。
資料：「東京の土地利用（平成18年東京都区部）」（平成20年5月、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）
「東京の土地利用（平成19年多摩・島しょ地域）」（平成21年3月、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）

(2)土地利用指定状況

対象事業実施区域を含む周辺区市の各種法令等に基づく土地利用指定状況は、表 4-2-2-5 に示すとおりである。なお、指定内容は、都市計画法に基づく都市計画区域と用途地域、国土利用計画法に基づく 5 地域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区である。

表 4-2-2-5 (1)　各種土地利用指定地域調査表

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
港区	都市計画法	都市計画区域	2,033.9ha
		用途地域	1,993.9ha
	国土利用計画法	都市地域	2,033.9ha
		農業地域	―
		森林地域	―
		自然公園地域	―
		自然保全地域	―
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	―
	砂防法	砂防指定地	―
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	―
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
渋谷区	都市計画法	都市計画区域	1,511.2ha
		用途地域	1,511.2ha
	国土利用計画法	都市地域	1,511.2ha
		農業地域	―
		森林地域	―
		自然公園地域	―
		自然保全地域	―
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	―
	砂防法	砂防指定地	―
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	―
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	―

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
品川区	都市計画法	都市計画区域	2,243.2ha
		用途地域	2,243.2ha
	国土利用計画法	都市地域	2,243.2ha
		農業地域	―
		森林地域	―
		自然公園地域	―
		自然保全地域	―
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	―
	砂防法	砂防指定地	―
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	―
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
大田区	都市計画法	都市計画区域	5,946ha
		用途地域	5,529ha
	国土利用計画法	都市地域	5,946ha
		農業地域	―
		森林地域	―
		自然公園地域	―
		自然保全地域	―
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	―
	砂防法	砂防指定地	―
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	―
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所

表 4-2-2-5(2)　各種土地利用指定地域調査表

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
目黒区	都市計画法	都市計画区域	1,470.0ha
		用途地域	1,470.0ha
	国土利用計画法	都市地域	1,470.0ha
		農業地域	－
		森林地域	－
		自然公園地域	－
		自然保全地域	－
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	－
	砂防法	砂防指定地	－
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	－
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	－

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
世田谷区	都市計画法	都市計画区域	5,808.4ha
		用途地域	5,680.6ha
	国土利用計画法	都市地域	5,808.4ha
		農業地域	－
		森林地域	－
		自然公園地域	－
		自然保全地域	－
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	－
	砂防法	砂防指定地	－
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	－
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
稲城市	都市計画法	都市計画区域	1,797.0ha
		用途地域	1,581.2ha
	国土利用計画法	都市地域	1,797.0ha
		農業地域	－
		森林地域	20.5ha
		自然公園地域	15.8ha
		自然保全地域	－
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	－
	砂防法	砂防指定地	－
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	－
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
町田市	都市計画法	都市計画区域	7,163.5ha
		用途地域	5,661.1ha
	国土利用計画法	都市地域	7,163.5ha
		農業地域	－
		森林地域	806.0ha
		自然公園地域	0.6ha
		自然保全地域	－
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	－
	砂防法	砂防指定地	－
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	－
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	3 箇所

表 4-2-2-5(3)　各種土地利用指定地域調査表

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
多摩市	都市計画法	都市計画区域	3,905.0ha
		用途地域	3,765.7ha
	国土利用計画法	都市地域	3,905.0ha
		農業地域	―
		森林地域	0.9ha
		自然公園地域	705.0ha
		自然保全地域	―
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	1 箇所
	砂防法	砂防指定地	―
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	―
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
八王子市	都市計画法	都市計画区域	18,631.0ha
		用途地域	9,779.9ha
	国土利用計画法	都市地域	18,631.0ha
		農業地域	4,064.8ha
		森林地域	8,043.5ha
		自然公園地域	7,073.7ha
		自然保全地域	―
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	6 箇所
	砂防法	砂防指定地	11 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	―
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	3 箇所

注1.表中の「－」は、該当箇所がないことを示している。
注2.国土利用計画法に基づく地域の面積は、土地利用計画図から算出した値である。0.1ha未満は「－」とした。

資料：「東京都土地利用基本計画書　平成 20 年」（平成 20 年 3 月現在、東京都都市整備局）
「平成 22 年度　鳥獣保護区等位置図」（平成 22 年 10 月、東京都）
「東京の土木災害対策事業」（平成 23 年 2 月、東京都建設局河川部）

（港区）

港区は東京都の東部に位置し、東は東京湾に接し、北東は中央区、北は千代田区・新宿区、西は渋谷区、品川区に接している。

港区の総面積は 2,033.9ha であり、全域が都市計画区域となっており、うち 1,993.9ha に用途地域の指定がある。港区には、都市地域の指定があり、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。なお、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はない。

（渋谷区）

渋谷区は、東京都の東部に位置し、東は港区、北東は新宿区、北西は中野区、西は世田谷区、南は目黒区に接している。

渋谷区の総面積は 1,511.2ha であり､都市計画区域 1,511.2ha の全域が用途地域に指定されている。渋谷区には、都市地域の指定があるが、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、鳥獣保護区の指定はない。

（品川区）

品川区は、東京都の東部に位置し、東は東京湾に接し、北は港区、西は目黒区、南は大田区に接している。

品川区の総面積は 2,272.0ha であり、都市計画区域 2,243.2ha の全域が用途地域に指定されている。品川区には、都市地域の指定があり、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。なお、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はない。

（大田区）

大田区は東京都の南東部に位置し、東は東京湾に接し、北は品川区・目黒区・世田谷区、南は多摩川を境として神奈川県（川崎市）に接している。

大田区の総面積は 5,946ha で、全域が都市計画区域となっており、うち 5,529ha に用途地域の指定がある。大田区には、都市地域の指定があり、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。なお、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はない。

（目黒区）

目黒区は東京都の東部に位置し、東は品川区、北は渋谷区、西は世田谷区、南は大田区に接している。

目黒区の総面積は 1,470.0ha であり、都市計画区域 1,470.0ha の全域が用途地域に指定されている。目黒区には、都市地域の指定があるが、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、鳥獣保護区の指定はない。

（世田谷区）

世田谷区は、東京都の東部に位置し、東南は大田区、東は目黒区、北東は渋谷区、北は杉並区、西は三鷹市・調布市・狛江市、南は多摩川を境として神奈川県（川崎市）に接している。

世田谷区の総面積は 5,808.4ha で、全域が都市計画区域となっており、うち 5,680.6ha に用途地域の指定がある。世田谷区には、都市地域の指定があり、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。なお、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はない。

（稲城市）

稲城市は、東京都の中南部に位置し、南は神奈川県（川崎市）、北東は調布市、北は府中市、西は多摩市に接している。

稲城市の総面積は 1,797.0ha で、全域が都市計画区域となっており、うち 1,581.2ha に用途地域の指定がある。稲城市には、都市地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の指定があり、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。なお、農業地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はない。

(町田市)

町田市は、東京都の中南部に位置し、北は多摩市・八王子市、東西南は神奈川県（川崎市、横浜市、相模原市）に接している。

町田市の総面積は 7,163.5ha で、全域が都市計画区域となっており、うち 5,661.1ha に用途地域の指定がある。町田市には、都市地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、鳥獣保護区が 3 箇所指定されている。なお、農業地域、自然保全地域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はない。

(多摩市)

多摩市は、東京都の中南部に位置し、東は稲城市、北は府中市・日野市、西は八王子市、南は町田市、東南は神奈川県（川崎市）に接している。

多摩市の総面積は 3,905.0ha で、全域が都市計画区域となっており、うち 3,765.7ha に用途地域の指定がある。多摩市には、都市地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 1 箇所、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。農業地域、自然保全地域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はない。

(八王子市)

八王子市は、東京都の中南部に位置し、南東は町田市、東は多摩市・日野市、北は昭島市・あきる野市、西は檜原村、南西は神奈川県（相模原市）に接している。

八王子市の総面積は 18,631.0ha で、全域が都市計画区域となっており、うち 9,779.9ha に用途地域の指定がある。八王子市には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 6 箇所、砂防指定地が 11 箇所、鳥獣保護区が 3 箇所指定されている。なお、自然保全地域、地すべり防止区域の指定はない。

(3) 用途地域の状況

対象事業実施区域を含む周辺区市は、都市計画法に基づく用途地域が指定されている。各区市の指定状況は、表 4-2-2-6 に示すとおりである。

図面集［図-18　用途地域図］

表 4-2-2-6(1)　都市計画用途地域別面積（港区）

（平成19年4月6日現在）

区	分	面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	0.1	0.0
	第二種低層住居専用地域	－	－
	第一種中高層住居専用地域	450.0	22.6
	第二種中高層住居専用地域	101.1	5.1
	第一種住居地域	164.2	8.2
	第二種住居地域	209.6	10.5
	準住居地域	－	－
	近隣商業地域	83.7	4.2
	商業地域	624.9	31.3
	準工業地域	360.3	18.1
	工業地域	－	－
	工業専用地域	－	－
	計	1,993.9	100.0
都市計画区域		2,033.9	－
行政区域面積		2,033.9	－

資料：「港区行政資料集」（平成 22 年 8 月、港区企画経営部企画課）

表 4-2-2-6(2)　都市計画用途地域別面積（渋谷区）

（平成22年3月31日現在）

区	分	面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	174.3	11.5
	第二種低層住居専用地域	62.2	4.1
	第一種中高層住居専用地域	65.0	4.3
	第二種中高層住居専用地域	369.1	24.4
	第一種住居地域	238.8	15.8
	第二種住居地域	118.4	7.9
	準住居地域	16.7	1.1
	近隣商業地域	108.8	7.3
	商業地域	324.0	21.4
	準工業地域	33.9	2.2
	工業地域	－	－
	工業専用地域	－	－
	計	1,511.2	100.0
都市計画区域		1,511.2	－
行政区域面積		1,511.2	－

資料：「平成 22 年版　渋谷区勢概要（PDF 版）」（平成 23 年 6 月現在、渋谷区ホームページ）

表 4-2-2-6(3)　都市計画用途地域別面積（品川区）

（平成22年12月17日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	126.7	5.6
	第二種低層住居専用地域	－	－
	第一種中高層住居専用地域	208.6	9.3
	第二種中高層住居専用地域	3.4	0.2
	第一種住居地域	559.7	25.0
	第二種住居地域	15.0	0.7
	準住居地域	0.0	0.0
	近隣商業地域	140.5	6.3
	商業地域	258.9	11.5
	準工業地域	861.1	38.4
	工業地域	68.4	3.0
	工業専用地域	－	－
	計	2,243.2	100.0
都市計画区域		2,243.2	－
行政区域面積		2,272.0	－

資料：「都市計画計画書」（東京都都市づくり政策部資料）

表 4-2-2-6(4)　都市計画用途地域別面積（大田区）

（平成22年4月1日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	714	12.9
	第二種低層住居専用地域	4	0.1
	第一種中高層住居専用地域	375	6.8
	第二種中高層住居専用地域	19	0.3
	第一種住居地域	773	14.0
	第二種住居地域	18	0.3
	準住居地域	85	1.5
	近隣商業地域	376	6.8
	商業地域	201	3.6
	準工業地域	2,425	43.9
	工業地域	178	3.2
	工業専用地域	361	6.5
	計	5,529	100.0
都市計画区域		5,946	－
行政区域面積		5,946	－

資料：「大田区政ファイル　平成 22 年度版」（平成 22 年 11 月、大田区）

表 4-2-2-6(5)　都市計画用途地域別面積（目黒区）

（平成23年1月現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	592.0	40.2
	第二種低層住居専用地域	－	－
	第一種中高層住居専用地域	309.4	21.0
	第二種中高層住居専用地域	62.7	4.3
	第一種住居地域	181.7	12.4
	第二種住居地域	47.4	3.2
	準住居地域	－	－
	近隣商業地域	99.6	6.7
	商業地域	96.6	6.6
	準工業地域	80.6	5.5
	工業地域	－	－
	工業専用地域	－	－
	計	1,470.0	100.0
都市計画区域		1,470.0	－
行政区域面積		1,470.0	－

資料：「目黒区区政要覧」（平成 23 年 3 月、目黒区）

表 4-2-2-6(6)　都市計画用途地域別面積（世田谷区）

（平成22年4月1日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	2,878.2	50.7
	第二種低層住居専用地域	85.6	1.5
	第一種中高層住居専用地域	1,356.3	23.9
	第二種中高層住居専用地域	138.5	2.4
	第一種住居地域	546.9	9.6
	第二種住居地域	108.1	1.9
	準住居地域	67.5	1.2
	近隣商業地域	349.4	6.2
	商業地域	91.4	1.6
	準工業地域	58.7	1.0
	工業地域	－	－
	工業専用地域	－	－
	計	5,680.6	100.0
都市計画区域		5,808.4	－
行政区域面積		5,808.4	－

資料：「統計書《総合編》」（平成 23 年 3 月、世田谷区研修調査室統計担当）

表 4-2-2-6(7)　都市計画用途地域別面積（稲城市）

（平成22年4月1日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,003.9	63.5
	第二種低層住居専用地域	7.0	0.4
	第一種中高層住居専用地域	162.4	10.3
	第二種中高層住居専用地域	117.6	7.4
	第一種住居地域	38.4	2.4
	第二種住居地域	27.3	1.7
	準住居地域	58.6	3.7
	近隣商業地域	38.6	2.4
	商業地域	12.9	0.8
	準工業地域	104.0	6.6
	工業地域	10.5	0.7
	工業専用地域	－	－
	計	1,581.2	100.0
都市計画区域		1,797.0	－
行政区域面積		1,797.0	－

資料：「統計いなぎ（22 年度)」（平成 23 年 6 月現在、稲城市ホームページ）

表 4-2-2-6(8)　都市計画用途地域別面積（町田市）

（平成22年3月31日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	3,620.2	63.9
	第二種低層住居専用地域	11.6	0.2
	第一種中高層住居専用地域	587.9	10.4
	第二種中高層住居専用地域	503.2	8.9
	第一種住居地域	31.4	0.6
	第二種住居地域	115.9	2.0
	準住居地域	202.1	3.6
	近隣商業地域	132.0	2.3
	商業地域	63.1	1.1
	準工業地域	377.8	6.7
	工業地域	15.9	0.3
	工業専用地域	－	－
	計	5,661.1	100.0
都市計画区域		7,163.5	－
行政区域面積		7,163.5	－

資料：「第 44 号町田市統計書」（2011 年 3 月、東京都町田市）

表 4-2-2-6(9)　都市計画用途地域別面積（多摩市）

（平成20年3月31日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,834.6	48.7
	第二種低層住居専用地域	7.0	0.2
	第一種中高層住居専用地域	800.4	21.3
	第二種中高層住居専用地域	419.6	11.1
	第一種住居地域	48.9	1.3
	第二種住居地域	139.2	3.7
	準住居地域	174.0	4.6
	近隣商業地域	88.3	2.3
	商業地域	80.9	2.1
	準工業地域	162.4	4.3
	工業地域	10.4	0.3
	工業専用地域	-	-
	計	3,765.7	100.0
都市計画区域		3,905.0	-
行政区域面積		3,905.0	-

資料：「第 60 回　東京都統計年鑑　平成 20 年」（平成 22 年 3 月、東京都総務局統計部調査課）

表 4-2-2-6(10)　都市計画用途地域別面積（八王子市）

（平成20年12月19日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比（%）
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,595.0	57.2
	第二種低層住居専用地域	6.1	0.1
	第一種中高層住居専用地域	1,556.1	15.9
	第二種中高層住居専用地域	408.6	4.2
	第一種住居地域	304.0	3.1
	第二種住居地域	187.4	1.9
	準住居地域	194.3	2.0
	近隣商業地域	243.6	2.5
	商業地域	120.3	1.2
	準工業地域	1,015.1	10.4
	工業地域	88.7	0.9
	工業専用地域	60.7	0.6
	計	9,779.9	100.0
都市計画区域		18,631.0	―
行政区域面積		18,631.0	―

資料：「統計八王子平成 22 年版」（平成 23 年 6 月現在、八王子市ホームページ）

3)地下水の利用の状況

(1)地下水利用の現況

東京都は地盤沈下の防止のため、「工業用水法」（昭和 31 年施行、昭和 35 年地域指定）等により規制を行い、地盤沈下の原因となる地下水の過剰な揚水を制限してきた。しかし、都市化の進行により、雨水の地下への浸透が減少してきた反面、揚水施設の能力向上による小口径井戸による揚水量の増加が懸念されてきた。揚水量の削減も、平成に入り頭打ちとなってきており、都は、地盤沈下の防止と地下水保全を進めるため平成 13 年 4 月 1 日施行の環境確保条例により規制を強化した。

平成 21 年度の法令別地下水揚水量は、表 4-2-2-7 に示すとおりである。法令別地下水揚水量を見ると、温泉法における事業所数は大田区が 23 事業所と最も多く、次に世田谷区が 8 事業所となっている。また、環境確保条例における事業所数は八王子市が 146 事業所と最も多く、町田市が 71 事業所と続いている。法令別地下水揚水量の合計は 4 市の揚水量が多くなっている。なお、対象事業実施区域を含む周辺区市では、工業用水法に基づく揚水を行っている事業所はない。

表 4-2-2-7　法令別地下水揚水量（平成 21 年度）

地域	工業用水法			温泉法			環境確保条例			計		
	事業所数（事業所）	井戸本数（本）	揚水量（㎥/日）	事業所数（事業所）	井戸本数（本）	揚水量（㎥/日）	事業所数（事業所）	井戸本数（本）	揚水量（㎥/日）	事業所数（事業所）	井戸本数（本）	揚水量（㎥/日）
港区	0	0	0	3	3	224	63	74	1,096	66	77	1,320
渋谷区	0	0	0	2	2	28	35	37	402	37	39	430
品川区	0	0	0	6	11	127	40	52	325	46	63	452
大田区	0	0	0	23	28	371	31	61	258	54	89	630
目黒区	0	0	0	2	2	16	18	22	105	20	24	121
世田谷区	0	0	0	8	13	247	65	72	549	73	85	796
稲城市	0	0	0	0	0	0	46	63	9,031	46	63	9,031
町田市	0	0	0	3	3	447	71	95	6,923	74	98	7,369
多摩市	0	0	0	1	1	98	40	56	4,888	41	57	4,986
八王子市	0	0	0	4	4	35	146	203	14,003	150	207	14,038

資料：「都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」（平成 23 年 3 月、東京都環境局自然環境部水環境課）

(2)湧水等の分布

対象事業実施区域及びその周囲で確認された湧水等は、表 4-2-2-8 に示すとおりである。これによると、昭和 60 年に選定された「名水百選」、平成 20 年に選定された「平成の名水百選」の指定はない。その他、「湧水保全ポータルサイト」に記載のある「代表的な湧水」は、品川区の池田山公園、世田谷区の等々力渓谷等 40 箇所であり、都選定の「東京都の名湧水」は、大田区の洗足流れや六郷用水等 12 箇所がある。

また、社団法人日本温泉協会によると、対象事業実施区域及びその周囲に温泉地はない。

図面集［図-19　湧水等の分布図］

表 4-2-2-8　湧水等の分布状況

地域	名称	所在地	選定内容
港区	柳の井戸	元麻布 1-6 善福寺前	②
品川区	池田山公園	東五反田 5-4-27	①
	大井出石の水神社	西大井 3-1	①
	光福寺	大井 6-9-17	①
	氷川神社	西五反田 5-6-3	①
大田区	池上梅園	池上 2-2	①
	小池公園	上池台 1-36-1	①
	清水窪弁財天	北千束 1-26	①②
	清水坂児童公園	久が原 4-3-5	①
	元修道院下雨水桝内	田園調布 5-14	①
	水神の森	南雪谷 5 丁目 （公園は南雪谷 5-13-1）	①
	洗足池流入湧水	南千束 2-14	①
	洗足流れ（荏原病院下）	東雪谷 4-6	①
	洗足流れ（蝉山橋脇）	東雪谷 4-9	①
	洗足流れ（池雪橋下）	東雪谷 4-10	①
	洗足流れ（千原橋脇）	上池台 2-35	①
	中央六丁目宮下児童公園	中央 6-7-7	①
	田園調布せせらぎ公園 （多摩川園ラケットクラブ跡地）	田園調布 1-53-10	①②
	田園調布本町緑地六郷用水流入湧水（三菱山下）	田園調布本町 39	①②
	都営地下鉄浅草線トンネル内湧水	南馬込 6 丁目	①
	呑川護岸湧水	石川町 1 丁目～池上 5 丁目	①
	弁天池児童公園（花清水公園内）	山王 4-23-5	①
	宝来公園	田園調布 3-31-1	①
	本光寺	久が原 2 丁目	①
	丸子川①	田園調布 4-34	①
	丸子川②	田園調布 4-36	①
	六郷用水沿い洗い場跡地湧水（浜蝶横）	田園調布本町 25	①②
目黒区	目黒不動尊	下目黒 3-20-26	②
世田谷区	等々力渓谷・等々力不動尊	等々力 1-22 先ほか	①②
	岡本静嘉堂緑地	岡本 2-23	①②
	成城三丁目緑地	成城 3-16	①
	大蔵三丁目公園	大蔵 3-2	①
稲城市	穴澤天神社	矢野口 3292	①②
	威光寺	矢野口 2411	①②
	妙見寺	百村	①
町田市	忠生公園内湧水	忠生 1 丁目	①
	仮称滝の沢源流公園予定地内湧水	本町田	①
	本町田緑地内湧水	本町田	①
	本町田清水児童遊園	本町田（※）	①
多摩市	寺ノ入の湧水	中沢 2-10	①
八王子市	六本杉公園	子安町 2-22	①②
	片倉城跡公園	片倉町 2475	①②

注 1. 選定内容は以下のとおりである。
　①：「湧水保全ポータルサイト」（平成 23 年 6 月現在、環境省水・大気環境局ホームページ）
　②：「東京の名湧水 57 選」（平成 23 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）
注 2. ※：所在地等の情報から位置の把握が困難であったため、図示していない。

4)交通の状況

(1)沿線地域の交通網現況

ア．鉄　道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道網の状況（ＪＲ、私鉄、地下鉄）は表 4-2-2-9 に、主な駅別乗車人員は表 4-2-2-10 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、東日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、京王電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、東京地下鉄、小田急電鉄、都営地下鉄、東京臨海高速鉄道、東京モノレール、ゆりかもめ、多摩都市モノレールが営業している。

図面集［図-20　交通網図］

表 4-2-2-9　鉄道網現況表

種別	線区別	主要経由駅	営業キロ（km）
東日本旅客鉄道	東海道線	東京－熱海	104.6
	山手線	品川－田端	20.6
	南武線	川崎－立川	35.5
	横浜線	東神奈川－八王子	42.6
東海旅客鉄道	東海道新幹線	東京－新大阪	552.6
京王電鉄	京王線	新宿－京王八王子	37.9
	相模原線	調布－橋本	22.6
東京急行電鉄	東横線	渋谷－横浜	24.2
	目黒線	目黒－田園調布	6.5
	田園都市線	渋谷－中央林間	31.5
	大井町線	大井町－二子玉川	10.4
	東急多摩川線	多摩川－蒲田	5.6
	池上線	五反田－蒲田	10.9
京浜急行電鉄	本線	品川－浦賀	55.5
東京地下鉄	日比谷線	北千住－中目黒	20.3
	南北線	目黒－赤羽岩淵	21.3
小田急電鉄	小田原線	新宿－小田原	82.5
	多摩線	新百合ヶ丘－唐木田	10.6
都営地下鉄（東京都交通局）	浅草線	西馬込－押上	18.3
	三田線	白金高輪－西高島平	24.2
東京臨海高速鉄道	りんかい線	新木場－大崎	12.2
東京モノレール	東京モノレール羽田線	羽田空港第 2 ビル－モノレール浜松町	17.8
ゆりかもめ	東京臨海新交通臨海線	新橋－豊洲	14.7
東京急行電鉄	世田谷線	下高井戸－三軒茶屋	5.0
多摩都市モノレール	多摩都市モノレール線	多摩センター－上北台	16.0

資料：「第 61 回　東京都統計年鑑　平成 21 年」（平成 23 年 3 月、東京都総務局統計部調査課）
「平成 22 年度　鉄道要覧」（平成 22 年 9 月、株式会社電気車研究会・鉄道図書刊行会）

表 4-2-2-10(1)　駅別乗車人員（平成 21 年度）

種別	線区別	駅	乗車人員総数（千人）
東日本旅客鉄道	東海道本線	田町	56,204
		品川	117,435
		大井町	34,386
		大森	33,736
		蒲田	48,822
	山手線	大崎	45,471
		五反田	48,244
		目黒	38,297
		恵比寿	48,534
	南武線	矢野口	3,232
		稲城長沼	2,393
		南多摩	2,220
	横浜線	相原	3,686
		八王子みなみ野	6,859
		片倉	1,890
京王電鉄	京王線	長沼	797
		北野	4,057
		京王八王子	10,773
		京王片倉	765
		山田	839
	相模原線	京王多摩川	3,020
		京王よみうりランド	2,074
		京王永山	7,915
		京王多摩センター	15,178
		京王堀之内	5,189
		南大沢	10,970
		多摩境	3,010
東京急行電鉄	東横線	代官山	4,207
		中目黒	34,594
		祐天寺	5,513
		学芸大学	12,961
		都立大学	8,792
		自由が丘	16,737
		田園調布	4,697
		多摩川	2,521
	目黒線	目黒	43,132
		不動前	5,306
		武蔵小山	8,385
		西小山	6,091
		洗足	2,652
		大岡山	3,653
		奥沢	2,431
		田園調布	1,936
		多摩川	577
	田園都市線	池尻大橋	10,512
		三軒茶屋	22,740
		駒沢大学	13,212
		桜新町	11,934
		用賀	11,239
		二子玉川	12,077

種別	線区別	駅	乗車人員総数（千人）
東京急行電鉄	大井町線	大井町	22,687
		下神明	1,478
		戸越公園	2,339
		中延	3,504
		荏原町	3,156
		旗の台	3,725
		北千束	1,237
		大岡山	4,650
		緑が丘	1,631
		自由が丘	8,916
		九品仏	2,465
		尾山台	4,875
		等々力	4,784
		上野毛	3,871
		二子玉川	6,730
	東急多摩川線	多摩川	622
		沼部	1,863
		鵜の木	3,388
		下丸子	6,563
		武蔵新田	4,258
		矢口渡	4,218
		蒲田	15,175
	池上線	五反田	18,411
		大崎広小路	1,542
		戸越銀座	3,447
		荏原中延	2,310
		旗の台	2,709
		長原	2,587
		洗足池	3,106
		石川台	2,629
		雪が谷大塚	4,119
		御嶽山	4,227
		久が原	2,733
		千鳥町	2,544
		池上	6,184
		蓮沼	1,373
		蒲田	12,266
京浜急行電鉄	本線	泉岳寺	25,051
		品川	45,312
		北品川	1,338
		新馬場	2,388
		青物横丁	8,010
		鮫洲	1,766
		立会川	3,249
		大森海岸	2,537
		平和島	8,192
		大森町	3,248
		梅屋敷	2,480

表 4-2-2-10(2)　駅別乗車人員（平成 21 年度）

種別	線区別	駅	乗車人員総数（千人）
東京地下鉄株式会社	日比谷線	広尾	10,407
		恵比寿	18,031
		中目黒	35,338
	南北線	目黒	16,668
		白金台	2,906
		白金高輪	7,110
		麻布十番	7,646
小田急電鉄	小田原線	豪徳寺	4,800
		経堂	12,386
		千歳船橋	9,548
		祖師谷大蔵	7,824
		成城学園前	15,606
	多摩線	小田急永山	5,220
		小田急多摩センター	8,454
		唐木田	3,747
都営地下鉄(東京都交通局)	浅草線	西馬込	7,089
		馬込	4,421
		中延	4,764
		戸越	3,433
		五反田	11,026
		高輪台	2,203
	三田線	目黒	15,094
		白金台	1,558
		白金高輪	4,700
		三田	17,079
		芝公園	4,855
東京臨海高速鉄道	りんかい線	天王洲アイル	6,166
		品川シーサイド	7,423
		大井町	12,292
		大崎	18,477
東京モノレール	東京モノレール羽田線	天王洲アイル	5473
		大井競馬場前	1631
		流通センター	2928
		昭和島	792
ゆりかもめ	東京臨海新交通臨海線	日の出	381
		芝浦ふ頭	917
東京急行電鉄	世田谷線	三軒茶屋	20,320
		西太子堂	
		若林	
		松陰神社前	
		世田谷	
		上町	
		宮の坂	
		山下	
多摩都市モノレール	多摩都市モノレール	多摩センター	6,312
		松が谷	503
		大塚・帝京大学	1,317
		中央大学・明星大学	5,563

資料：「第 61 回　東京都統計年鑑　平成 21 年」（平成 23 年 3 月、東京都総務局統計部調査課）
「平成 22 年度　鉄道要覧」（平成 22 年 9 月、株式会社電気車研究会・鉄道図書刊行会）

イ．道　路

対象事業実施区域及びその周囲を通過する主要な道路及び交通量は、表 4-2-2-11 に示すとおりである。主要な道路として、一般国道 1 号、一般国道 15 号、一般国道 16 号、一般国道 131 号、一般国道 246 号、一般国道 357 号、一般国道 466 号などがあり、都市高速道路として首都高速道路がある。

図面集［図-20　交通網図］

表 4-2-2-11(1)　主要な道路及び交通量調査結果

■港区

道路種別	区間番号	路　　線　　名	観　測　地　点　名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
都市高速	504	高速都心環状線	港区芝 3 丁目 2	121,921	106,609
	507	高速 2 号目黒線	港区白金台 5 丁目 2	44,999	29,916
	517	高速 11 号台場線	港区海岸 3 丁目	67,842	62,826
一般国道	1005	一般国道 1 号	港区芝 3-15	45,428	27,719
	1053	一般国道 15 号	港区高輪 3-25	65,337	46,690
一般都道	6018	日比谷芝浦線	港区芝浦 3 丁目 4	36,628	18,750
	6024	高輪麻布線	港区南麻布 1 丁目 6	54,310	32,985

■渋谷区

道路種別	区間番号	路　　線　　名	観　測　地　点　名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
一般国道	1113	一般国道 246 号	渋谷区南平台町 1	66,577	60,813
主要地方道	4048	芝新宿王子線	渋谷区恵比寿 1 丁目 22	12,839	8,384

■品川区

道路種別	区間番号	路　　線　　名	観　測　地　点　名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
都市高速	514	高速湾岸線	品川区八潮 3 丁目 2	121,162	93,242
一般国道	1006	一般国道 1 号	品川区東五反田 1-10	48,706	32,901
	1007	一般国道 1 号	品川区戸越 6-13	59,123	46,579
	1054	一般国道 15 号	品川区南大井 1-13	42,633	33,048
	1144	一般国道 357 号	品川区大井埠頭	36,566	21,371
主要地方道	4001	東京丸子横浜線	品川区荏原 6 丁目 19	54,145	42,061
	4094	日本橋芝浦大森線	品川区東品川 2 丁目 2	40,825	20,768
	4095	日本橋芝浦大森線	品川区東大井 1 丁目 13	40,091	19,044
	4096	環状 6 号線	品川区大崎 1 丁目 17	34,997	21,224
一般都道	6029	鮫洲大山線	品川区東大井 5 丁目 13	15,049	11,747
	6030	鮫洲大山線	品川区小山 3 丁目 23	10,431	8,707
	6033	東品川下丸子線	品川区大井 3 丁目 18	16,337	11,624

表 4-2-2-11(2)　主要な道路及び交通量調査結果

■大田区

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
都市高速	505	高速1号羽田線	大田区平和島2丁目1	46,965	33,311
一般国道	1008	一般国道1号	大田区西馬込2-30	58,872	41,373
	1055	一般国道15号	大田区大森本町2-4	56,468	47,377
	1056	一般国道15号	大田区東蒲田1-11	35,720	30,218
	1102	一般国道131号	大田区大森南1丁目14	39,819	29,878
	1145	一般国道357号	大田区京浜島	38,417	22,532
主要地方道	4002	東京丸子横浜線	大田区南千東2丁目33	49,685	41,006
	4003	東京丸子横浜線	大田区田園調布1丁目8	36,395	33,980
	4021	大田調布線	大田区鵜の木3丁目5	8,541	5,987
	4102	環状7号線	大田区大森本町2丁目25	49,315	33,229
	4103	環状7号線	大田区大森北5丁目16	58,181	45,369
一般都道	6008	大田神奈川線	大田区下丸子2丁目11	10,951	10,683
	6034	東品川下丸子線	大田区中央4丁目35	19,918	13,653

■目黒区

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
主要地方道	4081	白金台町等々力線	目黒区鷹番1丁目10	48,787	37,679
	4082	白金台町等々力線	目黒区八雲1丁目5	51,698	44,295
	4097	環状6号線	目黒区目黒3丁目8	57,621	43,305
	4105	環状7号線	目黒区碑文谷4丁目21	62,589	52,481
一般都道	6026	古川橋二子玉川線	目黒区五本木3丁目26	18,993	15,664
	6038	上馬奥沢線	目黒区八雲3丁目7	11,218	9,721

■世田谷区

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
都市高速	508	高速3号渋谷線	世田谷区用賀4丁目5	98,145	84,574
一般国道	1114	一般国道246号	世田谷区池尻2-31	68,949	60,643
	1115	一般国道246号	世田谷区上馬1-15	47,131	44,412
	1116	一般国道246号	世田谷区新町2-8	47,175	46,695
	1117	一般国道246号	世田谷区瀬田2-31	80,185	70,680
	1151	一般国道466号	世田谷区瀬田1丁目22	63,711	59,254
主要地方道	4004	世田谷町田線	世田谷区桜丘1丁目1	26,637	21,994
	4022	大田調布線	世田谷区玉川1丁目2	15,203	12,476
	4023	大田調布線	世田谷区大蔵6丁目19	15,870	13,920
	4073	環状8号線	世田谷区奥沢6丁目3	62,031	47,064
	4074	環状8号線	世田谷区上用賀5丁目12	79,113	74,823
	4075	環状8号線	世田谷区船橋2丁目7	68,547	71,305
	4083	白金台町等々力線	世田谷区等々力6丁目36	35,207	29,714
	4106	環状7号線	世田谷区若林5丁目32	69,300	65,165
一般都道	6027	古川橋二子玉川線	世田谷区深沢5丁目17	18,316	15,203
	6031	鮫洲大山線	世田谷区下馬2丁目29	15,302	13,734
	6035	渋谷経堂線	世田谷区代沢1丁目23	18,578	15,248
	6039	瀬田貫井線	世田谷区弦巻4丁目33	7,209	6,112

表 4-2-2-11(3)　主要な道路及び交通量調査結果

■稲城市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
主要地方道	4020	川崎府中線	稲城市東長沼 1046	23,399	24,427
	4042	町田調布線	稲城市坂浜 405	16,779	15,870
一般都道	4043	町田調布線	稲城市矢野口 380	19,921	19,845
	6016	稲城読売ランド前停車場線	稲城市矢野口 1245	7,268	8,087

■町田市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
主要地方道	4002	世田谷町田線	町田市能ヶ谷町 476	16,788	17,631
	4003	世田谷町田線	町田市玉川学園 4 丁目 24	19,289	17,880
	4038	府中町田線	町田市小野路町 3218	29,501	25,275
	4039	府中町田線	町田市野津田町 934	18,078	15,966
	4040	府中町田線	町田市本町田 1196	18,901	16,592
	4041	町田調布線	町田市鶴川 4 丁目 23	14,541	12,232
	4075	八王子町田線	町田市常盤町 3529	24,611	20,761
	4084	相模原大蔵町線	町田市図師町 604	20,953	20,776
一般都道	6024	真光寺長津田線	町田市鶴川 6 丁目 11	15,457	12,462
	6030	町田平山八王子線	町田市下小山田町 326	5,854	4,934

■多摩市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
	4037	府中町田線	多摩市貝取 1507	40,892	44,880
	4061	稲城日野線	多摩市連光寺 1 丁目 41	33,789	28,417
一般県道	6034	乞田東寺方線	多摩市乞田 1207	17,976	15,364
	6036	小山乞田線	多摩市乞田 1145	29,388	29,987

■八王子市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/24h)	
				平日	休日
一般国道	1003	一般国道 16 号(八王子バイパス)	相原ＩＣ～鑓水ＩＣ間（相原橋）	30,357	25,089
	1004	一般国道 16 号(八王子バイパス)	鑓水ＩＣ～打越ＩＣ間（御殿山料金所）	31,903	26,387
	1007	一般国道 16 号	八王子市北野町 543	52,673	45,686
主要地方道	4045	府中相模原線	八王子市堀之内 153	28,427	29,266
一般都道	6031	町田平山八王子線	八王子市堀之内	16,433	15,155
	6037	町田日野線	八王子市大塚 58	11,324	8,342
	6039	下柚木八王子線	八王子市絹ヶ丘 3 丁目 45	24,879	22,105
	6049	上館日野線	八王子市長沼町 420	17,315	14,631
	6107	相模原立川線	八王子市南大沢 2 丁目 212	5,105	5,528

資料：「平成 17 年度　道路交通センサス」（平成 23 年 6 月現在、東京都建設局ホームページ）

ウ．航　空

東京都内の空港は東京国際空港、調布飛行場、大島空港、三宅島空港、八丈島空港、新島空港、神津島空港の 7 箇所あり、このうち、対象事業実施区域及びその周囲にある空港は東京国際空港である。東京国際空港の航空輸送実績は、表 4-2-2-12 に示すとおりである。

図面集［図-20　交通網図］

表 4-2-2-12　東京国際空港の航空輸送実績（平成 21 年）

年及び月次	旅客数					貨物				郵便物			
	国内線		国際線			国内線		国際線		国内線		国際線	
	乗客	降客	乗客	降客	通過	積荷	卸荷	積荷	卸荷	積荷	卸荷	積荷	卸荷
	人	人	人	人	人	t	t	t	t	t	t	t	t
平成17年	32, 162, 793	32, 162, 793	570, 730	583, 093	6, 470	327, 463	344, 200	117	685	66544	59440	64	158
平成18年	32, 162, 793	32, 162, 793	768, 056	775, 561	19, 332	339, 688	355, 509	3, 574	1, 513	69586	61512	772	5110
平成19年	32, 162, 793	32, 162, 793	914, 417	911, 310	3, 683	349, 495	364, 580	3, 979	1, 841	68083	58732	845	4792
平成20年	32, 162, 793	32, 216, 775	1, 169, 238	1, 185, 756	1, 025	366, 029	395, 852	4, 662	6, 074	44132	25917	710	6030
平成21年	29, 610, 742	29, 733, 450	1, 273, 864	1, 314, 205	2, 041	339, 051	382, 163	4, 010	7, 954	33816	14497	628	7732
1月	2, 140, 328	2, 485, 966	91, 429	102, 042	328	23, 593	26, 835	132	315	2812	1250	44	601
2月	2, 220, 557	2, 230, 789	100, 221	95, 890	2	23, 831	27, 255	178	202	2595	1172	42	596
3月	2, 686, 703	2, 757, 889	106, 596	116, 438	36	28, 476	33, 653	276	315	2938	1267	34	661
4月	2, 183, 478	2, 104, 902	96, 663	98, 423	172	26, 831	30, 078	339	344	2813	1174	55	692
5月	2, 340, 012	2, 416, 167	83, 971	89, 503	80	24, 686	29, 075	348	359	2737	1148	54	574
6月	2, 234, 245	2, 229, 878	80, 539	84, 450	395	26, 120	29, 082	378	377	3073	1216	49	584
7月	2, 589, 158	2, 509, 532	116, 090	117, 645	621	30, 093	35, 334	331	446	2710	1146	60	544
8月	2, 860, 776	2, 930, 886	125, 847	124, 821	24	28, 820	32, 072	451	648	2571	1087	52	479
9月	2, 721, 737	2, 770, 836	108, 574	115, 748	229	29, 829	32, 482	399	1, 139	2514	1083	54	675
10月	2, 647, 918	2, 633, 194	114, 509	118, 707	1	31, 368	33, 330	395	1, 250	2907	1191	66	746
11月	2, 509, 072	2, 528, 771	117, 752	121, 395	151	29, 511	30, 930	343	1, 148	2775	1260	57	747
12月	2, 476, 758	2, 134, 640	131, 673	129, 143	2	35, 893	42, 037	440	1, 411	3371	1503	61	833

資料：「第61回　東京都統計年鑑　平成21年」（平成23年3月、東京都総務局統計部調査課）

5)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域の学校等の一覧は表 4-2-2-13 示すとおりである。

また、対象事業実施区域の医療・福祉施設等の一覧は表 4-2-2-14 に示すとおりである。

図面集［図-21　学校等の分布図］［図-22　医療・福祉施設等の分布図］

表 4-2-2-13(1)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
1	港区	保育所	芝浦アイランドこども園	芝浦 4-20-1
2			こうなん保育園	港南 4-2-3-101
3			高輪保育園	高輪 3-19-36
4			芝保育園	芝 5-18-1-101
5			南麻布保育園	南麻布 4-2-29-101
6			志田町保育園	白金 1-11-16
7			白金保育園	白金 3-10-12
8			愛星保育園	高輪 1-27-40
9			みつばち保育園	白金 4-7-2
10			みなと保育園	高輪 1-6-9
11			ベネッセチャイルドケアセンター港南	港南 4-6-4
12			アスク芝浦４丁目	芝浦 4-12-28
13			三田プチ・クレイシュ	芝 5-29-22
14			ゆらりん三田保育園	三田 2-7-13
15			ニチイアイリスキッズ高輪保育園	三田 3-11-26
16			プチ・ナーサリー田町	芝 4-16-1
17			小学館アカデミー三田駅前保育園	芝 4-3-5
18			ゆらりん白金高輪保育園	高輪 1-3-16
19			コンビプラザ白金台保育園	白金台 3-15-16
20			ポピンズナーサリースクール白金台	白金台 4-8-16
21			さわやか保育園・白金高輪	白金 1-25-25
22			ポピンズナーサリースクール高輪	三田 4-9-7
23			アンジェリカ保育園芝浦園	芝浦 4-22-2
24			アンジェリカ保育園田町園	芝浦 1-14-6
25			ポピンズナーサリースクール芝浦	芝浦 4-10-1
26			さわやか保育園・港南	港南 4-2-5
27			アンジェリカ保育園品川園	港南 2-3-13
28		幼稚園	港南幼稚園	港南 4-3-29
29			高輪幼稚園	高輪 2-12-31
30			白金台幼稚園	白金台 3-7-1
31			芝浦幼稚園	芝浦 3-1-20
32			本村幼稚園	南麻布 3-9-33
33			三光幼稚園	白金 3-13-8
34			白金幼稚園	白金台 5-23-11
35			サンタ・セシリア幼稚園	白金 4-7-23
36			枝光会附属幼稚園	三田 4-19-36
37		小学校	港南小学校	港南 4-3-28
38			高輪台小学校	高輪 2-8-24

表 4-2-2-13(2)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
37	港区	小学校	港南小学校	港南 4-3-28
38			高輪台小学校	高輪 2-8-24
39			白金小学校	白金台 1-4-26
40			芝浦小学校	芝浦 4-8-18
41			御田小学校	三田 4-11-38
42			三光小学校	白金 3-18-2
43			神応小学校	白金 6-9-5
44			本村小学校	南麻布 3-9-33
45			東町小学校	南麻布 1-8-11
46			聖心女子学院初等科	白金 4-11-1
47		中学校	港南中学校	港南 4-3-3
48			三田中学校	三田 4-13-13
49			高松中学校	高輪 1-16-25
50			朝日中学校	白金 4-1-12
52			慶應義塾中等部	三田 2-17-10
53			高輪中学校	高輪 2-1-32
54			聖心女子学院中等科	白金 4-11-1
55			東海大学付属高輪台高等学校中等部	高輪 2-2-16
56			東京女子学園中学校	芝 4-1-30
57			普連土学園中学校	三田 4-14-16
58			頌栄女子学院中学校	白金台 2-26-5
59		高等学校	頌栄女子学院高等学校	白金台 2-26-5
60			明治学院高等学校	白金台 1-2-37
61			東京工業大学附属科学技術高等学校	芝浦 3-3-6
62			東京工業大学附属興業高等学校	芝浦 3-3-6
63			東海大学付属高輪台高等学校	高輪 2-2-16
64			高輪高等学校	高輪 2-1-32
65			慶応義塾女子高等学校	三田 2-17-23
66			芝浦工業大学附属第一高等学校	芝浦 3-9-14
67			聖心女子学院高等科	白金 4-11-1
68			東京女子学園高等学校	芝 4-1-30
69			普連土学園高等学校	三田 4-14-16
70			明治学院高等学校	白金台 1-2-37
71		特別支援学校	港特別支援学校	港南 3-9-45
72		専修学校	聖心女子専門学校	白金 4-11-1
73			聖徳大学幼児教育専門学校	三田 3-4-28
74			読売理工医療福祉専門学校	芝 5-26-16
75		短期大学	東海大学短期大学	高輪 2-3-23
76		大学・大学院	慶應義塾大学	三田 2-15-45
77			芝浦工業大学	芝浦 3-9-14
78			北里大学	白金 5-9-1
79			東海大学	高輪 2-3-23
80			明治学院大学	白金台 1-2-37
81			東京海洋大学	港南 4-5-7
82	渋谷区	幼稚園	渋谷同胞幼稚園	恵比寿 2-32-18
83		小学校	慶応義塾幼稚舎	恵比寿 2-35-1

表 4-2-2-13(3)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
84	品川区	保育所	滝王子保育園	大井 5-18-1
85			伊藤保育園	西大井 6-13-1
86			富士見台保育園	西大井 6-1-15
87			西大井保育園	西大井 1-1-1
88			大井倉田保育園	大井 4-11-8
89			旗の台保育園	旗の台 5-19-5
90			一本橋保育園	大井 2-25-1
91			源氏前保育園	中延 4-14-19
92			南ゆたか保育園	豊町 4-17-21
93			西中延保育園	中延 3-8-5
94			二葉保育園	二葉 1-4-25
95			品川保育園	東大井 5-8-12
96			東中延保育園	東中延 2-5-10
97			ゆたか保育園	豊町 1-18-15
98			清水台保育園	荏原 7-8-3
99			中延保育園	西中延 1-6-16
100			三ツ木保育園	西品川 1-9-18
101			荏原西保育園	荏原 4-16-11
102			西品川保育園	西品川 3-16-35
103			西品川保育園分園	西品川 3-16-28
104			荏原保育園	荏原 2-16-18
105			北品川保育園	北品川 2-7-21
106			北品川第二保育園	北品川 3-7-43
107			平塚保育園	平塚 2-2-3
108			東品川保育園	東品川 1-34-9
109			大崎保育園	大崎 5-2-1
110			五反田保育園	東五反田 2-15-6
111			八ツ山保育園	東品川 1-2-15
112			西五反田保育園	西五反田 3-9-10
113			西五反田第二保育園	西五反田 6-5-6
114			東五反田保育園	東五反田 5-24-1
115			二葉つぼみ保育園	二葉 1-3-24
116			台場保育園	東品川 1-8-30
117			ぷりすくーる西五反田保育園	西五反田 3-9-9
118			戸越ひまわり保育園	戸越 6-16-14
119			日本音楽学校保育園	豊町 2-16-12
120			東戸越保育園	戸越 4-1-10
121			どんぐり保育園	南品川 2-9-13
122			どんぐり保育園	南品川 2-15-6
123			どんぐり保育園	南品川 2-9-25
124			キッズタウンにしおおい保育園	西大井 2-5-21
125			グローバルキッズ荏原町保育園	中延 5-2-1
126			とうかいどう保育園	南品川 1-2-11
127			みずなら保育園	東品川 3-21-10
128	品川区	幼稚園	伊藤幼稚園	西大井 5-22-8
129			城南幼稚園	南品川 2-8-21
130			平塚幼稚園	荏原 4-5-22
131			御殿山幼稚園	北品川 5-10-7
132			第一日野幼稚園	西五反田 6-5-6

表 4-2-2-13(4)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
133	品川区	幼稚園	二葉幼稚園	二葉 1-3-24
134			台場幼稚園	東品川 1-8-30
135			ひつじ丘幼稚園	西大井 4-19-11
136			大井うさぎ幼稚園	大井 7-1-5
137			あけぼの幼稚園	大井 5-10-12
138			小野学園幼稚園	西大井 1-6-13
139			荏原学園旭幼稚園	中延 5-6-18
140			亀田幼稚園	中延 6-1-3
141			文教大学学園幼稚園	旗の台 3-2-17
142			エトワール幼稚園	南品川 5-12-4
143			帝京にしき幼稚園	旗の台 6-5-30
144			洗足うさぎ幼稚園	荏原 7-18-15
145			日本音楽学校付属幼稚園	豊町 2-16-12
146			八潮幼稚園	東品川 3-24-8
147			行慶寺ルンビニ幼稚園	戸越 2-6-31
148			戸越幼稚園	戸越 1-21-15
149			大崎幼稚園	大崎 3-11-1
150			専修幼稚園	西五反田 6-11-5
151			品川教会附属幼稚園	北品川 4-7-40
152		小学校	伊藤小学校	西大井 5-6-8
153			原小学校	大井 5-1-37
154			山中小学校	大井 3-7-19
155			上神明小学校	二葉 4-4-10
156			旗台小学校	旗の台 4-7-11
157			源氏前小学校	中延 6-2-18
158			杜松小学校	豊町 4-24-15
159			大原小学校	戸越 6-17-3
160			清水台小学校	旗の台 1-11-17
161			大間窪小学校	二葉 1-1-2
162			延山小学校	西中延 2-17-5
163			第二延山小学校	旗の台 1-6-1
164			戸越小学校	豊町 2-1-20
165			浅間台小学校	南品川 6-8-8
166			宮前小学校	戸越 4-5-10
167			中延小学校	中延 1-11-15
168			城南小学校	南品川 2-8-21
169			京陽小学校	平塚 2-19-20
170			三木小学校	西品川 3-16-28
171			城南第二小学校	東品川 3-4-5
172			平塚小学校	平塚 3-16-26
173			品川小学校	北品川 3-9-30
174			芳水小学校	大崎 3-12-22
175			台場小学校	東品川 1-8-30
176			第一日野小学校	西五反田 6-5-32
177			御殿山小学校	北品川 5-2-6
178			第二日野小学校	東五反田 2-11-1
179			第三日野小学校	上大崎 1-19-19
180			第四日野小学校	西五反田 4-29-9
181			小野学園小学校	西大井 1-6-13

表 4-2-2-13(5)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
182	品川区	中学校	冨士見台中学校	西大井 5-5-14
183			伊藤中学校	大井 5-1-37
184			荏原第五中学校	旗の台 5-11-13
185			豊葉の杜中学校	豊町 3-5-31
186			東海中学校	東品川 3-30-15
187			荏原平塚中学校	平塚 3-16-26
188			大崎中学校	西品川 3-10-6
189			戸越台中学校	戸越 1-15-23
190			城南中学校	北品川 3-9-30
191			荏原第一中学校	荏原 1-24-30
192			日野中学校	東五反田 2-11-1
193			小野学園女子中学校	西大井 1-6-13
194			文教大学付属中学校	旗の台 3-2-17
195			香蘭女学校中等科	旗の台 6-22-21
196			青稜中学校	二葉 1-6-6
197			品川女子学院中等部	北品川 3-3-12
198			立正中学校	大崎 4-2-16
199			攻玉社中学校	西五反田 5-14-2
200		高等学校	大崎高等学校	豊町 2-1-7
201			八潮高等学校	東品川 3-27-22
202			朋優学院高等学校	西大井 6-1-23
203			小野学園女子高等学校	西大井 1-6-13
204			文教大学付属高等学校	旗の台 3-2-17
205			香蘭女学校高等科	旗の台 6-22-21
206			青稜高等学校	二葉 1-6-6
207			品川エトワール女子高等学校	南品川 5-12-4
208			日本音楽高等学校	豊町 2-16-12
209			品川女子学院高等部	北品川 3-3-12
210			立正高等学校	大崎 4-2-16
211			攻玉社高等学校	西五反田 5-14-2
212		特別支援学校	品川特別支援学校	南品川 6-15-20
213		専修学校	池見東京医療専門学校	東大井 4-12-10
214			荏原医師会立看護高等専修学校	中延 1-7-12
215			品川介護福祉専門学校	西品川 1-28-3
216			品川ファッションビジネス専門学校	中延 5-15-9
217			昭和大学医学部附属看護専門学校	旗の台 1-5-8
218			東京健康科学専門学校	南品川 6-10-5
219			東京工科専門学校品川校	南品川 3-7-12
220			東京歯科技工専門学校	西五反田 5-1-10
221			東京聖星社会福祉専門学校	豊町 2-16-12
222			東京マックス美容専門学校	大井 1-48-11
223			ドレスメーカー学院	上大崎 4-6-19
224			宮川文化服装専門学校	大崎 4-5-20
225			日本書道専門学校	上大崎 2-19-6
226		短期大学	杉野服飾大学短期大学部	上大崎 4-6-19
227			攻玉社工科短期大学	西五反田 5-14-2
228		大学	清泉女子大学	東五反田 3-16-21
229			東京医療保健大学	東五反田 4-1-17
230			杉野服飾大学	上大崎 4-6-19

表 4-2-2-13(6)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
231	品川区	大学	立正大学	大崎 4-2-16
232			星薬科大学	荏原 2-4-41
233			昭和大学	旗の台 1-5-8
234	大田区	保育所	わかば保育園	田園調布南 8-23
235			久が原保育園	久が原 2-16-17
236			仲池上保育園	仲池上 1-21-16
237			田園調布保育園	田園調布本町 7-15
238			上池台保育園	上池台 5-11-17
239			南馬込第二保育園	南馬込 1-24-9
240			馬込保育園	中馬込 3-25-2
241			雪谷保育園	東雪谷 3-6-1
242			田園調布二丁目保育園	田園調布 2-17-2
243			小池保育園	上池台 4-23-9
244			千束保育園	南千束 3-23-10
245			北嶺町保育園	北嶺町 19-13
246			洗心保育園	南千束 2-2-6
247			おおたみんなの家	南馬込 1-9-1
248			久が原ハーモニー保育園	久が原 1-1-9
249			洗足池保育園	南千束 3-24-15
250		幼稚園	天使幼稚園	久が原 4-3-23
251			みたけ幼稚園	北嶺町 37-20
252			馬込なかよし幼稚園	西馬込 2-27-11
253			ぶどうの木幼稚園	北嶺町 3-25
254			池上みどり幼稚園	上池台 5-36-5
255			清明幼稚園	南雪谷 3-17-19
256			瑞穂幼稚園	南馬込 1-40-15
257			雪ケ谷ルーテル幼稚園	東雪谷 3-24-10
258			小さき花の幼稚園	田園調布 3-30-25
259			田園調布ルーテル幼稚園	田園調布 2-37-5
260			大田こまどり幼稚園	北馬込 2-29-15
261			田園調布幼稚園	田園調布 3-4-6
262			白百合幼稚園	上池台 4-7-5
263			東京昭和幼稚園	上池台 1-23-2
264			福音ルーテル教会大岡山幼稚園	南千束 3-16-5
265			小鳩幼稚園	北千束 3-19-11
266			馬込幼稚園	南馬込 2-25-11
267		小学校	東調布第一小学校	田園調布南 28-7
268			松仙小学校	久が原 1-11-1
269			池雪小学校	東雪谷 5-7-1
270			調布大塚小学校	雪谷大塚町 12-1
271			馬込小学校	南馬込 1-34-1
272			雪谷小学校	南雪谷 3-9-23
273			田園調布小学校	田園調布 2-31-16
274			小池小学校	上池台 2-22-7
275			馬込第三小学校	北馬込 1-28-1
276			洗足池小学校	南千束 3-35-2
277			赤松小学校	北千束 2-35-8
278			嶺町小学校	田園調布南 6-10
279			清明学園初等学校	南雪谷 3-12-26
280			文教大学付属小学校	東雪谷 2-3-12

表 4-2-2-13(7)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
281	大田区	中学校	東調布中学校	田園調布南 29-15
282			馬込中学校	西馬込 2-35-6
283			大森第十中学校	仲池上 2-13-1
284			雪谷中学校	南雪谷 5-1-1
285			貝塚中学校	中馬込 3-13-1
286			田園調布中学校	田園調布 2-60-1
287			石川台中学校	石川町 2-23-1
288			大森第六中学校	南千束 1-33-1
289			馬込東中学校	南馬込 2-26-30
290			清明学園中学校	南雪谷 3-12-26
291		高等学校	田園調布高等学校	田園調布南 27-1
292			雪谷高等学校	久が原 1-14-1
293		特別支援学校	田園調布特別支援学校	田園調布 5-43-6
294		専修学校	荏原看護専門学校	大田区東雪谷 4-5-28
295	目黒区	大学	東京工業大学	大岡山 2-12-1
296	世田谷区	保育所	南奥沢保育園	奥沢 1-2-13
297			尾山台保育園	尾山台 1-1-6
298			グリーンヒル奥沢保育園	奥沢 1-48-13
299		幼稚園	調布幼稚園	東玉川 1-1-21
300			銀の鈴幼稚園	東玉川 2-30-3
301			田園調布雙葉小学校附属幼稚園	玉川田園調布 1-20-9
302			尾山台ナザレン幼稚園	尾山台 2-5-6
303			白菊幼稚園	奥沢 1-18-9
304		小学校	東玉川小学校	奥沢 1-1-1
305			奥沢小学校	奥沢 3-1-1
306			八幡小学校	玉川田園調布 2-17-15
307			玉堤小学校	玉堤 2-11-1
308			田園調布雙葉小学校	玉川田園調布 1-20-9
309		中学校	奥沢中学校	奥沢 1-42-1
310			田園調布学園中等部	東玉川 2-21-8
311			田園調布雙葉中学校	玉川田園調布 1-20-9
312		高等学校	田園調布学園高等部	東玉川 2-21-8
313			田園調布雙葉高等学校	玉川田園調布 1-20-9
314		大学	東京都市大学	玉堤 1-28-1
315	稲城市	保育所	第５保育園	平尾 1187-3
316			ひらお保育園	平尾 3-1-23
317		幼稚園	平尾わかば幼稚園	平尾 3-7-5
318			はなぶさ幼稚園	平尾 2-9-11
319		小学校	平尾小学校	平尾 3-1-3
320		中学校	稲城第二中学校	坂浜 1340
321	町田市	保育所	町田ときわ保育園	常盤町 3465-1
322			桜台保育園	小山田桜台 1-18
323			花の木保育園	真光寺 3-1-6
324			小山保育園	小山町 2502
325			小山保育園（分園）	小山町 3166-1
326			小野路保育園（本園）	小野路町 1416
327			多摩境敬愛保育園	小山町 4464
328			子どもの森保育園	常盤町 2970-1
329			子どもの森保育園（分園）	小山町 1016

表 4-2-2-13(8)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
330	町田市	保育所	敬愛桃の実保育園	小山ヶ丘 3-28
331			東平ひまわり保育園	広袴町 543-1
332			サンフィール保育園	小山町 4604-2
333		幼稚園	桜美林幼稚園	常盤町 3613-3
334			子どもの森幼稚園	常盤町 3031-2
335			鶴川平和台幼稚園	能ヶ谷 6-41-1
336			鶴川若竹幼稚園	野津田町 1303
337			和光鶴川幼稚園	真光寺町 1271-1
338			町田すみれ幼稚園	小山町 4365-1
339		小学校	小山田南小学校	小山田桜台 2-7
340			鶴川第三小学校	鶴川 6-5
341			鶴川第一小学校	野津田町 1290
342			鶴川第二小学校	能ヶ谷 7-24-1
343			小山小学校	小山町 944
344			鶴川第四小学校	鶴川 3-22
345			小山田小学校	上小山田町 614
346			小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘 5-37
347			図師小学校	図師町 239-19
348			小山中央小学校	小山ヶ丘 3-7-1
349			和光鶴川小学校	真光寺町 1282-1
350		中学校	小山田中学校	小山田桜台 1-12
351			鶴川第二中学校	鶴川 6-4
352			鶴川中学校	小野路町 1905-1
353			真光寺中学校	真光寺 3-8-1
354			桜美林中学校	常盤町 3758
355			日本大学第三中学校	図師町 11-2375
356			和光中学校	真光寺町 1291
357		高等学校	野津田高等学校	野津田町 2001
358			桜美林高等学校	常盤町 3758
359			日本大学第三高等学校	図師町 11-2375
360			和光高等学校	真光寺町 1291
361		特別支援学校	町田の丘学園	野津田町 2003
362		高等専門学校	サレジオ工業高等専門学校	小山ヶ丘 4-6-8
363		短期大学	桜美林大学短期大学部	常盤町 3758
364		大学	国士舘大学	広袴 1-1-1
365			桜美林大学	常盤町 3758
366	多摩市	保育所	こころ保育園	鶴牧 5-5
367			貝取保育園	貝取 4-10
368		幼稚園	せいとく幼稚園	落合 4-12
369			おだ学園幼稚園	落合 5-7-2
370		高等学校	永山高等学校	永山 5-22
372		大学	国士舘大学	永山 7-3-1
373			恵泉女学園大学	南野 2-10-1

表 4-2-2-13(9)　対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
374	八王子市	特別支援学校	南大沢学園特別支援学校	南大沢-28
375		大学	多摩美術大学	鑓水 2-1723

資料：「東京都公立学校一覧」（平成 23 年 6 月現在、東京都教育庁総務部教育情報課ホームページ）
「東京都内の私立専修学校一覧」
（平成 23 年 6 月現在、東京都生活文化局私学部私学行政課専修各種学校係ホームページ）
「教育」（平成 23 年 6 月現在、文部科学省ホームページ）
「港区ポータルサイト　学校教育・こどもの施設」（平成 23 年 6 月現在、港区ホームページ）
「品川区　子育て、学校」（平成 23 年 6 月現在、品川区ホームページ）
「渋谷区　子育て・教育」（平成 23 年 6 月現在、渋谷区ホームページ）
「大田区　施設案内（保育・児童・教育）」（平成 23 年 6 月現在、大田区ホームページ）
「目黒区　子育て・保育、学校・教育・生涯学習」（平成 23 年 6 月現在、目黒区ホームページ）
「世田谷区　子ども・教育（あずける、学ぶ）」（平成 23 年 6 月現在、世田谷区ホームページ）
「稲城市　子育て、教育」（平成 23 年 6 月現在、稲城市ホームページ）
「町田市　幼稚園・保育園、学校教育」（平成 23 年 6 月現在、町田市ホームページ）
「多摩市　市役所・施設案内（保育園、市内幼稚園、小・中学校一覧）」
（平成 23 年 6 月現在、多摩市ホームページ）
「八王子市　子どもとその家庭、教育・生涯学習」（平成 23 年 6 月現在、八王子市ホームページ）

表 4-2-2-14(1)　対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地
1	港区	病院	古川橋病院	南麻布 2-10-21
2			西原病院	白金 1-3-2
3			せんぽ東京高輪病院	高輪 3-10-11
4			北里大学　北里研究所病院	白金 5-9-1
5			東京大学医科学研究所附属病院	白金台 4-6-1
6		児童福祉関係施設	港南児童館	港南 4-3-29
7			芝児童館	芝 5-18-1-102
8			豊岡児童館	三田 5-7-7
9			三田松坂児童遊園	三田 5-16-8
10			高輪児童館	高輪 3-18-15
11			白金児童遊園	白金台 2-24-3
12			朝日児童館	白金 4-1-10
13			白金台児童館	白金台 4-8-5
14		高齢者福祉関係施設	三田福祉会館	芝 4-1-17
15			港区立ケアハウス港南の郷	港南 3-3-23
16			港区立在宅介護支援センター港南の郷	港南 3-3-23
17			社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会　港	港南 3-3-23
18			港区立芝在宅介護支援センター	芝 3-24-5
19			港区立豊岡福祉会館	三田 5-7-7
20			高輪福祉会館	高輪 3-18-15
21			麻布在宅介護支援センター	南麻布 2-10-21
22			港区立白金福祉会館	白金 3-10-12
23			白金台福祉会館	白金台 4-8-5
24			港区立在宅介護支援センター白金の森	白金台 5-20-5
25			東京都港区　港区立特別養護老人ホーム白金の森	白金台 5-20-5
26		その他の施設	東京掖済会クリニック	芝浦 3-2-28
27			高浜荘	港南 1-1-27
28			港区立港授産所(旧：港区立港内職補導授産所)	高輪 1-4-8
29	品川区	病院	北品川病院	北品川 1-23-19
30			第三北品川病院	北品川 3-3-7
31			東芝病院	東大井 6-3-22
32			大井中央病院	大井 4-11-27
33			大崎病院　東京ハートセンター	北品川 5-4-12
34			大村病院	大井 3-27-11
35			阿部病院	東五反田 1-6-8
36			ＮＴＴ東日本関東病院	東五反田 5-9-22
37			昭和大学病院附属東病院	西中延 2-14-19
38			昭和大学病院	旗の台 1-5-8
39			旗の台脳神経外科病院	旗の台 5-17-16
40		児童福祉関係施設	東品川児童センター	東品川 1-34-9
41			北品川児童センター	北品川 2-7-21
42			南品川児童センター	南品川 4-5-28
43			大井倉田児童センター	大井 4-11-34
44			小関児童センター	北品川 5-8-15
45			一本橋児童センター	大井 2-25-1
46			滝王子児童センター	大井 5-19-14
47			三ツ木公園	西品川 2-6-11
48			三ツ木児童センター	西品川 2-6-13
49			東五反田児童センター	東五反田 5-24-1
50			ゆたか児童センター	豊町 1-18-15

表 4-2-2-14(2)　対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地
51	品川区	児童福祉関係施設	南ゆたか児童センター	豊町 4-17-21
52			平塚児童センター	平塚 2-2-3
53			伊藤児童センター	西大井 6-13-1
54			富士見丘児童遊園	西大井 5-7-3
55			大原児童センター	戸越 6-16-1
56			富士見台児童センター	西大井 6-1-8
57			品川区ひまわり荘	平塚 2-12-2
58			東中延児童センター	東中延 2-5-10
59			西中延児童センター	西中延 3-8-5
60			中延児童センター	西中延 1-6-16
61			東京都品川景徳学園	旗の台 5-25-19
62			旗の台児童センター	旗の台 5-19-5
63		障害福祉関係施設	第一しいのき学園	東品川 3-1-8
64			第二しいのき学園	東品川 3-1-8
65			トット文化館	西品川 2-2-16
66			品川区立西大井福祉園	西大井 5-7-24
67			品川区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2
68		高齢者福祉関係施設	東品川シルバーセンター	東品川 3-32-10
69			品川区立東品川第二在宅介護支援センター	東品川 3-32-10
70			品川区立東品川在宅介護支援センター	東品川 3-1-5
71			社会福祉法人福栄会　晴楓ホーム	東品川 3-1-8
72			東海ホーム	東品川 3-1-8
73			北品川シルバーセンター	北品川 1-29-12
74			台場在宅介護支援センター	東品川 1-8-30
75			南品川シルバーセンター	南品川 5-10-3
76			品川区統括在宅介護支援センター	広町 2-1-36
77			品川区立大井在宅介護支援センター	大井 4-14-8
78			品川区立西大井第二在宅介護支援センター	大井 3-15-7
79			品川区立大崎在宅介護支援センター	大崎 2-11-9
80			五反田シルバーセンター	東五反田 2-15-6
81			品川区立戸越台第二在宅介護支援センター	西品川 1-28-3
82			大崎シルバーセンター	大崎 2-7-13
83			西大井シルバーセンター	西大井 1-8-7
84			社会福祉法人春光福祉会　ロイヤルサニー	西大井 2-4-4
85			品川区西大井在宅介護支援センター	西大井 2-4-4
86			上大崎シルバーセンター	上大崎 1-3-12
87			上大崎在宅介護支援センター	上大崎 1-3-12
88			ゆたかシルバーセンター	豊町 3-2-15
89			戸越台在宅介護支援センター	戸越 1-15-23
90			社会福祉法人三徳会品川区立戸越台特別養護老人ホーム	戸越 1-15-23
91			西五反田シルバーセンター	西五反田 3-9-10
92			品川区立上大崎第二在宅介護支援センター	西五反田 3-9-5304
93			平塚シルバーセンター	平塚 2-10-20
94			社会福祉法人三徳会　成幸ホーム	中延 1-8-7
95			成幸在宅介護支援センター	中延 1-8-7
96			中延シルバーセンター	中延 1-8-7
97			社会福祉法人品川総合福祉センター品川区立中延特別養護老人ホーム	中延 6-8-8
98			品川区立中延在宅介護支援センター	中延 6-8-8
99			社会福祉法人三徳会品川区立荏原特別養護老人ホーム	荏原 2-9-6
100			品川区立荏原在宅介護支援センター	荏原 2-9-6

表 4-2-2-14(3)　対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地
101	品川区	高齢者福祉関係施設	品川区立中延第二在宅介護支援センター	中延 6-5-19
102			旗の台シルバーセンター	旗の台 4-13-1
103			品川区立小山在宅介護支援センター	小山 7-14-18
104		その他の施設	ＳＳＳ３８	戸越 1-20-12
105			ＳＳＳ１３	西五反田 8-6-7
106	大田区	病院	昭和大学歯科病院	北千束 2-1-1
107			荏原病院	東雪谷 4-5-10
108			洗足池病院	上池台 2-32-7
109			田園調布中央病院	田園調布 2-43-1
110		児童福祉関係施設	南馬込児童館	南馬込 1-59-21
111			中馬込児童館	中馬込 1-19-1-201
112			救世軍機恵子寮	上池台 4-12-20
114			仲池上児童館	仲池上 1-21-16
115			大田区立コスモス苑	久が原 2-3-22
116			東京都立荏原病院	東雪谷 4-5-10
117			東京都立北療育医療センター城南分園	東雪谷 4-5-10
118			聖フランシスコ子供寮	久が原 4-2-1
119			上池台児童館	上池台 2-35-18
120			南雪谷児童館	南雪谷 5-18-22
121			洗足池児童館	南千束 2-15-1
122			東嶺町児童館	東嶺町 20-4
123			田園調布本町児童館	田園調布本町 13-22
124			田園調布二丁目児童館	田園調布 2-17-2
125		障害福祉関係施設	まごめ園	中馬込 2-3-19
126			大田区立上池台障害者福祉会館	上池台 5-5-1
127			大田区立久が原福祉園	久が原 1-2-5
128		高齢者福祉関係施設	大田区在宅介護支援センター馬込	中馬込 1-5-15 松岡ビル 1F
129			中馬込老人いこいの家	中馬込 1-19-1-101
130			社会福祉法人響会　好日苑	上池台 5-7-1
131			大田区在宅介護支援センター上池台	上池台 5-7-1
132			社会福祉法人池上長寿園　大田区立特別養護老人ホーム池上	仲池上 2-24-8
133			大田区在宅介護支援センター池上	仲池上 2-24-8
134			池上長寿園	仲池上 2-24-8
135			ひまわりホーム雪谷	東雪谷 5-8-8
136			洗足区民センター	上池台 2-35-2
137			グラニー雲ヶ谷・大田	雪ヶ谷 3-10-9
138			千束老人いこいの家	南千束 3-24-11
139			東嶺町老人いこいの家	東嶺町 20-4
140			大田区在宅介護支援センター田園調布医師会	石川町 2-7-1
141			大田区在宅介護支援センター大田西	雪谷大塚町 1-1
142			大田区在宅介護支援センターおんたけ山	田園調布本町 56-3
143			田園調布老人いこいの家	田園調布 2-58-5
144			田園調布西老人いこいの家	田園調布 4-44-9
145	目黒区	高齢者福祉関係施設	目黒区洗足在宅介護支援センター	洗足 2-25-16 カタバミビル 1 階
146	世田谷区	病院	大脇病院	奥沢 3-33-13
147		障害福祉関係施設	世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1
148		高齢者福祉関係施設	東玉川地区会館	東玉川 1-19-15
149			ロイヤルライフ奥沢	奥沢 3-33-13
150			奥沢在宅介護支援センター	東玉川 2-37-16

表 4-2-2-14(4)　対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地
151	世田谷区	高齢者福祉関係施設	世田谷区玉川田園調布在宅介護支援センター	玉川田園調布 2-16-12
152			玉堤地区会館	玉堤 1-12-18
153	稲城市	児童福祉関係施設	第三児童館	平尾 1-20-5
154		高齢者福祉関係施設	社会福祉法人平尾会　ひらお苑	平尾 2-49-20
155			老人介護支援センターひらお苑	平尾 2-49-20
156			第三文化センター内老人コーナー	平尾 1-20-5
157			在宅介護支援センター正吉苑	平尾 1127-1
158			社会福祉法人正吉福祉会　いなぎ正吉苑	平尾 1127-1
159			ベストライフたま	平尾 1250
160	町田市	病院	鶴川サナトリウム病院	真光寺町 197
161			鶴川さくら病院	小野路町 1632
162			南多摩整形外科病院	小野路町 11-1
163			多摩丘陵病院	下小山田町 1491
164			よしの病院	図師町 2252
165			常盤病院	常盤町 3439-2
166			こころのホスピタル町田	上小山田町 2140
167			ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8
168		児童福祉関係施設	ライシヤワ・クレーマ学園	野津田町並木 1942
169			バツト博士記念ホーム	下小山田町 2745-1
170			愛恵会乳児院	小山町 3191-3
171		障害福祉関係施設	つるかわ学園	真光寺町 186
172			小野路共働学舎	小野路町 2203
173			湯舟共働学舎	小野路町 1733
174			湯舟福祉ホーム	小野路町 1733
175			ひあたり野津田	野津田町 1832-5
176			町田荘	図師町 2987
177			ニーズセンター花の家	下小山田町 3160
178			はたらけバンク	下小山田町 3160
179			あらぐさ作業所	下小山田町 3315-5 竹一ビルディング地下 1 階
180		高齢者福祉関係施設	ふれあいいちょう館(鶴川)	大蔵町 1984-1
181			しんこうじ在宅介護支援センター鶴川サナトリウム病院	真光寺町 197
182			「サンシティ町田」	小野路町 1611-2
183			社会福祉法人福音会　福音の家	野津田町 1932
184			町田愛信園	野津田町 1932
185			ふくいん在宅介護支援センター	野津田町 1932
186			社会福祉法人東京援護協会　サルビア荘	図師町 2987
187			ロイヤルライフ多摩	下小山田町 1461
188			ふれあい桜館(小山田)	下小山田町 3580
189			小山田在宅介護支援センター	下小山田町 3580 ふれあい桜館 1 階
190			社会福祉法人竹清会　美郷	小山町字 13-1834-4
191			小山在宅介護支援センター美郷	小山町字 13-1834-4
192		その他の施設	桜ケ丘共働学舎	小野路町 2157
193	多摩市	児童福祉関係施設	落合児童館	落合 6-5
194	八王子市	高齢者福祉関係施設	八王子市在宅介護支援センター南大沢	南大沢 2-224-6

資料:「国土数値情報　ダウンロードサービス」(平成 23 年 6 月現在、国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)

(2)住宅の配置の概況

対象事業実施区域は、町田市の一部除き、都市計画法に基づく都市計画区域に位置している。

区部においては鉄道の駅や都道が多数存在しており、ほとんどの地域が市街化している。市部においては、小田急線、京王線、横浜線の沿線の駅を中心に市街化が進んでおり、住宅が多く存在する。

対象事業実施区域のうち、区部では、港区、品川区、目黒区は商業や工業系地域の割合が高く、中高層建築物が主である。大田区、世田谷区は、住居系地域の割合が高く、中高層建築物に比べて、低層建築物が多くなっている。市部では、町田市は用途指定がない区域も多いが、稲城市、多摩市、八王子市とともに住居系地域の割合が高く、低層建築物が多くなっている。

図面集［図-18　用途地域図］

6)環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1)指定文化財

対象事業実施区域の文化財保護法等による建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財一覧は表 4-2-2-15 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域を含む周辺区市の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 4-2-2-16 に示すとおりである。

図面集［図-23　指定文化財の分布図］

表 4-2-2-15(1)　対象事業実施区域の文化財一覧（建造物、史跡・旧跡、名勝、天然記念物）

No.	地域	種別		名称	所在地	指定年月日
1	港区	建造物	国指定	明治学院インブリー館	白金台 1-2-37	H10.12.25
2				慶応義塾三田演説館	三田 2-15-45	S42.6.15
3				慶応義塾図書館	三田 2-15-45	S44.3.12
4				瑞聖寺大雄宝殿	白金台 3-2-19	H4.8.10
5			国登録	三菱電機高輪荘主屋	白金台 2-6-11	H12.12.4
6				三菱電機高輪荘主蔵	白金台 2-6-11	H12.12.4
7				三菱電機高輪荘洋館	白金台 2-6-11	H12.12.4
8				東京水産大学雲鷹丸	港南 4-5-7	H10.12.11
9				キリスト友会フレンズセンター	三田 4-8-19	H7.12.26
10			都指定	旧朝香宮邸	白金台 5-21-9	H5.3.22
11			区指定	明治学院記念館	白金台 1-2-37	S54.10.23
12				明治学院礼拝堂	白金台 1-2-37	H1.10.15
13		史跡・旧跡	国指定	浅野長矩墓及び赤穂義士墓	高輪二丁目	T11.3.8
14				高輪大木戸跡	高輪二丁目	S3.2.7
15				荻生徂徠墓	三田四丁目	S24.7.13
16				東禅寺	高輪 3-16-16	H22.2.22
17				旧白金御料地	白金台五丁目	S24.4.12
18			都指定	英一蝶墓	高輪 2-8-2	S30.3.28
19				巌谷小波宅跡	高輪 4-1-18	S30.3.28
20				最初のイギリス公使宿館跡	高輪 3-16-16	S30.3.28
21				亀塚	三田 4-16-15	S58.5.6
22			区指定	大槻玄沢埋葬の地	高輪 3-16-16	S58.10.18
23		天然記念物	国指定	旧白金御料地	白金台五丁目	S24.4.12
24			都指定	旧細川邸のシイ	高輪 1-16-25	S36.1.31
25	品川区	建造物	国登録	小池家住宅主屋	北品川 5-740-10	H23.1.26
26			都指定	土浦家住宅	上大崎 2-6-14	H7.3.27
27			区指定	品川神社石造鳥居並木盤	北品川 3-7-15	S53.11.22
28				品川神社石造燈籠	北品川 3-7-15	S53.11.22
29				居木神社末社厳島神社	大崎 3-8-20	H16.8.24

表 4-2-2-15(2) 対象事業実施区域の文化財一覧（建造物、史跡・旧跡、名勝、天然記念物）

No.	地域	種別		名称	所在地	指定年月日
30	品川区	史跡・旧跡	国指定	加茂真淵墓	北品川 3 丁目	T15.10.20
31				沢庵墓	北品川 3 丁目	T15.10.20
32				旧白金御料地	上大崎 2 丁目	S24.4.12
33			都指定	熊本藩主　細川家墓所	北品川 3-11-17	H9.3.14
34				春秋庵白雄墓	南品川 5-16-22	S30.3.28
35				白井鳥酔墓	南品川 5-16-22	S30.3.28
36				岩倉具視墓	南品川 5-16-22	S30.3.28
37			区指定	享保二十一年銘道標	南品川 4-1-15	S53.11.22
38				大正六年銘道標	西品川 3-16	S53.11.22
39				板垣退助墓	北品川 3-7-15	S53.11.22
40				奥平家墓城	南品川 4-2-35	S53.11.22
41				渋川春海墓	北品川 4-11-8	S53.11.22
42				東海道品川宿本陣跡	北品川 2-7-21	S53.11.22
43				官営品川硝子製造所跡	北品川 4-11-5	S53.11.22
44				松平慶永（春嶽）墓	南品川 5-16-22	S53.11.22
45				由利公正墓	南品川 5-16-22	S53.11.22
46				海臓寺無縁塔群	南品川 4-4-2	S53.11.22
47				流民叢塚碑	北品川 2-2-14	S61.3.14
48				桃中軒雲右衛門の墓	南品川 2-8-23	H19.12.25
49				文政十一年銘道標	西品川 3-16-31	S53.11.22
50				元禄八年銘道標	西大井 1-6-3	S55.3.11
51				伊藤博文墓	西大井 6-10-18	S55.3.11
52				大井・原の水神池	西大井 3-1	S57.2.10
53				天保二年銘道標	中延 5-12-8	S55.3.11
54				柳亭種彦墓	荏原 1-1-19	S55.3.11
55				天明三年銘石造道標	中延 5-11-16	S61.3.14
56		天然記念物	国指定	旧白金御料地	上大崎 2 丁目	S24.4.12
57			区指定	品川寺のイチョウ	南品川 3-5-17	S53.2.14
58				稼穡稲荷の大イチョウ	北品川 2-32-3	S53.2.14
59				法禅寺のイチョウ	北品川 2-2-14	S53.2.14
60				大龍寺のシイ	南品川 4-2-16	S53.2.14
61				雉子神社のイチョウ	東五反田 1-2-33	S53.2.14
62				清泉女子大学のフウ	東五反田 3-16-21	S53.2.14
63				清岸寺のサクラ	上大崎 1-5-15	S53.2.14
64				誕生八幡神社のイチョウ（1）	上大崎 2-13-36	S53.2.14
65				誕生八幡神社のイチョウ（2）	上大崎 2-13-36	S53.2.14
66				滝王子稲荷神社のタブノキ	大井 5-12-8	S53.2.14
67				葛原神社のボダイジュ	荏原 6-2-13	S53.2.14
68				小山八幡神社のシイ(1)	荏原 7-5-14	S53.2.14
69				小山八幡神社のシイ(2)	荏原 7-5-14	S53.2.14
70				戸越八幡神社のケンポナシ	戸越 2-6-23	S53.2.14
71				金子家のカキ	豊町 4-23-11	S53.2.14
72				岡田家のシイ	中延 1-4-8	S53.2.14

表 4-2-2-15(3)　対象事業実施区域の文化財一覧（建造物、史跡・旧跡、名勝、天然記念物）

No.	地域	種別		名称	所在地	指定年月日
73	大田区	建造物	国登録	位田家住宅主屋	田園調布 3-12-11	H17.2.9
74				加藤家住宅主屋	田園調布 3-45-19	H14.6.25
75				河原家住宅主屋	南馬込 1-55-8	H12.2.15
76				吉川家住宅主屋	田園調布 4-21-16	H12.2.15
77				山崎家住宅主屋	西嶺町 33-9	H18.8.3
78				松風荘主屋	南千束 2-25-6	H15.3.18
79				松風荘待合	南千束 2-25-6	H15.3.18
80				松風荘門	南千束 2-25-6	H15.3.18
81				竹中家住宅主屋	田園調布 3-12-10	H12.9.26
82				鳳凰閣（旧清明文庫）	南千束 2-3-1	H12.2.15
83				妙福寺祖師堂（旧七面大明神堂）	南千束 2-2-7	H14.6.25
84				鈴木家住宅主屋	田園調布 3-3-17	H12.2.15
85			区指定	社殿彫刻	北嶺町 37-20	S49.2.2
86		史跡・旧跡	国指定	亀甲山古墳	田園調布 1 丁目	S3.2.7
87			都指定	宝莱山古墳	田園調布 4-4　他	H8.3.18
88				多摩川台古墳群	田園調布 1-63　他	H12.3.6
89				鵜木大塚古墳	雪谷大塚町 14-13	S30.3.28
90			区指定	旧中原街道	田園調布本町 27～50	S49.2.2
91			区指定	古墳石室（俗称穴八幡）	田園調布 4-33-6	S49.2.2
92			区指定	勝海舟夫妻墓所	南千束 2-3-7	S49.2.2
93			区指定	丸子の渡し跡	田園調布本町 31 地先	S50.3.19
94		名勝	区指定	洗足池	南千束 2-14-5	S50.3.19
95		天然記念物	都指定	秋葉のクロマツ	田園調布 5-3-19	S38.3.19
96	町田市	建造物	市指定	村野常右衛門生家	小野路町 1256-1	H6.7.11
97		史跡・旧跡	都指定	町田市田端環状積石遺構	小山町 3112-2　他	S46.3.29
98			都指定	小山田一号遺跡	小山田桜台 2-16-32	S60.3.18
99			市指定	白洲次郎・正子旧宅	能ヶ谷町 7-3-2　他	H14.11.14
100		天然記念物	市指定	シダレザクラ	小山町 2507-1	S39.11.25
101			市指定	シイ	小野路町 5451	S39.11.25
102	多摩市	建造物	市指定	旧有山家住宅	南野 2-13	S63.4.1
103		天然記念物	都指定	平久保のシイ	落合 4-7-2	S36.1.31
104			市指定	スダジイ	南野 2-14	S49.12.20

資料：「国指定文化財等データベース」（平成23年6月現在、文化庁ホームページ）
「東京都指定文化財情報」（平成 23 年 6 月現在、東京都ホームページ）
「港区　文化財のしおり」（平成 22 年 3 月、港区教育委員会）
「渋谷区文化財マップ」（平成 21 年 9 月、渋谷区教育委員会）
「しながわの史跡めぐり」（平成 17 年 12 月、品川区教育委員会）
「大田の史跡めぐり（増補改訂版）」（平成 17 年 3 月、品川区教育委員会）
「目黒区文化財マップ」（平成 22 年 3 月、目黒区教育委員会）
「世田谷区歴史・文化財マップ」（平成 21 年 3 月、世田谷区教育委員会）
「稲城市文化財マップ」（平成 20 年 1 月、稲城市教育委員会）
「第 44 号　町田市統計書」（平成 23 年 3 月、町田市総務部）
「多摩市の文化財案内」（平成 22 年 1 月、多摩市教育委員会）
「統計八王子　平成 22 年版」（平成 23 年 3 月、八王子市総務部）

表 4-2-2-16　埋蔵文化財包蔵地

（単位：箇所）

地域	遺跡数
港区	238
渋谷区	77
品川区	24
大田区	243
目黒区	61
世田谷区	303
稲城市	148
町田市	975
多摩市	323
八王子市	1,026

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
（平成 23 年 6 月現在、東京都教育庁地域教育支援部ホームページ）

(2)都市における自然環境の保全、風致地区の指定

ア．都市における自然環境の保全

東京都では、全面積のおよそ半分が商業地や住宅地などの市街地となっており、自然地や緑が著しく減少している。自然の保護と回復を図るため、「自然保護条例」や「緑の東京 10 年プロジェクト」などに基づき、緑の保全、開発の規制、市街地の緑化の推進などに取り組んでいる。また、健全な生態系を維持し、生物の多様性を維持するため、市街地や山地、島しょなどで、生息地の保護や、人間と自然の適切なかかわり合いを維持するためのしくみづくりなどを行っている。

対象事業実施区域及びその周囲における風致地区の指定状況は、表 4-2-2-17 に示すとおりである。

東京都全体では、26 地区（3,571.6ha）の指定があるが、対象事業実施区域及びその周囲では、港区では 1 地区、大田区で 2 地区、世田谷区で 1 地区、町田市で 2 地区が指定されている。また、一部の地区では特別緑地保全地域としても指定されている。

図面集［図-24　風致地区等の指定状況図］

表 4-2-2-17　風致地区の指定状況

地　域	名　称	面積（ha）	最終決定年月
港区	芝	47.70	昭和 38 年 10 月
大田区	洗足	26.40	昭和 38 年 10 月
大田区、世田谷区	多摩川	1,182.60	昭和 46 年 12 月
町田市	七国山	125.00	昭和 36 年 10 月
	小山田	60.00	昭和 36 年 10 月

資料：「東京都の公園緑地マップ 2011」（平成 23 年 3 月、東京都建設局公園緑地部計画課）

7) その他の事項

(1) 河川、湖沼等の利用状況

東京都の水源は、ほとんどが河川水で、地下水の比率は0.2%となっている。河川水は、78%が利根川・荒川水系、19%が多摩川水系である。

上水道の河川別取水量は、表 4-2-2-18 に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周囲における取水所は多摩川の砧及び砧下である。

表 4-2-2-18　上水道の河川別取水量（平成 21 年度）

（単位： m^3）

取水所		取水量
多摩川	羽村堰	276,520,700
	小作堰	33,665,600
	砧	13,367,600
	砧下	8,662,600
利根川	東村山	120,155,600
	朝霞	395,811,200
	三園	90,859,000
相模川	長沢	53,879,300
江戸川	金町	285,851,700
	三郷	302,862,200
その他	杉並	968,100
	多摩地区水源	100,711,900
合計		1,683,315,500

資料：「平成21年度事業年報（平成23年2月、東京都水道局総務部調査課）

(2) 下水道の整備状況

対象事業実施区域を含む周辺区市の下水道普及状況は、表 4-2-2-19 に示すとおりである。東京都全体の下水道の人口普及率が 99%であるのに対して、港区、渋谷区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区、多摩市は 100%、八王子市で 99%と東京都全体の普及率と同程度か高くなっている。また、稲城市は 97%であり、町田市は 94%で対象事業実施区域を含む周辺区市の中では最も低くなっている。

表 4-2-2-19　下水道の普及状況

（平成 21 年度末現在）

地域	総人口（人）	排水区域			処理区域			普及率（%）
		普及人口（人）	計画面積（ha）	面積（ha）	普及人口（人）	計画面積（ha）	面積（ha）	
港区	224,013	223,850	1,970	1,970	223,850	1,970	1,970	100
渋谷区	206,269	206,269	1,511	1,511	206,269	1,511	1,511	100
品川区	361,504	361,161	2,045	2,045	361,161	2,045	2,045	100
大田区	693,404	693,092	4,795	4,795	693,092	4,795	4,795	100
目黒区	261,036	261,036	1,440	1,440	261,036	1,440	1,440	100
世田谷区	849,259	848,789	5,707	5,708	848,789	5,708	5,707	100
稲城市	83,655	80,985	1,747	936	80,985	1,747	936	97
町田市	423,321	398,668	5,418	4,530	398,668	5,418	4,530	94
多摩市	147,971	147,953	2,019	2,014	147,953	2,019	2,014	100
八王子市	560,506	556,582	8,739	8,364	556,487	8,739	8,362	99
東京都	13,003,816	12,922,318	110,936	104,722	12,920,630	109,387	104,536	99

資料：「第 61 回　東京都統計年鑑　平成 21 年」（平成 23 年 3 月、東京都総務局統計部調査課）

(3) 廃棄物処理の状況

ア. 一般廃棄物処理の状況

対象事業実施区域を含む周辺区市の一般廃棄物の搬入状況は、表 4-2-2-20 に示すとおりである。各自治体とも可燃ごみの割合が多く、渋谷区及び大田区では約 93%、世田谷区では約 92%となっている。

一方、一般廃棄物の処理状況は、表 4-2-2-21 に示すとおりである。稲城市、町田市、多摩市及び八王子市の焼却処理の割合は全て 80%を超えている。なお、23 区では、区内で中間処理し、その後、都が設置・管理する最終処分場で埋立処分を行っている。

し尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、表 4-2-2-22 に示すとおりである。港区、渋谷区、品川区、大田区、目黒区及び世田谷区では、「東京二十三区清掃一部事務組合」が管理運営する下水道放流施設により処理を行っている。町田市では、し尿及び浄化槽汚泥ともに下水道処理であり、稲城市、多摩市及び八王子市では、し尿及び浄化槽汚泥ともに全てがし尿処理施設での処理となっている。

表 4-2-2-20　一般廃棄物の搬入状況（平成 21 年度）

（単位：t/年）

地域	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他のごみ	総収集量
港区	−	49,709	2,530	−	1,494	2,139	55,872
	−	89.0%	4.5%	−	2.7%	3.8%	
渋谷区	−	53,988	2,981	−	1,111	−	58,080
	−	93.0%	5.1%	−	1.9%	−	
品川区	−	71,755	3,994	26,342	2,279	−	104,370
	−	68.8%	3.8%	25.2%	2.2%	−	
大田区	−	136,102	5,929	−	3,878	−	145,909
	−	93.3%	4.1%	−	2.7%	−	
目黒区	−	50,217	2,849	21,810	2,011	−	76,887
	−	65.3%	3.7%	28.4%	2.6%	−	
世田谷区	−	171,986	8,119	−	6,352	−	186,457
	−	92.2%	4.4%	−	3.4%	−	
稲城市	−	16,578	1,381	3,628	350	29	21,966
	−	75.5%	6.3%	16.5%	1.6%	0.1%	
町田市	−	87,767	5,853	19,916	5,262	266	119,064
	−	73.7%	4.9%	16.7%	4.4%	0.2%	
多摩市	−	32,964	1,538	7,033	1,022	45	42,602
	−	77.4%	3.6%	16.5%	2.4%	0.1%	
八王子市	−	111,125	22,056	26,061	1,892	135	161,269
	−	68.9%	13.7%	16.2%	1.2%	0.1%	

資料：「平成21年度　一般廃棄物処理実態調査結果」
（平成23年6月現在、環境省廃棄物処理技術情報ホームページ）
「港区行政資料集」（平成22年9月、港区）
「しぶやの環境」（平成20年度・21年度版、渋谷区）
「品川区資源・ごみ量推移」（平成23年6月現在、品川区ホームページ）
「大田区政ファイル平成22年度版」（平成22年、大田区）
「目黒区ごみ量と資源回収量の推移」（平成23年6月現在、目黒区ホームページ）
「統計書　平成22年　総合編」（平成23年3月、世田谷区）

表 4-2-2-21　一般廃棄物の処理状況（平成 21 年度）

（単位：t/年）

地域	焼却量	埋立量	資源化量	その他	総処分量
稲城市	18,309	－	2,209	29	20,547
	89.1%	－	10.8%	0.1%	
町田市	100,775	－	6,943	－	107,718
	93.6%	－	6.4%	－	
多摩市	35,569	－	7,033	－	42,602
	83.5%	－	16.5%	－	
八王子市	135,689	－	3,266	－	138,955
	97.6%	－	2.4%	－	

資料：「平成 21 年度　一般廃棄物処理実態調査結果」
（平成 23 年 6 月現在、環境省廃棄物処理技術情報ホームページ）

表 4-2-2-22　し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（平成 21 年度）

（単位：kl/年）

地域	し尿				浄化槽汚泥			
	①し尿処理施設	②下水道投入	③その他	④小計＝①～③	⑤し尿処理施設	⑥下水道投入	⑦その他	⑧小計＝⑤～⑦
港区	－	－	－	－	－	－	－	－
渋谷区	－	－	－	－	－	－	－	－
品川区	－	－	－	－	－	－	－	－
大田区	－	－	－	－	－	－	－	－
目黒区	－	－	－	－	－	－	－	－
世田谷区	－	－	－	－	－	－	－	－
稲城市	937	－	－	937	2,379	－	－	2,379
町田市	－	3,384	－	3,384	－	21,605	－	21,605
多摩市	308	－	－	308	158	－	－	158
八王子市	4,735	－	－	4,735	19,160	－	－	19,160

資料：「平成 21 年度　一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 23 年 6 月現在、環境省廃棄物処理技術情報ホームページ）

イ．産業廃棄物処理の状況

東京都内の産業廃棄物の総排出量状況は、図 4-2-2-1 に示すとおりである。産業廃棄物の排出量 2,191 万 t のうち、99.0%にあたる 2,169 万 t が中間処理され、直接再生処理されるのは排出量の 9 万 t（0.4%）、直接最終処分されるのは 14 万 t（0.6%）である。中間処理される産業廃棄物は、脱水、焼却等の中間処理を経て減量化され、そのうち 572 万 t が再生利用、89 万 t が最終処分されている。その結果、排出量の 26.5%にあたる 581 万 t が再生利用され、68.8%にあたる 1,508 万 t が減量化され、4.7%にあたる 103 万 t が最終処分されている。

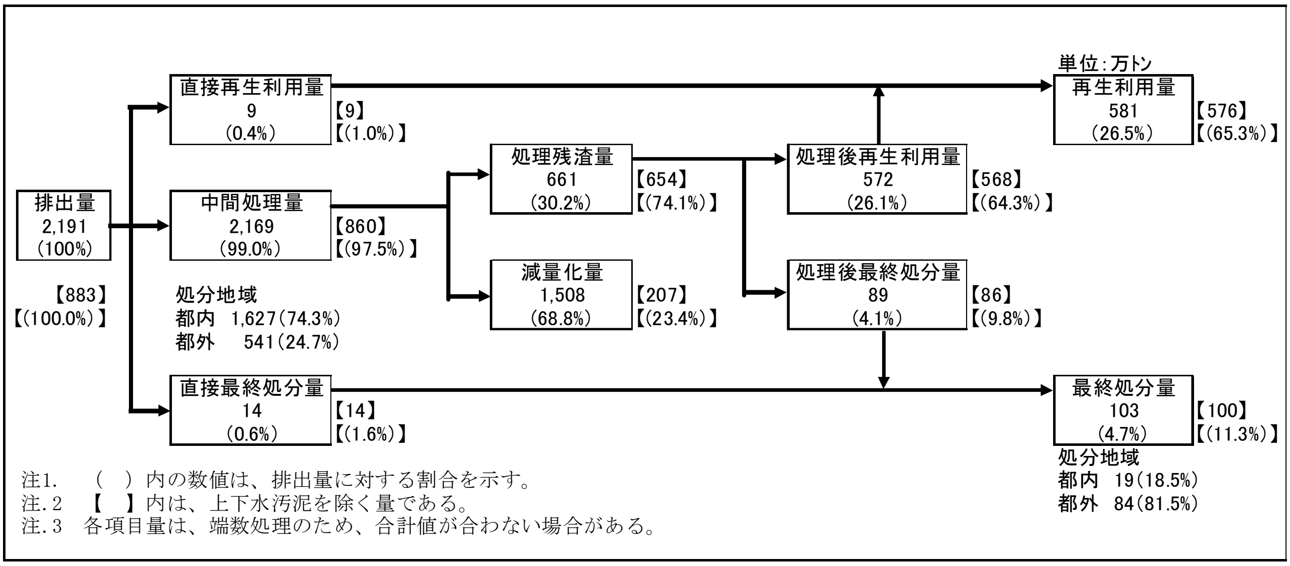

資料:「東京の資源循環2010」(平成23年6月現在、東京都環境局ホームページ)

図 4-2-2-1 産業廃棄物の処理状況(平成 20 年度)

(4)温室効果ガスの排出状況

対象事業実施区域を含む周辺区市における温室効果ガスの排出量は、表 4-2-2-23 に示すとおりである。

表 4-2-2-23 温室効果ガスの排出量(平成 21 年度)

(単位:千-CO_2eq)

地域	温室効果ガス排出量
港区	4,430
渋谷区	2,401
品川区	2,238
大田区	3,261
目黒区	1,221
世田谷区	3,097
稲城市	285
町田市	1,366
多摩市	702
八王子市	2,300

資料:「オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」(平成 23 年 3 月、公益財団法人特別区協議会)